

本日の会議に付した事件

平成28年第1回山元町議会定例会

平成28年3月3日（木）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成28年第1回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、5番伊藤貞悦君、6番岩佐秀一君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。

質問は論点を整理して、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君）10番高橋建夫君の質問を許します。高橋建夫君、登壇願います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。それでは、改めましておはようございます。

平成28年第1回山元町議会定例会において一般質問を行います。

大綱3件、細目8項目を通告していますので、始めさせていただきたいと思います。

大綱1件目の今後の執行体制と組織運営についてでございます。

復興計画では平成28年度は再生期と発展期の交差する時期でもあり、残すところ3カ年度となり、大変重要な節目の年度になる年と思います。

また、この復興・創生の間には決して忘れてならない従来の課題、少子高齢化、にぎわいの創出に向け、町が提出した教育行政改革、企業誘致、その他のもろもろの政策等々を心して発展期・創生期といいますか、それらに向かうことも大切ではないかと思っております。

それらをよく加味しながら、まずは何よりも復興計画を進めること。2つ目は、財政的な問題、課題。3つ目は、復興を含めた行政サービスの人的対応が最重要課題ではないかと思われま

ここではあえて今後の3年間の重要な時期を乗り切ると同時に、責任を持って次の時

代に継承していく、そういった執行体制と組織運営についてどう考えているのかを伺いたいという、そういう背景でございます。

具体的には、1番目として現状の重要課題と問題点。

2番目に、今後の人事採用と人事評価制度の導入について。

3番目といたしまして、平成30年度復興・再生期間、その後までとその後の執行体制、組織運営の重要課題と対策についてでございます。

次に、大綱2番目として、山元町全体の排水・道路補修についてでございます。

12月定例会において、私は大震災後の海側の物的及び精神的被害を思えば海側の復興を第一にという思いは当然でございます。しかしながら、大震災から5年を過ぎますと、丘通りの過去からの深刻な問題解決にも差し伸べる必要があるのではないかという思いで、横山の排水問題を取り上げました。

町長も各行政懇談会においてさまざまな住民の方々の要望もあったこと、既に施政方針の中で述べておられます。限られた予算の中で住民の保全に努めていくには、まず町全体、海、丘側、それらの排水・道路補修計画を単年度並びに中長期的に基づいた取り組みが必要と考えました。

そうした取り組み方と今回緊急を要する事例として、細目の2番目ですが、北部地区の排水対策、その中の1つとして八手庭川大沢地区橋の下の洗掘、これが民家ブロック基礎に直接当たる排水路になっておりますけれども、その基礎がえぐられ、大きな惨事にもなりかねないというような判断から取り上げさせていただきました。その下流の土砂の堆積もその一環です。

次に、小平地区の排水対策。いま繰越予算の範囲内と思っておりますが、角田山下線道路と交差する用水路の工期、これの時期の確認。

それから、これと合流する小平川という川があるんですが、老人憩いの家から西側に150メートルのところから大平のほうに回るところに橋がございますが、これらの洗掘等、その下流のほうの国道6号に横断するサックス前の洗掘、土砂堆積、これらについてでございます。

それから、明伸工業株式会社から約南側80メートルの地点、これは昭和62年の8.5集中のときに大きくえぐられたというのが一番最初の問題でしたけれども、今はこの土砂の崩れ、それから立ち木が横たわっている。そうした流水阻害の問題。こういった問題についての対策ということで質問をさせていただきます。

次に、大綱3件目の教育行政についてでございます。

平成25年広報やまもと5月号No.402号では、既に忘れた方もいるとは思われますけれども、山元町小・中学校教育環境整備方針を策定しましたという大タイトルのもとに、学校再編に向けての3つの基本方針を掲載されております。たまたま自分がそのとき教育委員長であったということから、頭から常に離れません。

今後ともこれらについて見守っていきたいという観点から、今回の質問に取り上げた次第です。

その際に、基本方針の1つとして、短期としては既に統合されています坂元小学校と中浜小学校を統合するという計画が基本方針で、これは平成25年の3月31日に既に中浜小学校を閉校して坂元小学校に統合し、現在に至っているという内容になっております。

それから、基本方針の2として、中期（平成27年、平成28年度）、まさに今と新年度ということになりますけれども、山下第二小学校を再建しますというタイトルが基本方針の2です。これは、結論から申し上げますと、平成28年の2学期から新しく第二小学校が開校するというような既に報告されていることと思います。

この間、平成27年4月28日に山下新市街地の周辺、この通学区の一部教育委員会のほうで調整区域として指定校を山下小学校、選択を山下第二小学校という形で調整され、弾力的な取り扱いをされてくれたというような認識を持っております。

それで、ここからが本日の質問となります。その中の公表された中の基本方針の3番目に、長期的な視野から小学校2学区、中学校1学区としますというタイトルになっております。小学校は、児童減少に伴う複式学級編成の実施時期が山下地区3小学校のタイミングと捉え、その前段階で各学校の保護者や地域への周知と協力、連携を密にし、具体的な検討に入っていくものとしてあります。

その際、町内2小学校における児童数のバランスを考慮した学区編成の検討も視野に入れるというふうに公表されております。

中学校に関しては、生徒同士が切磋琢磨できる環境、部活の選択肢の幅の確保、そして、教育教員定数の配置等から町内1校とすることが望ましい。そのようなことが述べてありますが、坂元中学校の生徒数の減少に伴い、これらの諸問題の言動を見きわめ、統合の時期を地域や山元町全体からの幅広い観点で検討していくと、このように発表されているわけです。

これらについて、具体的に今どのような動きになっているのかというような質問内容となります。

それから、第2番目として、学力、体力向上策の取り組みの現状と課題。とかく学力といいますと、日本海側の学校、小・中学校、とりわけ秋田校あたりと比較されがちですが、具体的に本町での学校で取り組んでいる内容等について伺いたいと思います。

それと、やっぱり家庭教育が基本というのが私の持論でもありますけれども、それらを中心に、協働教育推進事業の現状、課題、この辺について質問させていただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。高橋建夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、今後の執行体制と組織運営についての1点目、現状の重要課題と問題点ということについてでございますが、震災後に肥大化した組織の執行体制を考えますと、組織を構成する職員の絶対数確保と、これをマネジメントできる人材の確保が当面する最重要課題の一つであると認識しております。

とりわけ、職員数の確保については、2月1日現在で職員総数の約4割に相当する113名もの多くの派遣職員を受け入れている実態にあります。震災後の時間の経過に伴い、派遣もと自治体の定員管理や被災地支援に対する考え方の変化もあり、今後は派遣職員の確保を前提とした組織や職員勢力の維持がより一層厳しい状況になるのではないかと危惧しております。

他方、組織運営面で見えた場合、プロパー職員を中心とすることが理想ではありますが、

町職員の極端な年齢分布の偏在性などの問題もあり、課長職、全体で今24名おりますけれども、5名、そして、班長職、全体で36名中10名が外部に依存しているのが実態であります。

こうした当面する課題や年齢分布の偏在性に起因するさまざまな問題に対応していくためには、任期つき職員採用制度や新規職員採用に係る年齢制限の引き上げに加え、山元町職員の定年等に関する条例に基づく定年延長の導入及び再任用制度の活用など、さまざまな手法を駆使しながら、組織運営に当たっていく必要があると考えております。

こうした問題に加え、派遣もと自治体における人事作業の関係から、毎年ぎりぎりまで派遣職員数等の確定ができない状況にありまして、我が町の翌年度の組織編成や人事配置等の事務対応に十分な時間が確保できないなど、まさに綱渡りの対応を余儀なくされているなどの問題もあります。

他方、職員の内面的な問題としては、広範多岐、かつ膨大な復興関連事務事業が長期に及んでおり、職員のモチベーションの維持が大変であることに加え、メンタル面への影響も懸念されるところであります。

次に2点目、今後の人事採用と人事評価制度の導入についてですが、職員採用に当たっては、長期的な視点で効率的かつ安定的な組織運営が図られるような視点から、柔軟な定員管理が必要であると考えております。

また、人事評価制度の導入についてですが、職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力の把握、いわゆる能力評価、それから職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握する、いわゆる行政評価、こうした能力・実績に基づく人事管理を行うことによって、より高い能力を持った職員の育成や組織全体の士気高揚、公務能率の向上が期待されているところであります。

人事評価制度の円滑の導入に向け、これまで評価者研修及び被評価者研修会を開催し、制度理解に取り組んできたところでありますが、今後はこうした研修会や試行的な評価機関等を通じて得られた問題点等を整理検討し、我が町に合った制度の定着に意を用いてまいり所存であります。

次に3点目、平成30年度、復興再生期間までとその後の執行体制、そして、組織運営の重要課題と対策というふうなことについてですが、町の復興計画では平成30年度までを一区切りとはしているものの、現在取り組んでいる事業の進捗なども勘案しながら、執行体制を考えていく必要があると捉えているところであり、特段の状況変化がなければ、今後2、3年間は現行体制の維持が必要ではないかと考えております。

なお、課題としては、派遣職員撤退後には相当の戦力ダウンが否めない専門分野の事務事業をいかに円滑にプロパー職員が引き継いでいくか。また、震災後に事業量見合いで肥大化した現行組織をいかに身の丈に合った効率的な行政組織に集約・再編できるかなどが課題であると考えております。

これらの対策については、これまでも復興部門を直接担っている課・室等の円滑な事務引き継ぎを意識し、一定数のプロパー職員を配置しながら、知識の習得や貴重な経験を積んでもらっており、今後はこうしたプロパー職員が大きな戦力になるものと期待しているところであります。

しかし、抜本的な組織再編は避けられず、組織や事務の集約化を進めるに当たっては、行政改革並みの意気込みを持って臨む必要があると考えており、各課等の中心的な役割

を担っている職員を主体に、幅広く、かつ慎重に検討してまいり所存であります。

次に、大綱第2、山元町全体の排水・道路補修についての1点目、町全体の今後の排水及び道路補修計画についてですが、町では県管理の二級河川を除く河川及び排水路について、国道6号の上流を河川、下流を農業用排水路として位置づけております。

河川及び排水路の維持管理については、通常地域の皆様方の協力により、刈り払い作業や軽微な土砂浚渫をお願いしているところではありますが、経年劣化に伴う修繕や大規模な土砂の浚渫、大雨災害等に伴う復旧については、町と土地改良区がそれぞれの管理区分に基づき対策を講じているところでもあります。

これらの維持管理や改修については、年次計画を策定し、優先順位を付し、対策を講じているところではありますが、平成28年度においては大沢川や新井田川排水路の土砂堆積箇所の浚渫や鷲足川排水路の局部改良設計及び大沢川の護岸の補修等、局部的な改修を計画しており、今後とも計画的な維持管理及び改修に努めてまいります。

また、このような状況下において、排水不良箇所を把握するため、平成24年度に津波浸水区域内の排水解析を行い、これら解析結果に基づき、現在町地区における谷地川排水路合流部の改修を行っており、今後は町道山下花釜線と旧JR常磐線の交差部についても避難道路の整備とあわせて改修を計画しております。

その他の排水不良箇所については、改修規模が大きいため、町単独での施工が困難であることから、所管する国や県に改修の要望を行っているところであり、今後も引き続き改修の必要性を申し入れてまいります。

あわせて、現在被災した沿岸部の正常化を図るべく、山元東部地区農地整備事業が展開されておりますが、本事業において用排水の分離や排水系統の見直し、水路幅の拡幅や排水断面の改良を行い、さらに排水機場の新設や既存の機場の機能増量が計画されておりますことから、相当排水効果が得られるものと期待しております。

今後とも県や国、互理土地改良区などの関係機関との連携を密にし、町内の排水対策に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、道路補修計画についてですが、震災の復旧・復興事業に伴う土砂需要により、運搬するダンプトラックの交通量が増加し、町内各地の町道で路面損傷が著しい状況にあることから、現在道路の損傷度などを調査するため、路面性状調査や橋梁点検を実施しております。

中長期的にはこの調査結果をもとに、道路舗装・改善計画や橋梁長寿命化計画を策定し、国の社会資本整備総合交付金や町単独費用により計画的に舗装修繕や橋梁修繕工事を実施してまいります。

また、国道6号と県道相馬互理線間に位置する町道1号街道線及びこれに接続する福島県新地町までの町道を石油資源開発株式会社がガスパイプライン敷設のため、平成29年3月まで占用工事を行うことから、その際に石油資源開発株式会社において全面全幅員の舗装打ちかえを行うこととなっております。

このような中、来年度は社会資本整備総合交付金事業により、山元南スマートインターチェンジの福島県新地町方面からの利用促進を図るため、平成29年3月の開通時期に合せ施工する町道久保間中山線の通称万太郎橋のかけかえ工事や町道鷲足花釜線などの舗装補修工事を実施する予定であります。

次に2点目、北部地区の排水対策について、個別具体の箇所ごとにご解答申し上げます。

す。

まず、八手庭大沢地区の仮称洗掘及び国道6号横断部の浚渫についてですが、現地を調査した結果、底盤コンクリートの劣化により損傷と土砂が堆積している状況を確認しておりますので、平成28年度に工事着手する計画であります。

次に、小平地区における角田山下線の道路と交差する排水路の工期についてですが、今年度旧鷺足土取り場の岩機ダイカスト敷地東側にある防災調整池ののり面護岸と防災調整池から流れる排水路のうち、そば屋長常南側の県道角田山下線を横断する排水路の改修工事を計画しております。

防災調整池については、今月末完成見込みであります。排水路の改修工事については関係地権者との調整に時間を要していることから、平成28年度への繰り越しを見込んでおります。

次に、小平老人憩いの家上流の仮称洗掘と国道6号横断部の浚渫についてですが、老人憩いの家上流側の仮称洗掘状況は確認しており、平成28年度の工事着手を計画しております。

また、山元インターチェンジ出口にあるサンクス南側の国道6号横断部の浚渫は、堆積状況を注視し、今後必要に応じ浚渫工事を計画してまいります。

次に、明伸工業株式会社南側の排水路下流の冠水と上流の土砂崩れ、立木による流水阻害についてですが、国道6号沿い吉田酒店下流側の排水路の冠水原因として、常磐道と水路の交差部分に土砂の堆積があること、また、北側の山下排水機場側へ流れる水路との接続部構造の不具合により、冠水が発生していると思われることから、排水路に取水壁設置など、構造の変更が必要であるため、周辺農地利用者と調整を行い、浚渫や改修方法を検討してまいります。

また、排水路上流側はかねて懸案であった有限会社アークテックホームに通じる農道小平中向線を横断する管渠の改修工事を平成25年度に実施しております。以前はこの横断する管渠の断面が小さく、大雨時は流れを阻害し、上流側の冠水が発生しておりましたが、改修後は冠水がなくなっております。しかしながら、土側溝区間のため、土砂崩れや立木による流水阻害も発生していることから、今後立木の所有権について確認し、撤去を図ってまいります。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）大綱第3、教育行政について、教育長、森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。高橋建夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第3教育行政についての1点目、震災以降に公表された教育環境整備方針の重点課題についてですが、ご質問の山元町小・中学校教育環境整備方針は、東日本大震災の津波で被災した沿岸部の2つの小学校の併設状態の解消を解決するために平成25年3月に策定したものであります。

その方針において長期的な学校再編については、併設解消の問題と切り離して検討すべきという議論はあったものの、長期的な視野から言及したものとなっております。

まず、長期的な視野から小学校を2学校区にすることについてですが、小学校の再編については、複式学級編成の実施時期を一つのポイントに掲げさせていただき、新入学児童の推移を見ながら、数年かけて検討すべきとお示したところであります。

次に、長期的な視野から中学校を1学校区にすることについてですが、中学校の統合

については、少人数のよさを生かしたメリットの一方、生徒が集団の中で切磋琢磨する環境、教員定数の配置、そして部活動の選択幅の制限など、デメリットとして掲げられる諸問題をどこまで解決して継続させることができるかにかかってくるとお示したところです。

しかしながら、この方針を打ち出した以降は、当面する小学校の統合と再建への復旧事業等に力を注がざるを得なく、今日まで来ているところであります。

学校は、地域に浮かぶ船でありますことから、小・中学校の規模、配置等については、地域や保護者の皆様の幅広い議論なくしてはならないものと考えておりますので、今後さまざまな機会を捉えて少子化に対応した学校づくりに向けて検討を進めていかなければならない重要な課題であると考えております。

次に2点目、学力・体力向上策の取り組みの現状と課題についてですが、平成27年度全国学力・学習状況調査（小学校6年生、中学校3年生）の結果から見た本町児童生徒の学力の状況は、2つの小学校で県平均、全国平均を上回った特定の科目はあるものの、町平均の正答率は全ての科目で県平均、全国平均を下回っている状況であります。

この状況を踏まえ、各小・中学校では調査結果の分析に基づいた学力向上プランを策定し、全教職員が共通認識のもと指導に当たっておりますが、児童生徒質問紙の生活習慣等に関する質問への解答結果では、家庭学習の時間数が県平均、全国平均より少ないとの結果もありますことから、保護者の皆様へもこのプラン等を配布し、規則正しい生活習慣や家庭学習への取り組みについて協力をお願いしているところであります。

次に、平成27年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査（小学校5年生、中学校2年生）の結果から見た本町児童生徒の体力の状況は、小学校5年生では脚力を使う種目が弱く、男女とも合計点で県平均、全国平均を若干下回っている結果となりましたが、中学校2年生では逆に脚力を使う種目が軒並み県平均、全国平均を上回り、男女とも合計点でも県平均、全国平均を上回る結果となりました。

このような状況から、体力向上への取り組みについては、引き続き体育の授業の中で補助運動を取り入れたり、長縄跳び大会や持久走大会等を企画し、その練習によって体力向上を図るとともに、部活動の中で基礎的な体力を高める運動を積極的に取り入れるなど、体力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、体力向上につきましても学力向上対策同様、家庭の協力は必要不可欠と考えておりますことから、児童生徒の規則正しい生活習慣の定着や週末の過ごし方の工夫、また、元気な徒歩・自転車での登下校による基礎体力の向上についても協力をお願いしたいと考えております。

次に3点目、協働教育推進事業の現状と課題についてですが、協働教育推進事業は、東日本大震災により子供を育てる環境が大きく損なわれている現状を鑑み、学校と家庭、さらには地域が相互に連携協働し、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域全体で子供を育てる体制の構築を目的として、県教育委員会からの受託事業として実施しているものであります。

学校教育の支援については、学校・家庭・地域が連携して子供たちを育てる仕組みづくりのため、生涯学習課に協働教育コーディネーターを配置し、小・中学校へ外部講師や支援ボランティアの派遣意向の調査を行い、地域の方々を講師として迎える特別授業や学校行事へのボランティアの派遣、また、中学生による職場体験学習の支援など、学

校と地域の橋渡しを積極的に行っております。

また、家庭教育の支援については、乳幼児及び未就学児を対象とする事業を保健福祉課子育て支援班と運営方法の検討やカリキュラムの策定等、連携を密に実施しているところであります。

中でも家庭教育支援チームへの支援や子育てサポーターの養成等は、教育の出発点とも言える家庭教育の必要性や人と人とのコミュニケーションの大切さなどについて理解を深めていただく重要な事業であると認識しております。

とりわけ小学校入学前の児童と保護者を対象とした家庭教育学級、幼児学級につきましては、各小学校入学予定者のほぼ全員が参加されており、就学前に同学年の児童と保護者が一堂に会することで家庭教育の再確認や円滑な就学に寄与する事業として大きな効果を上げております。

さらに、地域活動の支援については、放課後子ども教室の講師として特技や趣味を持っている地域の方々を迎えることにより、子供たちが活動や交流を通して貴重な体験ができ、あわせて地域人材の発掘にもつながっていることや、学校の先生方が特技や趣味を生かし地域の方々に講座を行う山元学校の実施により、地域全体で子供を育てる体制づくりを進めるだけでなく、地域に開かれ、愛される学校づくりに寄与しているものと感じております。

今後の課題としましては、協働教育のさらなる理解・啓発を図るための広報を積極的に行うことやこれらの事業を通じ、学校とのつながり、家庭とのつながり、地域とのつながりをさらに深めていくことが重要だと考えており、これらの取り組みが心の復興、郷土を愛する心の醸成にもつながっていくものと期待しております。

また、山下新市街地に8月に完成する予定の子育て拠点施設の活用方法等を子育て支援班と連携を密に協議を進めるとともに、(仮称)坂元地域交流センターの完成に向け、坂元地域における子育て支援事業を含む各種事業の再構築を図り、本町の協働教育の一層の推進に鋭意取り組んでまいります。以上でございます。

10番(高橋建夫君)はい、議長。では、大綱1番目から再質問をさせていただきます。

執行体制並びに組織運営については、非常に多岐にわたり課題があり、想定範囲ではありましたが、現場サイドでの苦労は並大抵ではないというふうに、想像以上と思われます。

しかるに、要点のみ伺いたいと思います。まず、職員年齢分布から見て、平成27年度から29年度まで要職にある方がまとまって退職され、さらに十数名の課長、班長が派遣職員の方で構成されている現実、また、57歳から以下十五、六歳までの職員の層が薄い。その中身として、土木、その他の専門職が少ない。そして、これから公営住宅が建ち並んでくると、施設管理者も必要となってくると。おおよそそういうような理解でまず町長、よろしいですか。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。ただいまのご指摘のご確認で結構でございます。

10番(高橋建夫君)はい、議長。ではまず、派遣職員113名、この現実に対しては、感謝にたえなのですが、各自治体の様相も変化をしつつあるとのこと。マンパワー確保について、平成30年度までどのように町長としては捉えておりますか。

まずから町長の任務として、また、それ以外の方策として、そのマンパワー確保にどのような努力をされているのか、見通しはどうか、お伺いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。現在全国の60余の自治体からの113名もの派遣を頂戴しておるといふなことでございますが、大変ありがたい、心強い派遣の内容になっているわけでございますけれども、私としては、この町の復興状況を見据えた場合、やはり28、29年度、これが大きな山場になろうかというふうに受けとめておりますので、少なくともこの2カ年度については、現在のこの体制をぜひ確保しなくちゃ乗り切れないのではないかなというふうに捉えておるところでございます。

一方で、先ほど申し上げましたように、それぞれの派遣もと自治体におきましても非常に近年行革を中心とした組織のスリム化が相当程度進んでおりますし、あるいはまた、この震災後5年も経過し、6年、7年目というふうになりますと、この被災地のといいますか、山元町の復興状況をそれぞれの立場で受けとめた場合について、微妙な気持ちの変化というのがあるのではなからうかというふうに思っておりますので、相当この現有総力を確保するための努力をしていかないといけないなというふうに思っておりますので、引き続き先頭に立ってこのマンパワーの確保に奔走したいなというふうに思っているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。わかりました。

では、次に移らせてもらいます。

平成28年度、29年度山場ということで、最善の努力を尽くされるということですが、一方ではまたその間やはりこれまで事業の内容からすると課あるいは室というものをふやさざるを得なかったというのは実態だと思うのですが、その山場に向かって並行して将来の準備として課、班、こういう体制にできるだけ集約して行って、少ない人数で効率を上げるような方策もあえて準備を並行して行う必要があると思うんですが、その辺はどうお考えになってますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。復興の進展に応じた組織のあり方というふうなことだろうというふうに思いますが、現在でも組織編成に当たりましては、相当工夫をしているところでございまして、例えば今課長、室長で班長を兼務していただいているポスト、これが7つほどございます。

来年、再来年と大きな山場とはいえ、業務によりましては縮小、再編を念頭に置かざるを得ない、そういう部署もございまして、できるだけ無理のないといいますか、ソフトランディングできるような縮小型の組織再編に当たっていきいたいなというふうに思っております。

ぜひ復興状況の進展に即した組織再編についても議会の皆様にご理解をいただければありがたいなというふうに考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。では、次に移らせてもらいます。

人事評価制度の導入についてですけれども、いろいろ説明がございましたけれども、さまざまな事情があるとは思いますが、遅れているということは否めないというふうに理解しました。

ただ、私は民間でのこういう人事導入の人事評価制度の導入しか経験ないんですけれども、過失がなければ標準、何号アップ、これは我々から言わせると働きがい、生きがい、学びがい、この辺は非常に問題じゃないのかなと。業務改善を図ったものに対する的確な判断と評価というものがあって、皆さんで切磋琢磨されるというのが一つ大きな基本だと思います。

それから、人間が人間を評価するわけですから、上位の方が部下の方を的確に業務を遂行状況を捉えて的確に判断し、評価をするということが幾らシステムを導入してもそういうことがきちんとなされないとシステムが生きません。そういうわけで、いち早くこれを導入していただきたい。導入したとしても、いずれ必ずマンネリ化する時期が来ます。そうした場合に、必ず何度も何度も研修を重ねて精度を上げていく努力が必要だと。それが、待っているということ認識していただいて、早く導入していただきたいという、これは意見です。

次に移りますけれども、もろもろ説明あった中で、私は2つ大きな問題として提言させていただきたいと思うんですが、どう町長が考えているのかお尋ねしたいと思います。

まず1つ目は、平成30年度まで復興再生の非常事態と、人的な問題も非常事態であると。行政の組織の人員の配置と退職される要職の陣容を鑑みた場合、平成27年度、今年度からちょうど大切な職でまともって退職をされる方が29年度までおられると思うんですが、この方々をラインの権限を与えた形で3年間定年延長をする、そういうような計画はお持ちですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどお答えしましたように、今のこの町の組織体制といたしまいか、管理職のプロパーと派遣職員での構成、これを一番最初の質問で解答させていただきましたけれども、こういう中で、今年度末で定年を迎える管理職が5名おられるというようなことでございます。

相当外部から依存している中で、そしてまた、残念ながらプロパー職員のこの年齢層の偏在性が非常に極端な状況にあるというふうな中で、今この取り扱いについて非常に苦慮しているところでございます。

いずれにしても、退職を迎える方々の意向というものも見きわめながら、最終的な判断を早目にしながら、新年度なり新年度以降のここ2年、3年の体制整備をしっかりとくぐるような方向性を見出していききたいなというふうに考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。山元町職員の定年延長等に関する条例の中には、特別の事情があった場合3年を超えなければ、結論としては許されるという内容になっていると思います。同時に、町長がおっしゃられたように、本人の同意というのが前提ですね。

私が言いたいのは、今先ほどから解答の中で見ると、本当に町の中の事務処理あるいはいろいろな専門職の間で本当に行政サービスとして回っていくのかということで、町長もかなり困っているんじゃないのかなと。そうした場合には、必ず周りの要職にある方々の動きを捉まえて、できるだけこれは早く結論を出してほしいというふうに思います。

では次に、もう1点。平成30年度まで先ほど来言っていますように、非常事態ということで、副町長を2人制、その後プロパー上がりの方を、要するに地元にもるい方を1人にしていくと。こういうような考え方はお持ちじゃないですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的に、地方自治のこの原点に立てば、住民自治という原点に立てば、やはり町長先頭に特別職あるいはもちろんプロパー職員もしかりでございますけれども、やはり地元の者で対応するというのが私は基本中の基本だろうというふうに思っております。

しかし、今そういう基本どおりにやれるさなかにはないというふうなこともございま

して、副町長については現在この私のそばに控えております嘉藤副町長を震災……、少し前になりますけれども、3人目の県からの副町長としてお迎えをしているという部分、そしてまた、直接のお尋ねでございます2人制というふうなことにつきましては、やはりこの厳しい状況を乗り切るための一定期間、これに限定して2人制で、特に事務職と専門分野を預かる、そういう機能分担をしながらということで、以前2人制をお認めをいただき、一時は2人制を実現させていただいた経緯がございますけれども、諸般の事情があって、今1人制になっているという状況がございます。

私の本音としては、先ほどの極めて偏在性の強い職員体制、管理職の方々が一挙に退職を迎えるというふうな状況等々、総合的に勘案しますと、やはりこのお認めいただいている2人制での体制というのをここ若干の期間整備できればなというのが偽らざるところでございます。

なお、それはあくまでも一定の期間というふうな限定でございますし、現在お越しいただいているこの県からの副町長のあり方につきましても冒頭申し上げましたように、一定の落ち着きを見る中で、当然地元の方にサポートしてもらえる、そういう体制に移行すべきだというふうなのが基本的な考え方でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。そうしますと、大体私が今提言させてもらった考え方はそういうことであるということですよ。

私がこれなぜこういうことを言うかということ、やっぱり非常事態の場合には組織をやったり先ほど要職にあってこれからやめられるという方含めて、上から手を打っていかないとかじ取りができないというのが組織の鉄則だと思います。

そういう意味が一つと、それからもう一つは、今後今特に技術部門の方々、外部からお手伝いをいただいているわけですが、プロパーにそれを引き継いでいただくと。そういうような観点の仕事と、それから思い起こせば行政改革委員をさせてもらっていたときに委員の皆様からこういう言葉が聞かれました。町の外交力アップに町長、例えば企業誘致とか、そういったものには積極的に町長が出向いて外交手腕を発揮してもらおう。庁舎内の横断的な組織の取りまとめは副町長と。今いらしている嘉藤副町長、非常に大変一生懸命やられているのは重々存じております。

私言っているのは、技術部門のほうにも配置をしていただいて、何とかこの急場を乗り切っていただきたいということを思っておりますので、ぜひともそういう考えであれば、一歩二歩前に進んでいただきたいなというふうに思います。

議長、続けてよろしいですか。

10番（高橋建夫君）はい、議長。次の質問に移らせてもらいます。

大綱2点目の山元町全体の排水・道路補修についてですけれども、率直に申しまして、特に現地をよく見ていただき、素早く対応してもらっているということで、特に担当のセクションの方々には感謝をしたいというふうなのが本音でございます。

ここにありますように、排水はやっぱり下から順にやってくる。それから、国、県、土地改良区と連携をとりながら、住民の負託に対応していく。そして、局部を対応していくと。実に堂に入った動きをされているなというふうに思います。

それで、一つ伺います。単年度計画は私一部北部ということで出しましたけれども、要所要所、いろいろな川が今、あるいはため池とか、道路にして見ればイチゴ団地の道路等含めていろいろな課題を抱えている中で、単年度計画が多分きちんとできているん

だなど。

ここで何と申しますか、ストックマネジメントと申しますか、今あるものを利用し、改良して延命策をとっていくという形で、そういう形で河川道路の取り組みをしているのかなと思うんですが、その辺を、取り組みをそういう形で理解しているのかどうかお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。道路なり排水路等の維持管理につきましては、ご指摘のとおり、これまで積み上げてきた施設というものをいわゆるストックしてきたわけでございますので、これをしっかりと大事に少しでも長く使えるような、そういうストックマネジメントを基本に、できるだけ計画性のある整備なり補修計画に心がけているというふうなところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。では、その点については情報の共有化とか工事の適正な優先順位とか、そういうものをきちんと整理した段階で皆さんにわかりやすいように、あるいは議員で言えば産建あたりも調査して協力できるような、そういう取り組みにさせてもらえばいいなというふうに思います。

あと、個々の点については、現場をよく私も何度も見ましたけれども、同じような視点で見ていただいておりますので、このような形で実施してもらえば私はありがたいというふうに思っております。

次に移らせてもらいます。

大綱3点目の教育行政についてですけれども、こうした学校の再編等の問題等に関しては、人口減少、特に少子化の観点ではとかく総論では賛成、いざ各論になるとなかなか難しいというのが現実だろうと思います。しかし、現実も子供さんの減少等々を見た場合に、その環境実態の変化というものを傍観できないと思うんですが、その現況から判断して、特に小学校、複式学級というのが一つの尺度になっておりますけれども、その辺に絡めて、教育長のほうから何か危惧されること、考えなければならないことがあればお話ししたいと思います。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。

今ご指摘、お話をいただきましたように、現実なかなか厳しいものが一方でございます。と申しますのは、その資料、ちょっと具体のあれは持っておりませんが、記憶しておりますと、震災、私が就任をしたのが平成22年でございました。23年の小・中学校の新入学児童生徒、この数の見込みは1,121名でございました。現在の児童生徒数はきょう現在で839名と。このぐらいの町民全体の数も4,000人以上減少しているわけでございますけれども、児童生徒の数もそういった現状にあるのが事実でございます。

その中であって、あくまでも住民基本台帳のデータから申し上げますと、今後の中で近々に危惧される状況としましては、小学校で現在平成27年度、間もなく平成28年度になりますけれども、今から4年後、平成31年の、大変恐縮でございますが、議員の学区、山下第一小学校の小学校の入学児童数が実は3という数字が現実として今のところございます。あくまでも今後の動きはあろうかと思っておりますけれども、住民基本台帳から拾い出しますと、現実問題としてその数字が出てまいりました。

しかし、翌年にはまた、あるいはその次まで住民基本台帳ではその年までしか追えないわけでございますけれども、小学校の入学が6歳でございますので、そこからはまた

翌年、その次には10名台に回復するわけですが、一旦3という、かなり厳しい数字が待っているのも事実でございます。

そうしますと、その年は1年生の入学のときには3という数字でも、県のこの学級編成の基準によりますと、3人でも1学級、1学年を1学級とするというふうな基準があるんですけれども、翌年2年生に進んだときに、3年生の数が問題になるんです。それが17名を超えないと複式学級の編成にならざるを得ないと。そのところが、つまり5年後、山下第一小学校においてはこのままの状況で参りますと、現実複式学級をせざるを得ないというような現状がございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、学校は地域社会の共通の財産でございますので、地域にとりましてもこの学校の存在というのは大変大きなものがあるというふうに認識しております。

それは重々震災直後、中浜小学校と坂元小学校統合する際の思いにはせてみれば、ちょっと長くなって恐縮ですが、いかに地域に支えられてきた学校かというのを重々承知しておりまして、当時も中浜小学校の統合に際して、あるいは山下第二小学校の再建に際しては、夜昼を問わずおおむね30回ぐらいの意見交換会、説明会を開催してきたところでございます。

したがって、それだけ地域の方々、保護者の方々にとっても大きい問題であるというふうには考えておりますので、今後この辺を地域の方々も取り込みながら、いろいろ議論をしてみたいなというふうに考えておるところでございます。長くなりました。

10番（高橋建夫君）はい、議長。これ、今の段階で結論とかなんか出るような話ではないのは重々わかっているわけですが、長野県のように、特別人数が少ない複式学級になりそうなどころでも、講師を派遣して対応しているというのは、これ異例であって、宮城県初め、そういう体制ではないんですよね。

ですから、今の数字というのは、現実が現実としてきちんと捉えておかなきゃならないということがまず一つあると思います。

それから、私一番言いたいのは、最も大切なのは今まさに児童生徒を持つ保護者、それから教育に当たっている校長初め先生方、それから学校にこれからまさに送り出そうとしている保育所、幼稚園の保護者の方々、この方々の意見を常日ごろ鋭意努力してその意向を的確に把握しておいてほしいと。いざ最終的に結論を出すときには、やはり家庭と学校と地域と言っているように、まずはかかわっている人たちの意見を尊重することが最も大切なのではなからうかと思うんですが、どうですか。

教育長（森 憲一君）はい。私もそういう認識しております。まさにそのとおりでらうと思います。

したがって、この具体の数字につきましては、もう既に校長会等を通じて正直に保護者の方々にお伝えをし、機会あるごとに、例えばPTAの役員会であるとか、あるいは総会であるとか、さまざまな機会を捉えて、地域を巻き込んで議論をして、幅広い議論、とりわけこれから学校に今上がってくる、小学校に入学するであろう保護者の方々とか、あるいは現在おられる方々、そういった方々の話が大事にならうかと思っておりますので、そういったところを中心に、いろいろなところで話が盛んになって、何だ、今度あんだらほのほうの学校少ねんだっけ、どうなんだと。どうすっぺなど。そして、それぞれご自分のご意見等をいただければ、教育委員会としても大変ありがたいなというふうに思っていますし、我々としてもこのことについては、さまざまな観点から慎重に検討していく

べきもというふうに思っているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。わかりました。

今後ともご努力よろしくお願ひしたいと思います。

次に、学力・体力の向上策の取り組みについてに移らせていただきます。

先ほどもちょっとお話ししましたけれども、よく比較される秋田県、これ参考に話を持っていきやすいようにお話しさせていただくんですけども、教育長には釈迦に説法かというふうに思われますけれども、ちょっと我慢して聞いていただきたいと思います。

秋田県では、これも見方はある見方から見ると違うかもしれないですけども、全部網羅した形ではありません。参考ということで。まず一つは、我々の日本人の生活習慣というか、そういうことをもう一度呼び起こさせられそうな、そんなことが背景にあるようです。まず、早寝早起き。睡眠時間は当然全国より長いそうです。それから、朝御飯をしっかりと食べる。これも全国平均より多い。要は、朝からパワーがいっぱいで授業に集中できるということは、体力の基礎もそこから養われてくるということだと思います。

それから、学習時間は、それほど多くない。1時間から2時間。あるデータによると2時間未満までが4割だそうです。これは、全国平均よりも低い。ここで私言いたいのは、学力高水準の一つは生活慣習にあるんだと。それからもう一つは、老婆心ながら、家庭学習ノートに高い学力の秘密があるというようなことを言っています。要するに、こことも同じですけども、秋田県は都市部と違って、子供のための教育サービスが充実しているわけではないんです。要は、都市部ではゼロ歳児からの早期教育、それから英会話スクールとか、小学校受験、中学校受験の名門塾とか、プロ家庭教師とか、選択がさまざまあって、むしろ親御さんがどれを持ってきたらいいのかということが困るくらいの教育サービスがあふれていると。その中で、先ほど話したこの学習ノートなんですけれども、ノートに1日1ページ何を書いているかという、ある子供さんは興味を持った新聞記事を切り抜いて、そこら辺に自分で感想を書く。ある方は、ゆで卵のつくり方に興味を持ったからゆで卵づくりを書く。苦手な漢字、計算、そういったものをびっしりと1ページ書いて、それを担当の先生に持って行って、そこでコメントをしてくれる。昔、我々の子供たちが「先生あのね」、「お母さんあのね」、コメントもらってきたときは、あれは今考えてみると、作文の力をつけるためにやっていたんですね。これは、そういった勉強癖と、それから想像力を養うためにやっているそうです。

今私が話したことの中で、我が町でもこれに似たような、先ほど学力向上プランとか言っていましたが、要はこういった中身が何も秋田が1番という……、たまたま1番に最終的にはなっていますけれども、そういうものを参考にしながら、自分の町で取り組んでいるものの中身を簡潔に余り総花的にじゃなくて、もうちょっと集中的にそれをポイントを絞った形でやったほうがすごくいいのではないかなというふうに思っていますけれども、ちょっと長くなりましたけれども、どんな考えを持っていますか。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。

今秋田県の具体的な例をお示しをいただきましたけれども、本町の各小・中学校におきましてもこの全国の学習状況調査が始まる以前から現在もほとんどの学校でノートなり、作文なり、いわゆる学校で学んだものを復習をする機会というのをさまざまないろいろな形で、例えば山下中学校ではそれをSUNノートという形で子供たちに学習を進

めていると。翌日には子供が提出した際には先生方全員で、管理職も含めてそれを添削をしたり、あるいはワンフレーズでコメントを出すと。そういった作業をして、少しでも実質は子供たちの勉強の復習・予習あるいはその習慣づけと、そういうふうな大きく言えば2つの観点があるかと思えますけれども、そういったことを実施しているのが現状でございます。

したがって、ただ問題は、その生活全体の中で落ち着いた中で本当にきちんと集中して学習できるのかどうか。そういう環境にあるのかどうかというのが私としては少し関心事のあるところでございます。

といいますのは、これ大変に失礼な言い方になるわけでございますけれども、子供たちを取り巻く環境は、もちろん学習の中心は学校であるべきだというふうに思います。しかし一方で、家庭においても学校で全部応用的なこととか、あるいは定着するための学習というのはなかなか行き届かないというのが現実でございます。したがって、翌日の同じ教科の学習するときに改めてきのう勉強したことを振り返りながら学習を展開していくというふうなのが通常なわけでございますけれども、一方で、家庭における状況というのもこれ答弁の中でも書きましたけれども、やはり携帯電話であるとか、あるいはゲームに要する時間が多くて、勉強時間そのものが少ないというのも実情ですね。

それから、やっぱり環境の中で、親御さんのアドバイスなり、問いかけがどこまでいただけるものかというのもちょっと大事なポイントでないかなというふうには思っております。というのは、ちょっとこれも大変先ほどの数字と同じように、厳しい数字を申し上げますと、去年おとし学校に調査を依頼したときには、山元町内、小・中学校のひとり親の割合が平均すると約15パーセントでございました。これは、私にとっては大変去年おとしの数字でございますけれども、驚きの数字でございました。

こんなに高いのかと。その調査をしたときには、既に仙台に近いほうの部分については、学校によっては20パーセントを超えている学校もあるというふうには承知をしておりました。しかし、本町でもそういう数字だったのかというのを改めて驚愕に値するぐらいの驚きでございました。

そして、実は最近調査したところでは、さらにポイントが上がって、現在小・中学校でいきますとひとり親、もちろんご家庭のご事情ですから、いろいろな状況があると思います。しかし、現在は16.5パーセントまで上がっている。これが事実でございます。クラスによっては、約3分の1近くがひとり親のそういう家庭環境にあるというのも現実でございます。

そういった中で子供たちは毎日悩みながら、この青春期の成長期の悩みに立ち向かって、誰に一体お話をすればいいんだろうかという中で生活せざるを得ない。じゃ、それは全て学校が担わなければならないのかというのもまた難しい問題。やはり、基本は家庭にあるんだろうと。その辺を連携をしながら、やっぱりやっていけなくちゃいけないというふうに思っているところでございます。

したがって、その辺のところも十分勘案しながら、また、子供たちの動きに配慮しながら、学校でも取り組んでいただいておりますけれども、そのことについては、なお継続してそういった状況も鑑みながら、取り組んでいきたいものだなというふうに考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。最後に聞きたかったのは、基本的には家庭の和だったり、家庭

の環境というのは、やっぱり教育の基本だというのは私は信念としては変わりありません。

それが大震災というのは、単純に言えば秋田との差はそこはありますよね。家庭環境の差と。そこはきちんと見届けなきゃならないと。ましてや、今ひとり親御さんでお子さんを育てておられる数、薄々は聞いていたんですけれども、そこまで行っているのかというのも私も正直言って認識不足でした。

これは、単純に家庭というだけの問題でなくて、地域、町全体の問題にもかかってくる問題だということで、これは眠ることなく、やっぱりいろいろな手を使って、例えば温かみのあるものであれば、先ほどの親がいないときに学習ノートで先生と見えるところ、見えないところで対応するとか、そういうようなものをどんどんマイナス思考でいけば何もできませんから、そういうことをどんどんと前に進めていただきたいと思います。

最後にしたいと思いますけれども、生涯学習関係でさまざま聞きたかったことございますけれども、今の地域の問題等もポイントがありましたので、一つだけ、やはり我々の時代と違って、今は非常に環境として恵まれているのは、本なんですよ。我々の時代は本なかったです。今は生涯学習課でも一生懸命整理されて、1歳から5歳までのコーナーとか、大人のコーナーとか、いろいろなことを分けてやってもらっていますけれども、そこで賄えないときは、互理の「悠里館」とか、そういうところを利用するとか、先生と一緒に試してみるのもいいし、家族と一緒に試してみるのもいいし、とにかく本に親しんでほしいということを思います。

最後に、もう一つだけ伺います。よく私初め、今秋田の件出しましたけれども、ただ、行って見るだけでは限られた人数しか行けません。向こうで教育委員会等でも管内の教育委員会で由利本庄市の教育長さんを招いたりして講習会を受けたりなんかしていますよね。そういうような、今後企画ございますか。

教育長（森 憲一君）はい。ございます。

というのは、図書の、今話から出たんですけれども、私もそのとおりでと思います。やはり本を読んだ人にはかなわない。成長するために本を読んだ人にはかなわないというのが私の持論でもあり、考え方でございます。

したがって、いかにその読書をふやしていくかということによって、その人の幅と深さと、そういったものが決まってくるんだろうというふうに考えているところでございます。

各学校でもいろいろな読書の機会をたくさん捉えるようには努力しております。

それから、地域の方もいわゆる読み聞かせのボランティアの方々に、これは町内各小・中学校に入っていて、朝のわずかの時間でございますけれども、お力添えをいただいて、静かな雰囲気の中で一日のスタートの前に一定の本を読み聞かせると。そういうふうなお力添えをいただいているのも事実でございます。

それから、教育委員会としては、後で予算の話が出るとは思いますが、学校図書の司書補、これを全部配置する。そういうふうなことで、子供たちにいろいろな本を紹介したり、その手厚い手当をしていきたいなというふうに思っています。

それから、外部から何かそういうことというのは、図書とは直接には関係しないのでございますけれども、前に議員からご指摘をいただいて、まず産建教育の皆さん方も昨

年だと思えますけれども、秋田県の東鳴瀬村の学校をご視察されたというふうに伺って、その結果等にも伺って、また、質問等の中でもぜひ教育長が秋田県の東鳴瀬村に出向いて、教育交流をしてはどうかというご提案をいただいたところでございます。

私が行って話を聞いて戻ってくれば、またそれを伝えなくちゃいけない。伝える内容が曲がっても困るので、その方法をとるのではなくて、向こうからそういった方に来ていただいて、そして、学校の小・中学校の先生方、場合によっては保護者の方も取り込みながら、ご案内をして、東鳴瀬村の取り組みについてお話を伺う機会を実は向こうの教育長さんと内々お話を申し上げているところでございます。

予算をつけていただければ、具体の日にち等の設定をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。この件で最後にしたいと思えます。

今そういう計画があるのであれば、教育委員会改革もされたことですし、教育基本方針に最初から町長みずから関与するような体制にもなりました。それから、いじめの最終的な責任者も町長になっています。

そういう背景からすると、そういう場にぜひとも町長初め、執行部の関連者、議員、それから学校、教育委員会、そういう方々はもちろんのこと、保護者、住民含めて募って、お声がけをしていただきたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（阿部 均君）10番高橋建夫君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は午前11時40分といたします。

午前11時31分 休 憩

午前11時40分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

3番竹内和彦君の質問を許します。竹内和彦君、登壇願います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、平成28年第1回山元町議会定例会において一般質問をいたします。

まず最初に、新市街地の宅地分譲についてということで、詳細3件。

それから、2つ目についてです。仮設住宅と公営住宅についてということで、詳細6点でございます。

それから、3件目、これについてはふるさと納税についてということで、3点の質問でございます。

合計、大綱3、詳細細目12件の質問ということで質問してまいります。

それではまず、1点目の新市街地の宅地分譲についてということでございます。間もなく震災から丸5年になります。山下新市街地、坂元新市街地ともほとんど完成に近い状態です。災害公営住宅は完成し、新しい生活が始まっております。そして、宅地分譲についても完成引き渡しされまして、今は新築ラッシュという状況であります。

被災者は一日も早く住宅再建を願う余り、いろいろと疑問に思うことも目をつむってきたという経緯があります。ここに来ていろいろな課題も見えてきました。

そこで、次の3点につき質問いたします。

1つは、引き渡しされた宅地は隣地または道路との段差があり、土留工事にさらに出費がかさんでいる。この件についてお尋ねします。

2点目は、宅地内にある最終柵、雨水柵・汚水柵・止水栓等は道路の高さではなく、宅地の平らな部分に設置すべきではないのかというふうに思いますが、この点についてお尋ねいたします。

それから、3点目ではありますが、宅地内に大きな石がごろごろとある。10センチ程度であればまだしも、中には30センチ、40センチ程度の石もあると。この件についてお尋ねします。

それから、大綱2件目ではありますが、仮設住宅と公営住宅についてということで、まず1点目、詳細の1点目ではありますが、空き部屋だらけの仮設住宅、今後どうするのか。

仮設住宅の集約となれば、いつからどのようにするのか。

3点目、被災者の住宅再建の見通しが立たない世帯数はどれぐらいか。そして、その対応はどうするのか。

4点目ではありますが、災害公営住宅490戸、町営住宅が140戸あります。合計630戸、将来的にはどう取り扱っていくのかお尋ねします。

5点目ではありますが、災害公営住宅、町営住宅とも賃料収入、維持管理、町債も含めて採算の見通しはどうなのか。

6点目ではありますが、災害公営住宅の庭づくり、どこまで許されるのか。町としての方向性を示してほしいということでもあります。

それから、大綱3番目ではありますが、ふるさと納税についてということでございます。我が町の中期財政見通しは、平成30年には17億円の財源不足が生じるということになります。今多くの自治体が人口減少により財政の影響、そして消滅自治体への懸念が取り沙汰されております。

要は、人口減少により税収が確保できなくなり、財政の乏しい自治体は立ち行かなくなるというものであります。

そこで、人口の集中する大都市圏と地方の税収格差、税制格差を埋める目的で制度化されたのがこのふるさと納税ということになります。これは、2008年よりスタートしているということでございます。

これを最大限に活用すべきと思ひまして、次の3点につき質問いたします。

1点目ではありますが、税収の厳しい我が町の唯一期待が持てる制度はふるさと納税と思ひますが、町長の所見を伺います。

2点目ではありますが、今後このふるさと納税をどのように拡充していくのかお尋ねします。

3点目、年間を通じて扱う品目を充実して、全国の納税者のニーズに対応できるよう、早急に取り組むべきと思ひますが、この点についてお尋ねします。

以上、大綱3、詳細12目の質問であります。よろしく申し上げます。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、竹内和雄議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、新市街地の宅地分譲についての1点目、引き渡した宅地と道路等の段差についてですが、宅地と道路の段差については、雨天時にも道路上の雨水が宅地へ流れ込まないよう、道路より宅地を高く設計しているため生じているものであります。

また、先に土どめ等の外構を設置すると、出入り口、駐車場の位置等を制限してしまうことから、土地購入者が自由に駐車場の位置等を含めた家の設計を行っていただくため、のり面の形状で引き渡すこととしております。

なお、土どめ工事については、土地購入者において必要な施工をしてもらうべく、拡充した町独自の補助金等を活用していただきながら、ご検討いただければというふうに考えております。

次に2点目、宅地内に雨水桝等の設置のあり方についてですが、設置位置については、汚水桝が町の基準で道路境界から1メートル以内に設置することとなっており、他の施設も同様としております。

また、設置の高さについてですが、桝の底は敷地の広さに応じた排水勾配が確保できる深さとしており、天馬の高さについては住宅や駐車場等の位置計画の制限とならないよう、側溝の高さに合わせております。

住宅等の位置計画に応じた桝などの高さの変更は、申請していただければ可能となっておりますので、ご相談いただければというふうに考えております。

次に3点目、宅地内に大きな石が見受けられるが、経緯と今後の対応ということでございますが、盛り土材料の大きさについては基準では最大粒径30センチメートル以下となっております。施工中においてまれに混在する基準外の大きさの石は除去していましたが、今後基準外の石が確認された場合、希望があれば回収等を検討してまいりたいと考えております。

なお、施工においては一層の盛り土厚さを30センチメートルと規定して、締め固めをしており、各層ごとに品質確認試験を実施しております。また、造成後には地盤強度の確認も行っておりますことから、地盤の品質上は問題ないというふうに考えております。

次に、大綱第2、仮設住宅と公営住宅についての1点目、空き部屋だらけの仮設住宅、今後どうするのか。及び2点目、仮設住宅の集約となればいつからどのようにするのかについてですが、関連がありますので、一括してご解答いたします。

被災された方々の再建が進むにつれ、応急仮設住宅の入居者数が減少し、各被災自治体の対応として、テレビや新聞などのマスコミを通じ、集約化や解体の方針が報じられているところであります。

本町における応急仮設住宅の状況は、1月末現在全体で271世帯、入居率は26.2パーセントであります。今後供用開始から6年目となる特定延長の期間に入り、7月ごろまでにはさらに半減し、1割に満たない入居率の仮設住宅団地が複数発生するものと見込んでおります。

このような状況に伴い、団地内のコミュニティーや防犯力の低下、孤立感の増幅などが懸念され、また、施設建物の老朽化や浄化槽設備が利用人数が少なく、機能不全を起す可能性もあることから、今後もお住まいいただく方々が安全・安心に暮らせるよう、各仮設団地に分散している特定延長対象者を中心に、移転勧奨させていただき、空洞化の顕著な団地の解消を図っていかねばならないものと考えております。

なお、移転勧奨に当たっては、丁寧な説明の上、移転者のご理解を得られるよう留意し、負担軽減のため、20万円を上限に移転費助成を行うこととし、仮設住宅団地の解消時期の目安としては、特定延長の入居率が15パーセント以下の仮設団地については、

平成28年度の上半期末を目途に、また、30パーセント以下の団地については年度末を目途に解消してまいりたいと考えております。

また、集約先団地としては、特定延長対象者が最も多く、町有地であり、公共下水道の配備、交通の面などを勘案し、町民グラウンド仮設団地といたしますが、社会体育施設への復旧を視野に、移転者の住宅配置に留意してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に3点目、被災者の住宅再建の見通しが立たない世帯数とその対応はについてですが、本年度から取り組んでまいりました震災後住まいと暮らしのリカバリー計画を進める中、プレハブ並びにみなし仮設住宅の再建方法が不明である世帯の全てに電話や面談による調査を行い、関係部署連携による訪問や個別ケース会議などを通じ、住民意向の把握と再建策の模索に全力で取り組んできた結果、災害公営住宅や町営住宅などへの入居に結びつき、当初20数世帯であった再建未定件数は、現在10世帯程度まで減少してきております。

今後においても、被災された方々の立場や状況の変化により、再建に障害が発生する場合も想定されますので、全ての被災者の再建を目指し、継続的な情報把握と相談支援に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に4点目、災害公営住宅と町営住宅の利活用についてですが、既存の町営住宅は大平区の藤田住宅を初め5カ所にあり、昭和45年度から55年度に建築しており、築後35年から45年が経過し、老朽化が進んでおります。点検の結果、扉の腐食など、小規模な修繕で対応できる箇所については、計画的に修繕を行い、床組み、木材の腐食など、大規模修繕が必要な棟は、今後廃止する方針で検討しております。

災害公営住宅として最終的に整備される490戸については、転居等により入居者が変更となった場合は、町営住宅として利用可能になることから、若者の定住促進住宅や老朽化した町営住宅の後利用として検討しております。

次に5点目、災害公営住宅と町営住宅の収支見込みについてですが、既存町営住宅の家賃収入は、年間約1,100万円に対し、維持管理費が年間約120万円程度になります。家賃収入で維持管理費が賅われている状況にあります。

災害公営住宅の維持管理費及び地方債の財源は、入居者の家賃と国の国土交通省からの災害公営住宅家賃低廉化事業補助金、そして東日本大震災特別家賃低減事業補助金から構成されております。このうち、低廉化事業補助金については、同じ程度の建物を民間で借りる場合の家賃、これは近傍同種家賃というふうと呼ばれておりますけれども、これと公営住宅に入居した家賃との差額を国から町に対し20年間補助されるものであり、低減事業補助金については、低所得者の入居者の負担を軽減させる措置として、特別に家賃が低減されるもので、その低減分と入居した家賃との差額について、これも国から町に対し10年間補助される制度となっております。

なお、災害公営住宅建設に係る地方債の借り入れ額については、今後借り入れる分も含め、約14億円と見積もっておりますが、家賃補助を含めた賃料収入を試算した結果、あくまでもこれ理論上ではございますけれども、おおむね3年程度で償還できる見通しとなっております。

次に、災害公営住宅の庭づくりについて、方向性を示すべきではないかについてですが、入居説明時に配布している入居の解説の中で、住宅の模様替えについては、原状回

復が容易なものであること、住宅または団地の美観を損なわないことなどが記載されておりますが、植栽等を初めとする庭づくりについては、これまで基準がなく、入居者の方々から問い合わせもあり、現在ガイドラインを作成中であります。

春先のガーデニングシーズンに間に合うように、入居者の方々にガイドラインをお示しさせていただき、少しでも潤いのあり、安らぎのある生活環境を確保してまいりたいというふうに存じます。

次に、大綱第3、ふるさと納税についての1点目、税収が厳しい町における唯一期待が持てる制度としてのふるさと納税についてですが、町としましては年々町への寄附が減少していたことや、今年度から税制上の優遇策が拡充されたことも踏まえ、昨年9月から町外に居住される方で町に1万円以上の寄附をいただいた方に対して町の特産品などのお礼の品を贈呈する制度を開始し、マスコミやホームページ等を通じ、PRを実施してきたところであります。

これまでの実績については、今年度、平成27年度上半期の6カ月間でわずか4件、60万円の寄附にとどまっていたのに対し、制度開始後は2月末現在で県外の方を中心に約430件、約757万円もの寄附をいただいているところであり、当初予算で見込んでいた500万円を大幅に超える結果となったことから、お礼の品等に係る経費を増額することについて今議会でご提案させていただいたところであります。

現在のところ、お礼の品では町を代表する特産品であるイチゴ、リンゴの人気が高くなっており、お礼の品の贈呈は、町の歳入増のみならず、地場産業の活性化につながるとともに、魅力的な特産品を全国に広くPRすることで、交流人口の拡大にも大いに寄与するものと考えております。

町としましては、税収が震災前の水準にまで回復しない見通しの中で、ふるさと納税のみならず、あらゆる方法で歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目、ふるさと納税の拡充及び3点目、消費者のニーズに対応したお礼の品の充実についてですが、ふるさと納税の今後の課題としましては、現在のお礼の品が25品にとどまっていること、内容もイチゴやリンゴを初め、季節が限定されるものが多いことから、町といたしましてもご指摘のありましたお礼の品の品数、種類の拡大を検討するとともに、1年を通じて提供できるものをふやしていく必要があると考えているところであります。

なお、お礼の品のあり方については、国からふるさと納税制度の本来の趣旨を踏まえ、換金性の高い商品を自粛するとともに、寄附額に対し高額の返礼割合とならないよう、留意するよう通達がなされているところであります。

また、お礼の品として採用するためには、事業者がある程度の商品の数量を確保できることやお礼の品発送に伴う業務量増加に対応できることなど、事業者のご協力が必要となってまいります。

これらのことを踏まえ、新年度早々に新たに参画を希望する事業者の候補を行いつつ、これまでの成果、課題を検証し、事業者と連携・協力しながらお礼の品を質、量ともに充実強化し、ふるさと納税のさらなる拡充に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

基本条例の第6条の規定により、原則一問一答でありますので、質問は論点を整理し、また、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、これより再質問をしてみたいです。

新市街地の宅地分譲についてということで質問をしてみました。先ほど、午前中ではありますが、答弁をいただきました。まず、最初の質問ではありますが、土留工事に大変な費用をかさんだということでもあります。400万円で買った土地に土留工事が200万円、300万円とかかると。いや、想定外だなと。何でこんなにかかるんだろうということでもあります。

柵の高さについてもそのままでは使えない。使える土地もありますが、かさ上げしなきゃいけないと。これは説明聞いていなかったと。家を建てようと思ったら、新たないろいろな問題が出てきたということで、もう少し丁寧な説明が必要ではなかったのかなというふうに思いますが、その点どうでしょうか。

震災復興整備課長（早坂俊広君） はい、議長。今竹内議員のほうからお話しいただいたとおり、購入いただいたときにこのようなお話いただくようなケースもあり、よりわかりやすい説明もするように配慮が必要だったということもあるかとは思いますが、宅地分譲地を引き渡しをする際に、現地でお渡しする方のほうに立ち会っていただきまして、境界地の確認と土地の形状、あとインフラの位置、いわゆる柵の位置とか水道の位置、そういったものと、あと地盤調査の結果等々お話しした後渡させていただいているという状況がございます。

ただ、今お話ししたようなことで、わかりづらい説明等もあったのかもしれないということもございまして、より一層丁寧な説明をして、お引き渡しする際は対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。先ほどの解答の中で、答弁の中で、土留工事や何かで大変な出費を要したということで、町では独自の支援といいますか、支援金を増額したということがあります。

この支援金を活用してこの辺負担したらいいんじゃないかというような、そのような解答じゃないかと思っておりますけれども、私は、この支援金というのは別問題だと思うんですよ。これは、宅地の土留工事というのはかかる人もあればかからない人もあるわけです。段差がある土地、ない土地、70センチ、80センチも段差がある土地。それから、角地であれば2面土留必要だと。3面必要な土地もある。だから、かからない人はかからない。高い人は200万円も300万円もかかると。これ一律に支援金で賄えと言ったって、これは少々無理があるんじゃないかと、そう思いますけれども、どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。宅地条件というのは、今ご指摘のとおり、それぞれ2方路に接しておったり、1方路に接しておったり、さまざまでございます。その点については、ご指摘のとおりでございます。

私どもとしては、一つ一つの宅地条件が異なる中で全てを満足できるようなご支援策

というのは、これはなかなか制度の設計上無理もございまして、そういう趣旨も加味した中での補助金というふうなことで拡充をさせていただいたと。

これまでもお話し申し上げてまいりますが、町並みなり景観なり形成をしながら、少しでも良好な市街地形成につながればなというふうな思いで、いろいろな要素を加味した中での町独自の補助金の拡充、そしてまた、活用というふうなものをいろいろあって大変だというふうに思いますけれども、対応していただければ助かるなというふうな思いでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。いろいろ説明をその辺聞いていなかったと。そんな声がいろいろ聞くわけです。本来この宅地分譲、不動産の売買に関しましては、民間であれば宅建業法というのがあるわけです。その中に重要事項説明ということで、大変厳格に義務づけられております。その義務を怠れば民間の場合は、宅建業法違反と、大変な社会的な制裁を受けるわけです。

今回この重要事項説明に当たる説明は、どうだったのかなと思いますけれども、どうですか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。ただいまの質問ですけれども、うちのほう、用地の契約等、用地・鉄道のほうであって、その前に現地については、購入者の方立ち会いのもと、私のほうと別なほうでのお話をしまして、境界なりの確定をして、その中で質問があった、うちの職員のほうからお話を聞いていると、例えばそういうのり面の道路より高いところ、その辺の質問あったときは、そこは自腹という、自分でということでの説明はしていると、そのような報告は受けております。

3番（竹内和彦君）はい、議長。この宅地分譲というのは、これ民間でなく、役場が売り主となった場合は、これは宅建業法には適用しない。ですから、法律上は適用外なんです。ですから、説明は必要ないということになりますけれども、ただ、私はだからといって説明はおろそかにできないと思うんですよ。

役場が売り主だからこそ、丁寧な説明、庭に石がごろごろだとか、のり面がどれぐらいあって費用が100万円単位でかかっていくと。その高さにしても、書面を通じてきちんと説明して、そういうことはやっぱり必要だと思うんですよ。

購入する人は何もわからないわけですよ。一般の人は。これは、数百万円もする不動産を買うわけですよ。だから、後からああでもなかった、こうでもなかった。想定外だと。完成してある土地を申し込みするのであればいいんです。未造成の土地をパンフレット見て、ここだ、あそこだと申し込みしているわけですよ。だから、後でいろいろな想定外だという不満が出るわけですよ。

ですから、この辺はより丁寧な説明というのが、これは当然だと思いますけれども、もう一度町長、その辺どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来からお答えしているとおりに、町としても一定の必要な対応はさせてきてもらっているというのが基本でございます。

ただ、私も現場で引き渡しなり確認をしながらといっても、具体の敷地の利用といいますか、マイホームを建てられる、あるいは外構工事に入られるというふうな、より具体の場面になりますと、またその段階での問題意識というのも出てくるというのも私自身も新市街地の利用者の一人として、やはりそういう場面ごとにいろいろな思いなり問題が発生してくるというの、これも事実でございます。

極力ご指摘のように、いろいろな方々にいろいろな形で丁寧に対応させてもらっているつもりでございますけれども、聞かれたから答えるという姿勢ではなくて、議員ご指摘のように、一つ一つの条件を事細かに確認をさせていただきながら引き渡しをさせてもらうというふうな、そういう対応を今後注意しながらやっていきたいなというふうに思います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。聞かれなくともきちんとその辺は、やっぱり商品として売るわけですから、その辺はきちんと書面で残して説明をして、書面で残すというふうなこと必要だと思います。

宅地内に石がごろごろと。一戸建てを希望する人は、やはり庭をつくりたいというのは当然だと思うんですよ。ささやかな草花を植えたい。高齢者であればなおさらです。しかし、この宅地は地盤には非常にいい。しかし、草花、植栽には全く適さない。庭づくりするのに業者を依頼して、土の入れかえが必要。この辺は、そんなんではなかったはずだということなんですよ。

先ほどの答弁の中で、この庭の盛り土、宅地の盛り土は30センチ以内となっているということでもありますけれども、通常常識的に考えても30センチ以内、じゃ29センチまでいいんですか。宅地内にごろごろとそんな石があったと。余りにも30センチ以内というのは、常識では宅地として販売するわけですから、余り理解できないんですけども、その点もう一度どうですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。30センチ以内というのは、最大粒径ということでありまして、当然盛り土材として適している材料を持ってきている中、まれに入っている石、そういったものが30センチ以内であるべきもの、材料を使うという形でございます。

ただ、やはり中には30センチ以上のものも入っている場合があります。そういう場合には当然作業している際に撤去はするのですが、どうしても中には何十万立米と盛っているわけで、入ってしまうときがあると。そういった場合は、今いただいたようなお話の中、もしそういった話があれば、お話しいただいて対応できればというふうに考えてございます。

また、1層当たり盛る盛り土の厚さが30センチというふうに決まっておりますので、大きい石があったら気づくといったら変なんですけれども、あらわれてくるような形が通常的狀況でございます。ただ、たまに平べったい石とか、転圧、土を固めているときに下のほうにめり込んでたまたま見つからないようなケースもあったりして、そういった際にはどうしても今のようない形でまざってしまうというケースもあつたということもあるのかと思いますので、その辺はご理解いただけたらと思います。以上でございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。今盛り土するのは最大で30センチ以内ということでありました。30センチずつ層をつくって転圧して盛り土していくわけですね。下に幾ら大きいが入っていたって、それは構わないと思うの。1メートルも2メートルも下。表面の30センチずつ転圧してやっていくんだから、表面の一番上の30センチぐらいは、やはりもう少し10センチとか、ある程度もう少しその辺丁寧な盛り土というのは必要なんじゃないかなと思います。

その辺はいいですけども、私ちょっと疑問に思うのは、これは総合的に統括、管理している、指導する立場にあるオオバ、これは何を監督していたのか。何を指導したの

か。どうですか、その点。

震災復興整備課長（早坂俊広君） はい、議長。基本的には現場のほうの作業の監督はJ Vのほうでやるという形でありまして、オオバのほうは、できた形状とか、品質管理等がメインでありまして、ただ、作業の状況を立ち会うという状況はございますけれども、そちらの品質管理、通常のそういった作業の内容についてはJ Vのほうメインで立ち会うという形でございます。

それで、先ほど申し上げましたとおり、どうしても何十万立米ある中でまざってしまうケースもあったというところと、あとやはり下の層と上の層で違う土というか、細かい土を持ってくるというのは、やはり施工するタイミングと、あとそういった土を選ぶので、運搬距離は全然遠くなってしまうとコストが高くなってしまうというケースもありますので、またあと、土の強度、家が建つ部分はやはり丈夫なほうがいい。しかし、庭先は細かい土がいいという話もあるかと思うんですが、地盤というのは基本的に粒径が同じ大きさの粒径のものではなくて、大きいものもあれば小さい粒径の土があるほうが強固なものができるというのがあります。そういったところ、家が建つ部分は丈夫な土、庭先は細かいのが多いという土を使い分けるとかというのは難しい状況でありますので、また、家をどこに建てるかというのは施主さんの考えというか、デザインの関係もありますので、使い分けるのは難しかったというところをご理解いただければと思います。以上であります。

3番（竹内和彦君） はい、議長。この辺の施工に関しては、J Vのほうだということであります。

オオバもJ VのフジタJ Vも、これ宅建業法の重要事項の説明に関する大事さというのは当然わかっているはず。民間であれば、大変この説明というのは大事なことです。庭の石がどうのこうの、のり面がどうのこうのというのは、非常に大事なことなんです。

確かに工期も急いでいました。被災者も一日も早く宅地の引き渡しを望んでいたというのも事実であります。誰も悪意でやった人はいないです。皆さん精いっぱいやっているわけです。その辺はわかります。これ以上は求めません。まだ次があるわけですから、次の宮城病院の周辺の新市街地にぜひ今回のこの件を生かしていただきたいということで、次に進みます。

2番目の大綱2の仮設住宅と公営住宅についてということで質問してまいりました。被災者の再建が進みまして、仮設住宅のあきが相当の数になってまいりました。当初は1,030戸でスタートした応急仮設住宅、これ大分あきが出てまいりました。この1月末で271戸というところまで減りました。今入居率は26パーセント。既に4分の3は空き部屋ということになります。

ここで、これを今後どうするのかということではありましたが、これから災害公営住宅の集約を進めていくということになります。この場所は、町民グラウンド、こちらのほうに今後集約していくと。そして、その辺の移転にかかる費用についても20万円ぐらいまでは上限20万円までは調整をしていくという答弁をいただきました。

私は、3番目の被災者の住宅再建の見通しが立たない世帯数は、この辺を再質問してまいりたいと思いますが、当初1,030の仮設住宅がありました。みなし仮設も900以上、合せて1,900、約2,000近いぐらいの仮設住宅があったわけです。そして、先ほどの解答の中で住宅再建の見通しが立たない世帯数、10軒ぐらいまで減ったということになります。2,000ぐらいの仮設住宅から今山元町では再建未定者が

10軒ぐらいだということでもありますから、大変これは評価できる数字だと思います。

この辺については、大変リカバリー計画がうまくいっているのかなというふうにも思います。

このみなし仮設に住む戸数、県内外合せて267ありますけれども、このうち町外に住むみなし仮設の戸数と人数わかりますか。わかりましたら教えてください。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。みなし仮設住宅の入居状況でございますけれども、1月29日現在というふうな調査結果になります。これは、県のほうでの取りまとめというふうなことになるんですが、全体で267戸、629人と、そのような数字になってございます。

なお、町内、町外というふうなことがございましたが、実は山元町内にも16戸ですか、ございますので、ここから差し引くような形になると。町外というふうな純粋な形になりますと、そのような形になってまいります。以上でございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。そうすると、町外に住むみなし仮設の数で248ぐらいですかね。人数で600人弱。五百七、八十人ぐらいですか。大体それぐらいの数ということになりますね。

この人たちが間もなく期限が来るわけですよ。この人たちが今度どこに住むのか。今回この人たちの特定延長に何戸になりますか。その辺はわかりますか。特定延長。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。みなし仮設のうち、特定延長に該当している世帯数につきましては、同じような時期、1月29日というふうなことなんですが、53世帯というふうなことになります。

3番（竹内和彦君）はい、議長。この人たちは、大概は仙台一円に住んでいるということなんでしょうか。これは、住んでいる場所わかれば。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。ちょっと特定延長者と限った調べではないんですけども、先ほどの戸数となりました267世帯の内訳というふうな形ではお示しすることができます。

一番多い市町村というふうなことになりますと、やっぱり仙台市というふうなことになりまして、88戸、179人、続きまして、角田市の28戸、56人、3番目まで申し上げますが、次いで岩沼市26戸、66人というふうな形になってございます。以上です。

3番（竹内和彦君）はい、議長。昨年10月に国勢調査が行われました。これによりますと、我が町は4,390人が減ったと。人口減りました。この4,390人の中にみなし仮設の人、町外のみなし仮設の人たちが含まれるということでしょうか。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。一応住所を定めている場所というふうなことになってまいります。みなし仮設住宅にお住まいの方々につきましては、住所を移している方、住所を移していない方それぞれいらっしゃいます。やはり、住所を移しているの方々につきましては、会社の届けであるとか、学校の関係、そういったものの中で住所を移しているという方もいらっしゃるようでございます。以上です。

3番（竹内和彦君）はい、議長。この町外のみなし仮設に住む人、まだまだいるわけでもありますけれども、いずれ期限が来て、どこに住むか、その辺はこれからだと思いますけれども、この人たちは住民基本台帳は山元町にあって、生活の実態は町外にあるわけですね。ですから、この人たちが今後どうするかによって、山元町の人口に大きな影響を及ぼすと

いうことだろうと思います。

この町外に住むみなし仮設の人たちには、今でも山元町広報、議会だより等々は届けているのかどうか、お尋ねします。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。広報等につきましては、情報提供というふうな形で届けさせていただいているといったようなことでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。そうしますと、当然今回の宅地分譲の募集、55区画募集していますけれども、これも伝わっているというふうなことでいいですか。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。こちらからのお知らせ、広報等をご覧いただければ知っているというふうに思われます。以上です。

3番（竹内和彦君）はい、議長。この人たちは、いずれこの数カ月間の間にみなし仮設から退去を迫られるということだろうと思います。

そこで、この復興が進んできた山元町、JRの再開も見通しがついたということで、地元に戻るか、または仙台に、または仙台近郊に住み続けるのか。そして、家賃の補助、8万5,000円まで今までかからなかったものが今度自分で負担しなきゃいけない。その辺も考慮しながら判断すると思います。

これは、それぞれ家庭の事情があって、これは何とも言えませんが、結果はどうあれ、最後までやっぱり戻ってきてもらえるような努力はしていくべきだなと思います。

地元の復興状況などの情報発信は、まだまだ続けていくべきだなと思いますけれども、町長、その辺の考えはどうでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員ご指摘のとおり、町としてもこの人口減少を少しでもカバーする、あるいは人口減少を抑止しなくちゃならないというふうな思いの中で、いろいろな手だてを講じながら、その対策対応に当たらずに済まないというふうな状況下でございますので、これまでの継続してきた情報提供を中心として、やはり町に少しでもかかわりのある方に1人でも多く戻ってきてもらえるように、継続した情報提供なり、PR活動をしてまいりたいなというふうに思っております。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、この仮設住宅と公営住宅についてということで、6番目に質問しました災害公営住宅の庭づくり、どこまで許されるのかということで質問しました。これについては、今入居者向けのガイドラインを作成中だということであり

ます。地区住民がお互いに気持ちよいコミュニティーを築く上で、あそこはやっちゃいけない庭をつくっているとか、いろいろな後ろ指をさされるようなことがあってはならないと思いますし、この辺は早くその辺のガイドラインを示していただきたいということで、次に進みたいと思います。

大綱3、ふるさと納税についてということでございます。今我が町で税収を大幅に伸ばせるというのがこのふるさと納税だと思いますが、昨年度の実績と伸び率、これはどうだったのかをお願いします。

先ほど解答いただきました。答弁いただいています。国は、昨年より寄附、いわゆるふるさと納税の上限を2倍に引き上げました。その結果、この4月から9月までの半年間で全国の寄附額は、前年の同期の約4倍、453億円に急増しました。

最近発表された全国の自治体の納税ランキング、このベスト10に山形県の自治体が

3つ入っているんです。参考までに申し上げますと、2位に天童市、5位に米沢市、それから10位に寒河江市と、いずれも地域の特産、サクランボ、米沢牛、それからスキー場、温泉宿の宿泊券、その辺の利用券、そういったもので一気に納税額を伸ばしているということでもあります。

それから、被災地のこの3県、福島、宮城、岩手、これも前年度の6倍の寄附があったということでもあります。

これは、あくまで形式上は寄附ということでもありますけれども、その寄附に対する御礼の品としての希望の品を贈るわけですが、この寄附額に対する御礼の品代の割合というのはいくらぐらいでしょうか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今のご質問にお答え申し上げます。

当方の想定としましては、約40パーセントの想定でございます。以上です。

3番（竹内和彦君）はい、議長。さらに、送料と業者の経費といいますか、それを含めると実際に手元に残るのはどれぐらいになりますか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。ちょっと解説を加えますと、お礼の品が約40パーセント、それからあと業者への手数料が15パーセント、それからあと、クレジットカードの取り扱いをしておりますので、クレジットカードの手数料が2パーセントということで、手元に残るのは43パーセントということになります。

そこからさらに、これは仮にですけれども、先ほど申し上げた430件で1件当たり1,000円ぐらい送料かかると仮定しますと、そこから43万円を引くということになりますので、ざっと計算しますと757万円に対して、いわゆる手元に残るといいう方をしているかはあれですが、手元に残るのは280万円ほどということになります。以上でございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。意外と残りというのが少ないんですね。

我が町の平成28年度の寄附額の想定額というか、予想額というのはいくらぐらい。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。当初予算におきましては、500万円という想定でございました。当初でよろしければ以上です。（「平成28年度」の声あり）平成28年、大変失礼しました。平成28年度は、1,000万円と見込んでおります。以上でございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。平成28年度は1,000万円の予定だということでもありますけれども、やはり私はもっともっと高い目標を立てて、3年後、5年後、我が町の主な税収源に充ててもらいたいと。できれば5億円、10億円と伸ばしてもらいたい。

そうなりますと、地元の産品それだけ売れるわけですから、地域の活性化に大いに貢献できるというふうに思います。

この我が町にはイチゴ、リンゴ、ホッキ、それ以外にも扱う商品を早急に拡充して、この被災地から全国に発信すれば、これから相当伸ばせるなど、そんなふうに思います。

何せ、伸び代はまだまだあるわけですから、そういうことで、我が町の主な税収源というふうなことに位置づけして、体制を組み直して本気で取り組んでももらいたいというふうに思います。

最後に、町長の決意を聞かせていただきたいと。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに少しでも税収確保に向けた策としては、これも大変有効な手段にはなるわけでございますので、力を入れていきたいというふうに思いますが、

先ほどもお答えさせていただきましたように、あるいはまた、議員からもご紹介ありましたように、全国のトップ10とか、上位を占める自治体の状況を見ますと、やはり一定の体制といいますか、状況がそろっていないと難しい側面もございます。

我が町は確かにイチゴ、リンゴでございますけれども、じゃ通年でどうなんでしょうかというふうなことで、足元をお互いに確認したときは、まだまだ品薄でございます。やはり、品数をふやす、あるいは組み合わせを工夫するという、そういう積み重ねがないと、勢いだけではこれいかんともしがたい部分がありますので、少なくとも全国の人気の高い肉とか魚とか、家電品の返礼とか、あるいは返礼品をカタログ化すると、あるいは通年提供可能な返礼品があるとか、いろいろとそれぞれ特徴がございますので、できるだけこういう先例を参考にしながら、少しでも対応できるようにしていくことによって、時間かかるかもしれませんが、一定の収入確保につながるように頑張りたいなというふうに思っております。

3番（竹内和彦君）はい、議長。今町長から力強い答弁をいただきました。

もう一つ最後に、ふるさと納税の件であります。今町職員は約半分ぐらいの人たちは町外に住んでいる。できれば町内に住んでもらいたいんですが、いろいろな事情があって町外に住んでいる。ぜひこの人たちにふるさと納税をやってもらいたい。

どこで税金を納めるにしても、これ控除されるわけですから、本人は出しまいになるわけではありません。ぜひとも町長のほうからぜひともひとつ一言お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまで全国から派遣されてご活躍いただいた職員の皆さん、地元に戻って、率先垂範でやっていただいております。特に、県にお帰りになった職員の方々の名前なども私直接確認をするところでございます。

こういう話をする中で、議員ご指摘の足元の皆さんにもぜひ続いていただけるものというふうに期待を寄せるところでございます。（「終わります」の声あり）

議長（阿部 均君）3番竹内和彦君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）8番大和晴美君の質問を許します。大和晴美君、登壇願います。

8番（大和晴美君）はい、議長。平成28年第1回山元町議会定例会に一般質問させていただきます。

先日の町長説明にも町の重点政策である子育て支援、定住促進対策のさらなる充実とありました。大綱1は、子育て支援事業についてです。

細目1としまして、12月の議会でもお話のありました子育て支援・定住プロジェクトチームの内容と今後の活動についてお伺いします。

細目2としまして、さいたま市において「祖父母手帳」を希望者に配布しているというお話ですが、山元町でも検討してはどうでしょうか。

細目3としまして、町として子育て支援の今後の新規施策の展開予定をお伺いいたします。

大綱2は、町民の健康管理についてです。ことしは、インフルエンザの流行が遅いと聞いておりますが、細目1としまして、インフルエンザ予防接種の助成対象とその効果についてお伺いいたします。

細目2としまして、健康づくりの今後の新規施策の検討についてお伺いいたします。

大綱3としましては、不登校対策についてです。

細目1としまして、小・中学生の不登校の現状についてお伺いいたします。

細目2としまして、その対策の内容についてお伺いいたします。

以上、大綱3件、細目8件についてご質問いたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、大和晴美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、子育て支援事業についての1点目、子育て支援・定住促進プロジェクトチームの内容と今後の活動というふうなことでございますが、一昨年10月に本町の人口減少問題に対する対策を適切かつ迅速に推進するため、私が本部長を務める人口減少問題対策本部を設置し、その下部組織として子育て支援策及び定住促進施策を調査検討する組織として子育て支援・定住促進プロジェクトチームを設置しております。

当プロジェクトチームについては、役場内の子育て世代の若手職員を中心に構成し、今年度はこれまで4回の会議を開催し、子育て支援・定住促進対策事業の事業化に向けた検討を進めてきたところであり、具体の施策については、「初めてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業」など、新年度予算に計上し、本議会に提案しているところであります。

今後のプロジェクトチームの活動については、今年度に引き続き、出会い、結婚、妊娠、出産から子育て、教育、定住といったライフステージに沿って切れ目のない支援に向けた検討を重ね、新たな子育て支援や定住促進の事業化に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、さいたま市で配布している「祖父母手帳」の検討についてですが、この「祖父母手帳」については、祖父母が育児していたときに比べ、育児方法が大きく変化している中で、現在の育児方法を学び、父母との関係を円滑にするとともに、地域における子育ての担い手となるきっかけとするため、ことしになって配布を開始していると伺ってございます。

主な内容といたしましては、祖父母世代と親子世代とのかかわり方のコツや子育ての新常識、孫とのお出かけスポットなど、イラストを交えてわかりやすく表現されており、祖父母だけでなく、地域における子育てにも役立つ内容となっております。

なお、先月に開催した山元町子ども・子育て会議においても委員から自分も孫ができて半年ほどたつが、自分のときの子育てと今とでは育児方法が変わってきており、今の育児方法などがわかるようなパンフレットがあるとよいといったご意見もいただいたところであります。

本町においては、子育て世代に対する支援策として、子育てに係る各種制度や健康・医療、各種相談情報、保育情報などを掲載した「山元子育て応援ファイル」を昨年度に作成し、新生児訪問時や乳幼児健診時に新しく母親になられた方々を対象に配布しているところでありますが、ご質問のありました祖父母の視点、地域の子育て目線での子育て支援策についても今後子育て支援・定住プロジェクトチームで検討を重ね、前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

ちなみに、これがさいたま市のほうで作成している手帳ということで、23ページから構成されている内容となっております。

次に3点目、子育て支援の今後の新規施策の展開予定についてですが、平成28年度における子育て支援の新たな取り組みとしては、妊娠・出産時の支援として、町が用意

したベビーバス等は無償でレンタルする「初めてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業」を初め、保育所でお昼寝時に使用するベッドや敷き布団を用意し、敷き布団の持参やかけ布団の持ち帰りをなくすことで、保護者の負担軽減を図る「健やかお昼寝ベッド事業」や「あったか布団事業」、衛生管理の強化に努める「健やか手洗い事業」など、新たな子育てに係るソフト事業に取り組むとともに、ハード面においても町内遊園施設に設置してある遊具等の更新や撤去を計画的に進めることとしております。

また、今月26日には新山下駅周辺地区市街地「つばめの杜」地区内に大型遊具を設置した近隣公園を初め、夏には子育て世代の方々が待ちに待った統合保育所及び児童館、子育てセンター等の開所を予定しており、まさに記念すべき年となりますことから、今後その施設を活用した子育て支援事業についても積極的に進めてまいりたいと考えております。

今後の展開につきましては、昨年3月に策定した山元町子ども・子育て支援事業計画を基本とし、今年度から開始しております子育て支援に関する各施策の継続・拡充を図ることはもとより、子育て世代のニーズを踏まえた新たな支援策を講ずるなど、「子育てするなら山元町」の実現に向け、鋭意取り組んでまいり所存であります。

次に、大綱第2、町民の健康管理についての1点目、インフルエンザの助成対象とその効果についてですが、現在インフルエンザ予防接種の助成対象につきましては、65歳以上の方と60歳から64歳の方で心臓、腎臓、呼吸器等に障害のある方を対象としております。

これは、平成13年の予防接種法の改正により、高齢者に対するインフルエンザ予防接種が定期の予防接種となったことによって実施しているものであり、高齢者に対するワクチン接種による発病、死亡の阻止率が高かったことやワクチンに対する副反応についても重篤なものなかったことから、法改正につながり、現在まで継続して実施しているところであります。

インフルエンザの予防については、インフルエンザウイルスを体内に取り込まないため、人混みを避けることや、手洗いやうがいが重要であります。流行前のワクチン接種による重症化の予防効果が期待されることから、引き続きインフルエンザの予防接種と予防対策の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目、健康づくりの今後の新規施策の検討についてですが、本町においては、メタボの該当率が33.1パーセントと、県内ワースト4位の高い状況にあり、医療費分析の内容を見ると、40歳代から高血圧などの生活習慣病の罹患者が多くを占めていることから、若い世代のうちから生活習慣の改善に取り組み、健康づくりと疾病の予防対策を進めることが必要であると考えております。

そうしたことから、新年度の新規施策として、誰でも手軽に取り組み、運動習慣を身につけやすいウォーキングを柱とした事業を計画しているところであります。

その具体的な事業内容については、参加者にポイント付与機能付きの万歩計を貸し出し、ウォーキングの歩数をポイントに換算することによって、獲得したポイントを地場産品等と交換できる「ウォーキングポイント事業」や町内を楽しく交流しながら参加できる「ウォーキング大会」、正しい歩き方を身につけることができる「ウォーキング教室」の開催を予定しているところであります。

また、検診事業については、従来の集団検診に加え、今年度から宮城病院で実施して

おります高齢者の方々を対象とした後期高齢者個別検診に引き続き、新年度の新たな事業として疾病の早期発見、生活習慣病重症化予防対策として、74歳以下の方々の個別検診についても郡内全ての医療機関で開始する予定としております。

メタボの該当割合が全国ワースト2位という危機的な状況から脱却を目指し、県民の健康と幸せを実現するため、先月県において設立されました「スマートみやぎ健民会議」、ここで言う県民のケン健康のケンでございます。この会議と連携を図りまして、今後もさまざまな町民のまちづくり活動を支援し、健康寿命延伸のための各種施策を展開するとともに、あわせて地域医療との連携強化を図りながら、引き続き健康づくりと疾病の予防対策に努めてまいります。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）大綱第3、不登校対策について、森 憲一教育長、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。大和晴美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第3、不登校対策についての1点目、小・中学生の不登校の現状についてですが、学校生活における児童生徒の状況については、毎月各小・中学校から報告を受け、不登校の状況についても把握しております。

この報告書作成において、不登校とは文部科学省が定める定義と同様、年間欠席日数が30日以上の子童生徒を指し、不登校傾向とは月間欠席7日以上の子童生徒を指す取り扱ひとなっております。

また、保健室などの別室であれば登校できる子童生徒については、保健室等別室登校という定義で、その実態を把握しております。

不登校の現状についてですが、ことし1月末時点における町内小・中学校全体で不登校10人、不登校傾向1人、保健室等別室登校1人であり、前年同時期と比較すると、いずれも増加の傾向にあり、不登校で5人の増加、不登校傾向と保健室等別室登校がそれぞれ1人発生した状況となっております。

この不登校となった主な要因としては、友人や同級生とのトラブルなどが主な要因として報告されておりますが、家庭内での問題によって登校できないという事案も報告されている状況にあります。

次に2点目、その対策の内容についてですが、学校の対策としては、県教育委員会が策定したリーフレットに基づき、未然防止、早期発見、自立支援とその場面に応じた対策を行っております。

日ごろから日々の授業や学校生活の中で子童生徒が学校に来ることが楽しい、友達と会えるのがうれしいと感じられるような魅力的な学校づくりを目指しておりますが、成長期にある子童生徒には時として友人関係や学校生活のことで悩みや不安を伴うことも事実であります。

普段から子童生徒の理解に努めることはもちろんですが、各小・中学校では年2回級友調査、学級満足度調査を実施し、その結果を学級づくりに反映させるなどの未然防止策を講じているほか、欠席があった場合は、まずは電話連絡、そして家庭訪問を行い、情報収集に努めるなどの初期対応を行うとともに、不登校となった場合は、学校全体での対応、そしてスクールカウンセラーによる個別相談等を実施するなど、再登校に向けたさまざまな対策を講じているところではありますが、改善に至るまではなかなか難しい場合もあります。

このような状況から、平成28年度は新たに精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを1名配置し、家庭、学校、地域や関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する体制を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

8番（大和晴美君） はい、議長。それでは、一つずつ再質問をさせていただきます。

まず初めに、子育て支援・定住促進プロジェクトチームの内容と今後の活動について。この子育て支援・定住促進プロジェクトチームというのは、我が町にとっては大事な組織だと私は感じておりますが、詳しいチーム構成を教えてください。

保健福祉課長（桔梗俊幸君） はい、議長。それでは、チーム構成をご説明いたします。

子育て支援・定住促進プロジェクトチームのメンバーということで、庁内の子育て世代で班長以下若い世代の方が集まっていたいて、現在12名メンバーとしております。それで運営して検討してございます。

8番（大和晴美君） はい、議長。こちらのチームのほうは、毎年メンバーが変わるということもあり得ますでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君） はい、議長。メンバーは変わることも想定しておりますが、こちらのほうで各課にお願いする際に、なるべく継続したこと、事業も続いておりますので、年度年度で終わるものではなくて、年間を、1年でできないものは翌年度というふうな形でも検討しておりますので、引き続き同じ方が参加いただけるよう配慮いただくようお願いしているところでございます。

8番（大和晴美君） はい、議長。済みません。そうしましたらば、このプロジェクトチームというのは、保健福祉課の管轄ということでよろしいでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君） はい、議長。昨年度におきましては、人口減少問題対策本部を立ち上げて、それは企画財政課のほうで行ってございました。

そこで基本、大きなプロジェクトの流れ、仕組みを企画財政課のほうでつくって進めておまして、今年度から実際の個別の実践ということになりますと、うちの課が主体で現在子育て・定住とあわせて検討を重ねております。以上でございます。

8番（大和晴美君） はい、議長。12月議会で私が提案させていただいたチャイルドシートの貸し出し及び出産祝い金などは、こちらのチームでは検討していただけたのかどうか、お伺いしたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君） はい、議長。議員からお話のありましたチャイルドシートの件に関しましては、その後1月にプロジェクトチームを開催してございます。その際に議題として上げさせていただいて、今年度の平成28年度の予算に関しては、もう既におおむね大体話はプロジェクトチームの会議が進んでおりましたので、次年度以降の課題ということで進めて、検討を進めて続けていければと思っております。以上です。

8番（大和晴美君） はい、議長。ありがとうございます。

それでは、次の2番目に移りたいと思います。さいたま市において「祖父母手帳」、先ほど町長も見本を示していただきましたが、こちらを希望者に配布しているというニュースをお聞きしました。そして、山元町の保健福祉課ではこれとは違いますが、ちょっと実分をいただいたのですが、「子育て応援ファイル」というすばらしいファイルも皆様にお配りしているというふうにお聞きしたところであります。

子育てにおける祖父母の役割というのをどのようにお考えであるか伺いたいと思いま

す。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。子育てファイルとか子育てに関する祖父母のかかわり方等に関しましては、全国的にもご質問ありましたさいたま市だけじゃなく、熊本県、例えばあと香川県の三豊市とか、あと広島県とか横浜市とか、いろいろな数々取り組んでいる事例もございます。

本町においても現在は実際のお母さんですか、出産された方に対しての「子育てファイル」ということで配って進めておりましたが、全国的な動きもありますので、うちもそれを参考にしながら、何か祖父母も一緒に子育てに加わっていただけるようなパンフレット等をつくっていただければと。

なお、その内容につきましても先ほど申しあげましたプロジェクトチームの中でももんでもらって、わかりやすいものをつくっていただければというふうに考えております。

8番（大和晴美君）はい、議長。それでは、3番目の町として子育て支援の今後の新規施策の展開予定ということなんですけれども、先ほどご説明がありまして、新たな取り組みが大変多いと感じております。

この中で、今までの事業で縮小したものがあればお聞きしたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済みません。今すぐには思い当たるものはないですが、基本、継続して拡充するというスタンスでプロジェクトチームは会議は進めております。

8番（大和晴美君）はい、議長。本当に継続、そして新しい施策をふやすというのは、本当に理想的ないいことだと思います。

ただ、やはり予算というのがあると思いますので、もし余り効果的でないというものがありましたらば、当然それは見直しはされていると思われませんが、そのようにお願いしておきたいと思います。

それでは、大綱2の町民の健康管理のほうに移らせていただきます。

インフルエンザ予防接種の助成対象とその効果についてであります。免疫力の弱いお年寄りにとっては大変効果的な予防注射となっております。今回さらに一歩進めて、高校受験を控えた中学3年生も助成の対象としてはいかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。まず、現状のほうからご説明させていただきます。

現状なんです。ご質問のとおり、高齢者、60歳、65歳以上の方を対象としたインフルエンザの予防接種の助成事業を行っております。そちら、年間費用約1,000万円以上、若干超すんですが、1,000万円以上毎年毎年かかってございます。

実は、その財源につきましてもほとんどが町の持ち出しとなっております。いわゆる交付税で算入されている部分もございまして、本当に数パーセントでございまして、基本1,000万円が町の持ち出しと。

さらなる拡大となりますと、それを継続的に毎年毎年行うとなると、やはりそれだけの財源の確保が必要となりますので、その辺ちょっと検討しながら進めていかなければならない問題なのかなというふうに担当課では考えている次第でございます。

議長（阿部 均君）政治的な判断、拡大の部分について、齋藤町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。県内で今幾つかの自治体で中学生なり小学生等々を対象にしたインフルエンザの予防接種に取り組んでおられるところがあるというふうには確認しておるところでございまして、その辺の実情、実態をもう少し確認をしながら、有効性、有用性というようなものをご確認しながら、その取り扱いについては、検討をさせていた

だきたいなというふうに思います。

8番（大和晴美君） はい、議長。ただいま町長からもお話ありましたように、近隣の町でも中学3年生に限らず、子供さんたちにインフルエンザ予防接種を実施している町は多いと思います。

高校受験を迎える厳寒の2月は、インフルエンザ流行のピークに達します。家族も大変気を使います。今までの勉強の成果を100パーセント発揮できるように守ってあげるためにも私は中学3年生にぜひインフルエンザ予防接種助成・補助などを検討していただきたいと思います。

それでは、インフルエンザについては終わらせていただきます。

続きまして、健康づくりの今後の新規施策の検討についてですが、先ほどウォーキング事業というお話をいただきました。パークゴルフのほうも私もこの間初めてやらせていただきましたが、大変楽しいものですが、やはり基本は歩くことだと実感いたしました。

山元町内でも大変歩いている方が多いようにも見受けられますが、ウォーキング人口というのは把握されておりますでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君） はい、議長。申しわけございません。ウォーキングされている人口は、ちょっと把握はしてございません。

議長（阿部 均君） わからない。何人ぐらいいるかわからない。

保健福祉課長（桔梗俊幸君） はい、議長。ウォーキングであれば、うちのほうで有志の会がありまして、既存の会がありまして、それらのほうで行っているものがございまして、単なるウォーキングとなりますと、その数字は拾っていない状況となります。

議長（阿部 均君） 生涯学習課のほうではわからないでしょうか。

生涯学習課長（齋藤三郎君） 生涯学習課におきましても、構成員の数把握してはございません。

8番（大和晴美君） はい、議長。済みません。突然何か難しい質問をしてしまいました。

今度統計が出ましたらば、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

それでは、先ほどからメタボの該当率というお話をいただいておりますが、我が町においてメタボの該当率が高い理由は何だと思われましてでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君） はい、議長。こちら、あくまでも数字的なデータではないんですが、土地柄、基本はやはり歩くことが少なくなっているというのが今回うちの町が新たに平成28年度事業を始めたというのが一つでございます。

あと若干、若い世代なんですけど、アルコールやコーラとか嗜好飲料の摂取率が高いというのも現状数字としてはございます。

やはり、車社会といいますか、交通手段は歩くではなくて、車で動いているご高齢の方も多く、あと、子供も肥満率は高いです。うちの町。ですので、小さいときから歩くようなイメージを持つようなまちづくりも必要なんじゃないかということで、今回新たに事業を開始する予定でしたところでございます。

8番（大和晴美君） はい、議長。やはり、メタボのことを考えましても、この今回のウォーキングに関する施策というのに大変期待したいところであります。

それでは、健康についてこれで終わらせていただきます。

最後に、大綱3の不登校対策についてであります。町の宝である子供の不登校というのは、本当に解決したい問題であるというふうに感じております。

こちらのほうも先ほど教育長からお話ありましたように、増加の傾向というふうにありましたが、この増加の原因をどういうふうにお考えでしょうか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。先ほど要因のお話を幾つか申し上げましたけれども、子供たち、この現在のこたしの数字で参りますと、先ほどお話ししましたように、10人と。昨年から倍増しているわけでございますけれども、要因については、昨年度とほぼ同じでございます。友達、同級生の関係、あるいは家庭の事情、こういったものはほとんど同じでございます。

ただ一方で、我々現在も手当てをしているのは、スクールカウンセラーというのを各小学校・中学校に配置をさせていただいておりますけれども、そこでも相談の中身、これを見ますと、やはり多いのが相談の件数面から見ると、人間関係、友人関係、学校生活そのものの相談、それから、中学生においては進路の問題、そういった部分がございますので、そういったものが背景にあるのではないかなというふうに思っております。

8番（大和晴美君）はい、議長。文部科学省においては、不登校であった中学3年生の5年後の状況など、追跡調査というのをされたというふうにお聞きしているんですが、その結果などについてはお聞きしていますでしょうか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。私どものほうでは中学校の子供が卒業、今は中学校で不登校であっても高等学校は門戸を開いてございますので、その後学校で把握しているというふうなことで、その後のいわゆる高校以降の部分については、教育委員会でも取り立てて把握はしてございません。

8番（大和晴美君）はい、議長。それでは、先ほどお話ありましたスクールカウンセラーというのが現在対応されているんですが、スクールカウンセラーの限界といいますか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。スクールカウンセラーは、現在先ほどお話し申し上げましたように、小学校・中学校それぞれ経験者、例えば学校の現場、管理職を経験した者であるとか、あるいは一番多いのは臨床心理士の資格を有する方においてをいただいているところでございます。

スクールカウンセラーの限界といいますか、実際の対応なんですけれども、具体的にはその出勤日に各小・中学校のスクールカウンセラー室、そこには電話が用意してございます。そして、子供たちが来てもリラックスして座れるようなソファのようなものを用意してあって、そこで気を楽しんで落ち着いて相談できるという、あるいは場合によっては、保護者の方もおいでいただいて対応する。あるいは、電話でもお受けをするというふうな、いわゆるその場にスクールカウンセラーがおりまして、来られる方についての対応をするという形でございます。

したがって、ある意味ではその相談体制が受け身にならざるを得ないと。待ちの姿勢でやらざるを得ないというふうな状況、来れば拒まず、いろいろな相談をお受けをするというふうな状況でございます。

それから、スクールカウンセラーと同じように、これは町と教育委員会として教育相談員を配置してございます。こちらは、週に1回ほど勤務をしていただいて、各小・中学校を巡回をし、先生方に子供の様子あるいは養護の教諭から子供たちの様子などを聞いたり、子供たちの具体の行事の様子などを見ていただくというふうなことで対応しております。

なお、そのものについては、月1回でございますけれども、町民生活課で実施しております青少年の相談、そちらのほうにも回っていただいていると、そういうシステムでやっている現状でございます。

したがって、限界というのは、そういった部分であるかというふうに思います。

8番（大和晴美君） はい、議長。今教育長からお話ありましたように、学校のほうでお待ちになっているということで、実際にはその場所に行けない子供が一番苦しんでいるといえますか、問題を抱えているように感じますので、そのすき間を埋める政策として、今回新しくスクールソーシャルワーカーというのが出てきたではないかというふうに思っております。

改めまして、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの大きな違いをお聞かせください。

教育長（森 憲一君） はい、議長。今スクールカウンセラーあるいは教育相談員のお話を申し上げましたけれども、我々今予算化に向けてお願いしている部分については、スクールソーシャルワーカーと。うちのほうで今回お願いするのは、精神保健福祉士という資格、国家試験を持っている方をお願いをするわけでございますが、あるいは社会福祉士と、そういう専門の国家試験の資格を有する方をお願いをするんですけども、この方々の対応としては、いわゆるスクールカウンセラーは学校内においてその特別の部屋で待ちの姿勢で対応するということですが、子供に何かあった場合、あるいは深刻な中身あるいはぜひ面談をして、少し解決の糸口を探ろうとか、そういった場合にスクールソーシャルワーカーに連絡を、あるいは相談をしながら、こちらは家庭訪問等も実動として実効性のある動きをしていただけるというふうな動きでございます。

したがって、かなり現在不登校対応とか、あるいはいじめ等についても対応していただけるものというふうに期待をしておるところでございます。

本当はもう少し早く導入をしたかったのでございますけれども、残念ながら、この有資格者の数が少なく、私どもの町ではなかなか探し切れない。近場の町でもなかなかおられないということで、実は予算計上したものの、もう間際まで決まらなくて、やっと2月の段階に入って固有名詞をいただいておりますというふうな現状でございます。以上です。

8番（大和晴美君） はい、議長。午前の教育長のお話に学校は地域に浮かぶ船というふうなこともございました。ことし夏には山下第二小学校が完成予定であります。家庭、地域、学校が相互に連携しながら、地域全体で未来を担う子供を育成していきたいと思っております。

それこそが私たちが目指すチーム山元であると確認して、質問のほうを終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長（阿部 均君） 8番大和晴美君の質問を終わります。

議長（阿部 均君） この際、暫時休憩といたします。再開は午後2時45分といたします。

午後2時32分 休 憩

午後2時45分 再 開

議長（阿部 均君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、竹内和彦君の質問の中で、被災者支援室より補足説明がありますので、室長の

発言を許します。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。先ほどみなし仮設住宅の方の住所の部分と、それから国勢調査時の人口というふうなことでのご質問があったわけですが、私解答の中で住民票というふうなみたいなことの捉えられかねない解答を申し上げたわけですが、国勢調査時の住居要件なんです、住所がなくても3カ月以上居住していれば、その町市での人口のカウントになるというふうなことです、追加の説明をさせていただきます。

議長（阿部 均君）6番岩佐秀一君の質問を許します。岩佐秀一君、登壇願います。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。では、6番岩佐質問させていただきます。

平成28年第1回山元町議会定例会、一般質問。大綱3、細項10件の質問をさせていただきます。

ことしもまた、あの未曾有の被害をもたらした東日本大震災発生の日が近づいてまいりました。早いもので、大震災発生から5年を迎えようとしています。

震災発生当時は、もとの姿に復旧・復興はできないと悲観していましたが、世界の国から、そして日本全国からの温かい支援、ボランティア活動等によりまして、見事被災地は山元町は一步一步確実に復旧・復興をいたしております。

常磐自動車道の全線開通、新山下及び坂元両地区の市街地整備工事もこの春いよいよ完成を迎えます。一部、宮城病院周辺は遅れますが、また、常磐線の運転再開前倒しなど、町の復興がしっかりとした形でなりつつあるのも町民が一丸となって復旧・復興に取り組んだためと敬意をいたします。

それでは、最初に、大綱1、財政の見通しについてお伺いいたします。

法人町民税の収入が中期政策見通しより平成29年度以降町で想定しているより減収となるのではないかと私は考えております。町の考えを聞きたい。

2番目、税収確保のため、町で取り組んでいるふるさと納税の税収が伸び悩んでいるのではないかと。もっと寄附が増加する施策を考えているのか。

3つ目は、寄附金の御礼特権をもっと魅力ある商品にふやしてみてもどうか。例えば、商店街にある食事券、これから始まるマスカット、ブドウ、あとイチゴ狩り入園券等を考えてみてはどうか。

これは、入園券、入場券というものは、交流人口をふやす相乗効果が期待されるので、まちの活性化に大変役立つのではないかと考えております。

続きまして、大綱2、公園の維持管理についてお伺いします。

1つは、防災公園の整備に伴い、新たに3カ所ふえるが、その維持管理費を伺いたい。震災公園、牛橋、花釜、笠野地区公園です。

それから、防災公園1カ所当たりの維持管理費はどの程度かかるのかと。今後永遠にかかりますので、よろしく願います。

それから3つ目、公園の増加、新山下、坂元、宮城病院周辺の増加、それに伴い、既存公園がどうしても手薄にならないか、その辺をお聞きしたいと思います。

大綱3つ目は、震災遺構、中浜小学校の保存についてお伺いします。

1つ目は、東日本大震災発生から間もなく5年になろうとしているが、いまだ中浜小学校は震災発生のまま放置されている状態である。現状を見て町はどう考えているのか。

2つ目は、建物の管理は誰がしているのか。温かくなりまして、見学者や不審者の侵入も考えられるので、安全対策を町は図っているのか。

3つ目は、維持管理について、町民に問い、早急に結果を出す時期ではないか。町の考えをお聞きします。

4つ目は、保存の場合にしても国の財政支援は初期費用に限られると思います。恒久的な維持管理費を町民に示すべきかと思います。町の考えを問いたないので、以上質問いたします。ご解答をお願いいたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐秀一議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、財政の見通しについての1点目、法人町民税の減収の想定についてですが、法人町民税の収入については、復興需要により、平成25年度をピークに平成26年度以降復興事業の完了に伴う関連法人の撤退等から、減収傾向にあります。

このことは、中期財政見通しを策定した際にも考慮しており、現時点では来年4月以降に影響を与える大きな要因はないと考えております。

しかし、昨年12月に閣議決定された平成28年度税制改正大綱において、法人町民税法人税割の税率を9.7パーセントから6パーセントに引き下げる改正が盛り込まれており、現在衆議院が法案が審議中であります。可決されれば、来年4月1日以降に事業開始となる法人から適用され、平成30年度からの新たな減収が想定されます。

ただし、法人町民税の税率を引き下げた分、国税である地方法人税の税率が引き上げられ、その増収分を地方交付税の原資として地方へ再配分される改正も審議中であることから、現時点では歳入面における大きな影響はないと考えております。

いずれにしましても、法人町民税を含めた税収については、国の制度改正や景気動向に左右されるものが多く、中長期に税収を見込むことは困難ではありますが、見直しを行いながら、より精度を高めていく所存であります。

次に2点目、税収確保のため取り組んでいるふるさと納税寄附の増加対策並びに、3点目、寄附金のお礼特典をふやしてみてもどうかについてですが、竹内和彦議員の解答と同様であります。

なお、ご提案のありました新たなお礼特典のうち、マスカットにつきましては、当町においても希少なシャインマスカットの栽培を行っている食品加工会社がありますので、過日、同社の社長にお会いした際にご相談したところ、前向きなご解答をいただいているところであります。

また、食事券やイチゴ狩り入場券といったチケットと交換するというご提案につきましても、今後新市街地が完成し、常磐線や山元南インターチェンジといった交通インフラが整備されることにより、町外からの交流人口増加が見込まれておりますので、導入できるかについては、事業者との協議によりますが、傾聴に値するご意見だと考えております。

次に、大綱第2、公園等の維持管理についての1点目、新たな防災公園の維持管理及び2点目、1カ所当たりの維持管理費についてですが、防災公園の維持管理費は大きく分けて除草や清掃、高熱水費、浄化槽管理などから構成されております。除草や清掃、浄化槽管理は、外部委託を予定しており、緑地の面積や浄化槽の有無などにもよりますが、年間の維持管理費は牛橋地区が約150万円、花釜地区が約250万円、笠野地区

が約300万円を見込んでおります。

次に3点目、既存公園の維持管理についてですが、既存公園は、町が直接管理している牛橋公園などと行政区に管理をお願いしている久保間農村公園と小平農村公園があります。これら2カ所の公園については、これまで同様、行政区の協力を得ながら維持管理を行っていくとともに、維持管理費が増加する場合には、来年度以降に予定している公共施設維持管理事業での対応も検討してまいります。

また、老朽化によりベンチなどの施設修繕が必要な箇所については、緊急性に応じて優先度を定め、年次計画により修繕を行っていくとともに、新市街地の公園も含め、公園利用者の方々が安全・安心に利用できるよう、維持管理に努めてまいります。以上でございます。

議長（阿部 均君）中浜小学校の保存について、教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。岩佐秀一議員のご質問にお答えいたします。

大綱第3、震災遺構中浜小学校の保存についての1点目、中浜小学校の現状をどう考えているのかについてですが、中浜小学校については、児童、教職員及び地域住民を初めとした総勢90名を津波から守った施設であることから、平成26年1月に中浜小学校遺構保存調査業務として、建物耐震等の調査を行うとともに、地域住民の意向の把握や検討の参考とするためのアンケート調査をもとに、山元町震災伝承検討委員会において検討が重ねられ、提言書が町に提出されたところであります。

また、これまで防災教育の一環として児童生徒や津波の脅威を知るため、多くの方々が全国各地から見学に訪れている場所でもあります。

現在ほぼ発災直後の被災状況を保っておりますが、外部の補修等を行ってしまった場合、震災遺構としての価値が失われることも考えられることから、これまでの検討内容を踏まえ、新年度において具体的な調査や保存計画の策定を行うための予算を計上しているところであります。

次に2点目、建物の管理は誰がしているのか。安全対策を図っているのかについてですが、現在建物の管理については、教育委員会学務課において行っているところであります。

不法侵入者等に対する対策として、施設の周囲には関係者以外立ち入り禁止の看板やバリケード等、内部については警報音発生装置を設置し、不法侵入者安全対策に努めているとともに、施設内外の状況を確認するため、臨時職員によるパトロールを毎日実施しているところであります。

次に3点目、維持管理について、早急に結果を出す時期ではないかについてですが、検討委員会が平成26年度に行ったアンケート調査において、震災伝承の場として必要との意見が9割以上であったことや、震災の記憶を後世に伝承するために震災遺構として中浜小学校を保存、活用していくことを望むとの提言書に基づき、現在さまざまな観点から、鋭意検討しているところであります。

今年度においては、類似施設を持つ自治体への視察や調査等を行うとともに、今後建物としての用途や保安基準など、関係法令をクリアするための詳細な計画の策定、さらには関係機関との具体的な協議が必要となります。

これらの業務についても新年度において委託を行い、計画作成段階において適時町民の皆様へ保存・活用方法、維持管理の手法、整備費・維持管理経費等についてお示しし

ていきたいと考えております。

次に4点目、恒久的な維持管理費用を町民に示すべきについてですが、町としましては、今後町の単独費となる維持管理費用が過大にならないことを基本とし、持続可能な運営が可能となる計画を示してまいりたいと考えております。以上でございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。ただいまから再質問させていただきます。

まず、町の税収関係なんですけれども、平成30年度から新たに減収が想定されると解答があり、しかし、現時点では影響はないと考えているという解答でございます。

中期構想を見ますと、平成27年度、まだ決算わかりませんが、10億2,900万円、平成28年度は10億4,500万円、29年度は10億4,500万円、30年度は10億7,000万円ですか、これに出しておりますけれども、ちょっと現状を見ますと、平成29年度以降、震災復興工事の減少が、また復旧工事が大分少なくなると思うんですよね。現状。それに鑑み、就労している人、町内でこの復興関係の、また、商店関係、飲食店等の、大分減収になると思いますので、29年度以降想定より町税が減収とはなるのではないかと思いますので、ご質問お願いします。

議長（阿部 均君）町長、解答は町長にという部分がございます。町長がよその課長に振る場合は、何々課長に答弁させますとお答え願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまの件につきましては、税務納税課長のほうから解答をさせていただきます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。ただいまの件についてですが、中期財政見通しのほうで町税として記載しておりますものについては、町の税金全てになっております。

このうち、法人町民税に係る分につきましては、例えば30年度分、一番最後の見込みの部分ですと、町税全体で10億7,000万円という記載があります。こちらの中の内訳としては、約4,000万円分が法人町民税の金額になります。ですので、法人町民税の、これを試算するに当たっての法人町民税につきましては、28、29と公共事業、復興事業が終わっていきますので、当然法人の税収は減った形で見込んでおります。

ただし、個人の町民税であったり、固定資産税であったりという部分では徐々に回復が見込まれますので、それがそちらもこの見込みの中には含まれております。

そういったことから、現状ではこちらの見込みに対する大きな、今現在でこれを見直さなきゃいけない大きな要因というのは考えられませんので、そういった意味合いで現状では問題ないのではなかろうかということになっています。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。単純に言えば税収が減らないということでありますので、安心はしているんですけれども、人口も減っている中で、震災前の人口が1万6,000、現在1万2,000と言われておりますけれども、そんな中で、単純に考えますと震災前の税収って結構あったと思うんですよね。しかし、設備等、現状の設備等、大分ふえています。新しく建設する箱物とか、そんな関係で町民に減った分の新しく設備して、税収は震災前と比較して減りますので、住民サービスの低下にはつながらないのかお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。人口減少、確かに4,000人を超えるという部分がございますけれども、ご案内のとおり、4,000人全てが納税義務者というふうなことではないという部分がまず一つございますので、その点については、改めて協議をさせていただ

ければというふうに思います。

山元町の場合ですと、大体1世帯当たり3人になるかどうかというふうな感じだというふうに思いますので、その辺から一定の納税義務者というのが逆算できるかなというふうに思います。

いずれ、そういう関係はございますけれども、お尋ねの人が減る、税収が減らないか、サービスが低下しないかというふうな部分を申し上げれば、交付税措置については、前にもちょっとご説明させてもらう機会がございましたけれども、先般のこの国勢調査の結果での人口減少、これについては、5年間激変緩和措置がとられるというふうなこともございますので、そう急激な税収の減あるいはサービスの低下にならないものというふうには思いますが、一方で、またご指摘のあった、そうは言っても新しい施設がふえていることは、これは事実でございますので一定期間、例えば中央公民館と山下の新市街地の（仮称）交流センターが重複するような利用使用期間もあったりというふうなことがございますので、相当気を引き締めて公園の管理であったり、各公共施設の維持管理をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。単純に言えば、心配しているのは震災前、沿岸部にあった家屋税とか所得税とか、結構入っていたと思うんですよ。震災前は。その後震災後、四千、数千人のいなくなった人たちの減収を考えると、今後の町財政を考えますと、相当の経費節減をしていかなかったら後継者に末代まで負担をかけるんじゃないかという心配があったために今回質問させていただきました。ありがとうございました。

続いて、ふるさと納税について、2項目お聞きしたいと思います。

内容的には竹内議員が質問したので、大分省かせていただきます。数的に質問したいと思います。

第1点目は、平成28年度のふるさと納税が1,000万円目標掲げておりますが、前年度が500万円に対して750万円と伸びておりますので、1,000万円はちょっと少ないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。新年度の歳入関係の見積もり、この関係で若干少し慎重な見積もり計上をしている部分があるかなというふうには思いますが、まだ本格的に始めて半年足らずというふうな部分、そしてまた、先ほどもちょっと触れさせていただきましたように、町全体として通年を通してお礼の品を確保できるかというふうなことを考えますと、まだまだ町としてのハンディといいますか、全国有数の実績を上げている自治体と比べますとまだまだ足元を固めていかなくちゃならないと、その部分もございますので、若干慎重な見方をさせてもらった1,000万円だというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。先ほど解答いただいたんですけれども、1,000万円の収入の中で経費として業務委託費150万円、お返し代が400万円とか、役務費が90万円とか、大体43パーセントとお聞きしました。

その中でちょっとお聞きしたいのは、この業務委託費150万円ございますね。その業務委託費というのは、パンフレットにあるサイネックスふるさと納税センターに納めているのでしょうか。お聞きします。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございます。サイネックスという会社と業務委託契約をし

ておりまして、その業務委託の方法がふるさと納税額の15パーセントを手数料としていただくということで、このような形になってございます。以上でございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。15パーセントということでありますので、1,000万円ですか、15パーセント、150万円ですね。これが単純にですけれども、万が一1億円になったと。そうすると1,500万円の手数料を支払うようになりますね。しからば、一挙にいかないと思いますけれども、JAとか商工会とかとタイアップしてやれば、その商工会とかJAが手数料稼ぐことによってふるさと納税で納められたお金を町内から出さないで、町内に残るわけですね。そうしますと、そのお金は1,500万円が運用の仕方によって買い物となれば、3,000万円になる可能性もあるわけですね。

今後の課題ですけれども、できればJAとか商工会、または、ちょっとできるかどうかわかりませんが、地元の銀行さんとか使ってすることによって、地元ですので、商品のアピールとか宣伝、リピーターとして税収納めていただく場合の、この地のある宣伝効果があるんじゃないかと思われるんですが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体的なお話でございますので、担当の企画財政課長のほうからお答えさせていただきます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今のご提案の趣旨でございますけれども、確かに一理はあるかと思っておりますので、我々もふるさと納税を導入するに当たりまして、さまざまな手法を検討してきました。

結果として、ほぼ全てやっていたサイネックスさんをお願いしたわけですが、その理由の一番大きなところとしては、やはり今の町の置かれている状況、役場の職員のマンパワー不足というところに多分尽きるのかなというふうに思います。

具体的に申し上げますと、例えばふるさと納税しますという受け付けから始まって、希望する商品を注文をとって、それを業者さんにお話をして、場合によっては発送するというところまで自前でやるとなれば出てくるということで、今の状況ではそれに対応はできないだろうという判断の中で、一括委託という形をしております。

ちなみに、ご紹介しますと、県内で実は勉強ということで、石巻市のほうに行って、うちの職員が行って勉強してまいったんですが、石巻市が今議員おっしゃったような観光協会というふうなところをお願いをしてやっているということは伺ってまいりました。ただ、その中の課題として、やはり人手が足りなくなっていて、臨時職員を何人も追加で雇うような形になったというふうなお話もいただいたところございましたので、そういったところも総合的に勘案して、このような形にさせていただいたということでございます。

なお、今後私としても希望的な観測として、億単位というふうなところまでふるさと納税上がればいいなとは思っていますが、そうなった際にはまたちょっとやり方は検討していく必要があるのかなと考えてございます。以上でございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。何回もしつこいようなんですけれども、単純に言えば郵便局で今現在お歳暮、お中元等で地場産品、リンゴとかイチゴとかやっておりますね。結局外注していれば永遠に外注なんですよね。ずっと。これは。だから、いつかやらなくちゃならないのを確かに今大変だと思います。一挙にはできないと思いますけれども、やはり少しでも関心を持っていただいて、そうすることによって、このふるさと納税の意義とかいろいろなものを町民に知れ渡ると思うんですよ。早ければ仕事に携わらないと現

物ですからわからないわけですよ。ところが、郵便局でもやっていた、JAでもやっていた、農協でもやっていた、どこか集中するものをつくれば、町民全体が10人知れ渡って10人が10人に教れば100人ふえるというような効果で、相当アピール効果ができると思いますので、ぜひ長い目で見て活用していただければと思います。

続いて、またあれなんですけれども、魅力ある商品について、まだ磯浜漁港やっていないですけれども、やはりふるさと納税で大分納税していただいている結果を見ますと、やっぱり牛肉とか、そういうふうな海鮮とか、結構上位になっておりますので、これがあると安定的にあるんですよ。

確かに山元町には赤いものが大変ありまして、イチゴ、リンゴ、トマト、あるんですけれども、やはり先ほども言った交流人口をふやす手段として、名前言うとあれですから、A店舗の食事券、これをランクつけてやるとか、それからやはり、イチゴの入園料、必ず3人、4人で来ますので、相当の交流人口、お土産等に効果があると思いますので、ぜひ町のPRにも貢献できると思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほども傾聴に値するご意見だというふうにお答えさせていただきましたように、我々としてもいろいろなアイデアを集約する中で、少しでもお礼の品の品ぞろえを拡充をしてまいりたいというふうに思っておりますが、相手のある話でもございますし、こういうかわりを理解していただいて、協力していただけるように、町としても努力をしていく中で、必要な品数を強化といいますか、拡充していくように、引き続き努力させていただきたいというふうに思います。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。ぜひお願いいたします。

続いて、公園の維持管理、2項お聞きします。

その1項目で、公園維持管理費、震災公園、ご解答いただきました。牛橋が150万円で花釜が250万円で笠野が300万円ということですので、ちょっとこのお金の開き、単純に言いますと牛橋公園は0.7ヘクタールでトイレなし、あずまやあり、花釜地区は2ヘクタールでトイレあり、あずまやあり、笠野地区が300万円で2ヘクタール、トイレあり、あずまやあり。この格差、ちょっとわからないんですけれども、これのご説明よろしくをお願いします。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。ここのお金の開きでございますけれども、今公園の面積はございますけれども、主に植栽だったり除草面積だったり、トイレのありなしとか、照明灯の数等によって個々のお金が開いている状況でございます。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。そうしますと、問題は人口減、しかも税収も減という中で、公園がうんとできるわけですよ。今震災公園、国の震災復興予算で手出ししないからいいだろうという中で進めていきますと、新しい新町地区にも出ますね。そうしますと、単純に町民に我々聞かれた場合、単純にあの公園の草刈り、維持管理何ぼするのと言われたとき、まるきりわからないというのでは、ちょっとあれなもので、ぜひ町民の方にもわかりやすく、大体牛橋公園では、つくっていますから、最初はトイレと草刈りぐらいで幾らぐらいだと。花釜は何ぼだと、町は何ぼぐらいだという把握しておきたいと思ひましてお聞きしたわけなんですけれども、その辺、草刈りとトイレがあればトイレ、最低限のその辺の維持管理費ぐらいわかりましたらご解答をお願いしたいと思います。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。一応これは経常的な平均的な、そのときによってそのものの破損ぐあい等で変わりますけれども、これから申しますのは、一般的な除草

等で、内容についてお知らせいたします。

まず、牛橋公園でございますけれども、まず、築山部、のり面の部分の面積が約3,100平方メートルでございます。これ、ここにかかる除草費が年2回として84万円ほど考えております。あと、こののり面のほかに平地、要は公園の中の平らなところに関しましては2,600平方メートルございます。ここに関しては、約35万円ほどの除草費を計上しております。

それと、あと仮称ですけれども、花釜公園につきましては、今言いました築山ののり面部分が2,300平方メートルほどございます。これに関しましては63万円ほどを見ております。あと、平地部、平らな部分が8,200平方メートルございまして、ここにつきましては、110万円ほど。

あと、笠野地区につきましては、トイレがございますので、トイレの清掃が年間約12万円ほど見ておりまして、あと、これに係る浄化槽等の維持管理がかかります。あと、笠野公園でございますけれども、築山部ののり面の部分が3,400平方メートル、ここについては約90万円ほど計上しております。あと、平地部で9,600平方メートルで約130万円を計上しております。あと、トイレと浄化槽につきましては、花釜公園と同等の金額を計上させていただいております。

結果的に答弁申しました、牛橋地区が150万円、花釜地区が250万円、笠野地区が300万円の合計になります。以上でございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。大体3,000平方メートルで90万円弱だということが大体わかりましたので、3反歩で大体90何万円ぐらいだよと。

ただ、このちょっとあれなんですけれども、2回ぐらいの除草、草刈り、除草で大丈夫、公園として大丈夫なんでしょうか。その辺お聞きします。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。今現在年2回として計上しておりますけれども、今後その状況等を見据えまして、除草回数については検討してまいりたいと思います。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。ご存じのように、大分公園がふえますよね、これ結構、10個近くなるんですけれども、今度シルバー人材センター設立するということでもありますので、ちょっとだけお聞きしたいのは、この除草、草刈りとか管理、これをどこに依頼するような予定か、お聞きしたかったわけなんですけれども。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。今議員おっしゃったとおり、今検討されているシルバー人材センターも今後検討が必要だと思われまして、今現在は通常の工事業者さんの委託も考えておりますし、今場所によっては行政区さんで近くの大型のトラクター持っている行政区さんでは近くの農家さんに頼んでいるということもございますので、そこは場所に応じたことを検討しながら、その委託先については検討してまいりたいと思います。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。この公園の除草ばかりじゃないんですけれども、実は町内を歩きますと、大分住民の方から言われるのが町道の除草関係です。大分言われます。何で刈ってくれないんだと。町民には結構技術を持っている方もおるわけですね。だから、機械、トラクターでみたいに除草できるトラクターみたいなものを設備していただいて、ぜひちょっとへんぴなことを言いますと、交通の便の悪い山のほうの草刈りとか、あの辺も使えるような機械の設備も一緒にしていただいて、シルバー人材センターにでも設置していただいて、臨機応変に草刈り等できるように、特に、今から子供さんが通学す

る場合、左側行くと車来ますと草が生えていると濡れるんですよ。だから、ぜひその辺にも活用していただければと思います。

次は、ちょっと公園管理費についてお伺いしたいと思います。

公園管理費というか、施設管理費が平成28年度は1億円近く予算化されていますね。そして、前年度は480万円だったと思いますね。これ、9,600万円もふえるんですけれども、平成27年度と比較して、ちょっと心配になって、1億円近く維持費がふえると。これ公園関係とか、新たな設備とか、ちょっとお聞きしたかったわけです。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。平成28年度予算が大きくなっています理由として、第1番目に、平成21年度から今年度まで緊急雇用創出事業ということで、町内の維持、草刈り等については緊急雇用創出事業の臨時職員により行っていました。

しかし、来年度から、失礼しました。今の緊急雇用創出事業で臨時職員として雇っていたのが今年度は19名になります。その19名が来年度から緊急雇用創出事業がなくなることで、いなくなりますので、その分の草刈り費用について外部委託費として計上させていただいているところが一番大きい点でございます。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。わかりました。ありがとうございました。

続いて、震災遺構の中浜小学校の保存についてお伺いたします。

実は、きょうのために町内を一回りしてきました。しばらくやっていないので、そんな中で、やはり5年になった中浜小学校の劣化状態がすごくなっています、と同時に、日曜日だったため、日曜日じゃないですね。平日、天気よかった関係で、見学者がちらほらおりました。そんな中で、ご存じのように、あそこの校庭のところにダンプ入って砂だのうんと運んでいますよね。山側に。だから、相当維持管理しないと車で、結局老人の方たちが来るんですよ。そうすると、出入りすると大変危険だったので、大分注意するように、よろしくお伺いしたいと思います。

それで、ちょっと見たところ、確かにこの解答ございます侵入禁止とか、いろいろなのが掲示されていますけれども、現状は侵入禁止とか、入ってだめだよとロープでぱーとなっていて、バリケードちょっとあるぐらいで、そうすると、関心ある人が中に入っちゃいますよね。

だから、今から暖かくなりますと、どうしても子供たちとか出入りすると大変危険ですので、その辺の管理をもう少しやっていただければと思いますので、解答は結構です。

あとは、2つ目の、3つ目か、この中でちょっとお聞きします。検討委員会が平成26年に行ったアンケートの結果、震災伝承の場として必要との解答が9割という解答でしたね。たしか9割ですね。

これでちょっと質問したいんですけれども、実は、平成26年12月18日現在の山元町震災伝承検討委員会というので保存の道を探るという方向で議論されているということで、その中で町民のアンケートでは7割近くが保存に肯定的であったということで、このデータが7と9で大分違うんですけれども、その辺の差異お聞きします。

教育長（森 憲一君）はい、議長。お答えいたします。

そのアンケートは、今お話ございました平成26年度に全世帯向け対象に実施しておりました。その9割、具体的には9割以上の方が、ちょっと問いかけの部分のあれが違うのですが、町民の方が震災伝承の必要性を感じていると、こういうふうにお答えになった方が90、100パーセント近くおるということでございます。

その、今度は逆に、中浜小学校をもう少し絞って、それを活用保存することについて、これが震災伝承に役立つと、こういうふうに答えている方が66パーセントほどいるというふうな、そういう違いがあります。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。そうしますと、全体的には9割だけれども、中浜小学校の保存活用については7割ぐらいだったということですね。

それで、質問なんですけれども、震災発生間もなく5年が過ぎておりますね。そんな中での質問なんですけれども、震災遺構準備費として平成28年度は大体860万円計上しておりますね。端的に言えば、これを保存するのに調査と計画に係る費用で800万円近くかかるんですよね。そうしますと、これを保存維持する場合の維持管理費が年間何ぼぐらい想定されるのか。

そして、何年ぐらい保存しておくのか。端的で結構です。目算で、早く言えば1,000万円とかでも結構ですのでお願いします。

教育長（森 憲一君）はい、議長。議員のご質問のところにもありますけれども、保存の場合にしても、国の財政支援は初期費用に限られるという表現がございました。まさしくそのとおりでございます。イニシャルコストについては復興庁のほうで交付金で見ただけだと。これは、じゃどのぐらい、まずこれですが、これどのぐらいかという、これは中浜小学校の解体費用、これの見合いで解体費用プラス1.3か1.5ぐらいのところではないかというふうに復興庁のほうからはお話をいただいております。

そうしたときに、したがって、そのイニシャルコストはおおむね1億あるいは1億数千万円というふうに我々は踏んでいるところでございます。

それから、これが何らかの形で、私たちの基本的なコンセプトとしては、最小限、これは再三にわたりまして複数の議員の皆様から後々どうするんだというふうなご指摘を頂戴しております。したがって、本当に最小限の費用でもって維持管理をしなければならないというふうに認識をしておるところでございます。

そういったときに、おおむねその需用費あるいは浄化槽、トイレ、消防施設、そういった分を踏みまして、70万円から多くとも100万円まではいかない。70万円前後ぐらいの年間の費用で持っていけるのではないかという、大ざっぱなところ、詳細はこれからですけれども、そういったところ。

もちろん、人は張りつけません。そういった形で考えておるところでございます。

それがどのぐらいかということでございますが、中浜小学校はご承知のとおり、平成元年に建設をし、完成竣工したものでございます。その後この5年で大分傷みは今ご指摘いただきましたように、大分激しいわけでございますけれども、躯体そのものは軽微な状況であるというふうな専門の調査の結果が出ておりますので、我々としてはおおむね50年以上はもつというふうに捉えております。以上でございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。私も情情的にはあの中浜小学校はあの現状で保存したいというのはただあるんですけれども、あれだけ大きな設備でございますので、保存するにしてもしないにしても、もう震災から5年たった中で、大分町民が冷静になっていると思うんですよ。と同時に、あの1万6,000人いた町民が1万2,000人、約4,000人減っているわけですよね。と同時に、あそこ、悪く言えば沿岸部にいた住民の方が大分町内から流出しているのも現状であります。

そんな中で、この落ち着いた1万2,000人の人口の中で再度アンケートをとりま

して、もう一度保存の方法、全部残すのか、少し残すのか、また違う方向にするのかとか、議論してみてもどうかと考えているんです。

震災の記録を後世に伝承するのも大変大切です。しかし、より大切なのは、少子高齢化の中で後世に負担を残さないこともまた大切なことでもありますので、町の発展、維持するには、ぜひもう一度町民の方にご説明して、最良の施策を得て対策を練っていただければと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

教育長（森 憲一君）はい、議長。今最後に大変な質問を頂戴いたしました。

私は、今提言書に基づいて何とかこれを保存、最低限の今までご指摘いただきましたようなもので保存できないかということで検討し、今回予算に8百数十万円お願いしている経費は、実は復興庁のほうからその調査研究として内々にご内諾をいただいている数値でございます。

県のほうも震災遺構としての存在意義が認められた施設としてございますし、我々はこの当初の町民の皆さんのお気持ちを酌んで、仙南、仙台から南の中では唯一の施設でございますので、何とか忘れないということを中心にしながら、後世に伝えていければなど。それが50年か60年か70年になるかわかりませんが、持っていきたいものだなというふうにご覧いただいているところでございます。

そして、この予算の中に話になって恐縮でございますが、それを計上しているのは、こういうふうな残し方で手当てをして、そしてどうかということで、それができた時点で町民の皆さんに、それから議会の皆さんにもやはりお示しをし、恐らくそこで最終判断をいただくようになるのではないかと。

私としては、今岩佐議員のように、後世に云々というふうなくだりの中で、最悪の状態も頭の隅に入れながら、しかし、今までのアンケート調査も心にとめながら、やっぱりやっていけなくちゃいけないというふうにご覧いただいているところでございます。（「これで終わります」の声あり）

議長（阿部 均君）6番岩佐秀一君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）1番岩佐哲也君の質問を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1番岩佐哲也。平成28年第1回山元町議会定例会におきまして一般質問を行います。

まず初めに、今回取り上げました背景、議題と取り上げました背景について簡単にご説明申し上げます。

現在日本は人口減少、少子高齢化時代を迎え、国を挙げて消滅自治体対策に全力を挙げている状態です。

政府は、政策として地方創生を掲げ、各自治体の独自性を持たせた地域に合った政策を立案し、消滅自治体から脱出すべく旗振りを行っているわけでございます。

そこで、この地方創生、基本は2つ、3つあると思うんですが、その中で特にほかの問題は後回しにしまして、とにかく財源の確保をどうするのかという観点から、我が町の産業を第一次産業が主体であります。もちろん企業誘致やら何やら大変必要であります。一番手っとり早いのはやはり今置かれています我が町の産業の形態、この地盤強化、基礎から固めるものがまず大事ではないかという観点から第一次産業を取り上げる

わけですが、農業、例えばイチゴとかなんかはいろいろな手厚い補助体制を整えて着々と今進んでおります。

ただ残念ながら、漁業、これはまだ原発の問題もありまして、あるいは瓦れきの処理が目に見えない海底にあるという不測の事態もありまして、そういった環境がまだ整っていないという観点から、そしてまた、我が町の将来のあれを含めましてどうしても漁業を中心にやるのがひとつ手っ取り早いのではないかと。大事なことであります。この宝を生かさぬ手はないのではないかとという観点から、漁業振興の具体策について、この1点に絞って取り上げさせていただきます。

中身でございますが、まず1点としましては、まずその入り口の部分であります港に入る利便性という観点から、防潮堤の、特に港湾部分の道路も含めた港湾部の入り口の工事の進捗がもうちょっと早く進むのかなと思っていましたが、なかなか思うようにいっていないという状況から、防波堤、防潮堤、港湾入り口の防潮堤の工事の進捗はどうであるかと。

それから2点目として、海底瓦れき処理の進捗状況はどうなのか。これも思ったより進んでいないというか、遅れているというか、目に見えないだけに非常に把握のしにくいところもありますが、このために漁業が遅れているという部分もありますので、これは一体どういうことになっているのかをお尋ねします。

そして、ホッキ漁のための噴流式マンガ、これは地元では通称でマンガと言うんですが、正式にはマンガンと言うんだそうなんですが、通称でマンガと申し上げておきますが、噴流式マンガの増設をすべきじゃないかと。この背景はいろいろありますが、この提案も含めた質問であります。

それから4点目、これは先ほども水産は我が町の宝の一つであるということを申し上げましたが、漁獲高のアップのための具体策、これは漁獲の対象魚の拡大もあれば販売の拡大もあれば、いろいろ方法があると思うんですが、漁業の振興のための漁獲高のアップのための具体策は町としてどう支援体制を敷いていくのかというような観点からの質問です。

そしてまた、今現在漁協の担当者のほうから聞きますと、シラス漁が県のほうからも許可が7そう分もおりたということも含めて、ただし、漁網とか小さいいわゆる網のような小さい漁網が今ないので困っているという、そういったことも含めてシラス漁の拡大と漁網、資材の補助について考えるべきではないかと思うんですが、その辺はどうお考えかという質問でございます。

6点目、これは別な観点から、生産高が上がっても販売がないとだめ。マーケットインという関係からしますと、売れるものを販売先を探して、そこに売れるものをとっていくという考え方も、これ基本的に非常に大事なことだろうと思います。

そういった意味で、町で販売員を専任販売員を2人、よく大使という、大使制度というのがありますが、販売員を町で雇って、商社とかあるいはスーパーマーケットなんか勤めた社員をOBを2人ぐらい雇って、とにかく漁業を中心として、そしてあわせてリンゴ、ホッキあるいはイチジク、イチゴも含めて、そういったものを売ってくるという販売員制度を採用してはどうかという提案でございます。

そして7番、いわゆる若手漁業者後継者を育成する。これは農業はいろいろ手厚いあれがありますが、漁業についてはちょっと手薄になっていると。後回しになっていると

いう感が否めないと思はるんですが、育成対策の補助を考えられないかということでの質問でございます。

そして8番目は、とる漁業から、先ほどマーケットインということを申し上げましたが、いわゆる育てる漁業、養殖漁業あるいは海の天候によって左右されるようなものではなくて、計画生産のできる生産体制といいますか、販売体制といいますか、漁業生産、販売、そして、利益に結びつく、行く行くは町の町税の増収につながるという意味での育てる漁業、養殖漁業について考えられないかという観点からの質問でございます。

それから、大綱の第2点目としましては、先ほど来いろいろウォーキングの話も出ていましたが、我が町の海岸スポーツ、牛橋公園から磯浜までのあのラインを山のほうがイチジク、リンゴライン、アップルライン、ストロベリーラインがありますが、ここはスポーツラインとして軽運動場あるいはウォーキング、先ほど言っていました、ウォーキングラリー、ジョギングあるいはサーフィンも含めた海岸線をスポーツのルートあるいはスポーツの町山元町ということのうたい文句でも立てられるぐらいのスポーツラインにしてはどうかと。あわせて交流人口、観光開発、交流人口の拡大につながるという意味で、磯浜海水浴場、1点目は、周辺の海水浴場の再生あるいはそこまでアクセスの道路を管理、整備する必要があるのではないかという観点から1点。

2点目は、笠野海岸は震災前からもサーフィンの愛好者がかなり訪れていました。そういったことも含めて、駐車場、トイレあるいはシャワー、更衣室、こういったものを準備して、笠野海岸を中心としたサーフィンの愛好者の環境整備を進めてはどうかという観点からの質問。

それから3点目は、海岸沿いのウォーキング、ジョギング、マラソンコースあるいはサイクリングコース、こういったものを整備してはどうかという、以上、11項目についての第1回目の質問とさせていただきます。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、我が町の漁業振興の具体策についての1点目、防潮堤工事の進捗状況についてですが、町が発注している磯浜漁港入り口部の堤防工事は、延長が150メートルあり、昨年3月の着工から現在まで約100メートルが完成し、進捗率は約60パーセントとなっております。

現在避難道路である町道上平磯線につながる堤防を迂回して乗り越える道路部分の320メートル区間を施工しており、その後漁港への入り口として現在利用している50メートル区間の堤防を締め切る工事を行い、ことし夏ごろの完成を目指しております。

次に2点目、海底瓦れき処理の進捗状況についてですが、国からは本年1月末時点で9割弱の撤去が終了しているものの、水深も浅く、作業船が入れない箇所があるなどの理由で、予定していた年度内の全数撤去は厳しい状況との説明を受けております。

町といたしましては、私自身が昨年12月に県へ要望活動を行うなど、国及び県に対し全ての撤去を完了するよう要望しており、これを受けて、国においては平成28年度も引き続き残る箇所について撤去作業を継続する予定である旨の解答を最近いただいているところであります。

次に3点目、ホッキ漁のための噴流式マンガの増設についてですが、海底瓦れきの撤去が完全に終了していないため、従来式のマンガンによるホッキ漁の再開は本格的にで

きていない状況にあります。

そうした中で、現在ホッキ漁は試験的に噴流式マンガによる操業を行っているところではありますが、本格再開に当たり、完全な瓦れき撤去が困難な場合、従来式のマンガでは転覆の危険を伴うため、噴流式の整備が必要であると認識しているところでもあります。

今後、瓦れき撤去の進捗とあわせ、漁業者とも協議しながら、噴流式マンガの増設に向けた支援のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に4点目、今後の漁獲高アップのための具体策についてですが、県漁業協同組合では、昨年度みずからの努力と創意工夫で所得向上を実現し、漁業の持続的発展及び活力ある漁村を実現するため、国の政策に沿って浜の活力再生プランを策定したところでもあります。

このプランは、地域の漁業者が自分たちの将来像や取り組むべき課題を取りまとめたもので、漁業所得を5年間で1割以上向上させることを目標に掲げておりますことから、資源の持続的安定化を図りつつ、漁業資源の安定・増大を図るための取り組みを進めていく中で、本町としましても組合が具体的に実施する取り組みについて支援を検討してまいりたいと考えております。

次に5点目、シラス漁の拡大と漁網等資材の補助についてですが、これまで漁業者が国及び県補助の支援対策事業を活用して、漁業者が行う共同利用漁船や漁具の整備に際し、本町においてもかさ上げ補助を行い、支援を行ってきたところでもあります。

シラス漁につきましては、震災前から漁業者が経営安定のため、サケ漁やホッキ漁以外の漁期でのコウナゴ漁の検討を進めてきたところでもあります。

その後、県南部地域でシラス漁の許可が得られることとなりましたことから、山元地区でも今後シラス漁の漁業権の免許を受けることとなった場合は、これに必要な資材の整備について従来同様、国及び県補助金を活用して整備する資材へのかさ上げ補助などの支援を検討してまいります。

次に6点目、磯浜産魚介類の専任販売員制度の確立についてですが、ご指摘のありました専任販売員については、民間の知見のある方を雇用し、本町の特産品の販売促進、販路開拓に取り組むものであると推察しているところでもあります。

本町としましては、地方創加速化交付金を活用し、ホッキ漁を初めイチゴやリンゴなどの産品などの本町の多様な資源を地域ブランドとして認証するとともに、販路開拓事業としてバイヤーとのマッチング等を継続的に事業展開することとしており、当面はこの取り組みを継続する中で、販路拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に7点目、若手漁業後継者の育成対策補助についてですが、これまで緊急雇用創出事業のメニューの中に地域人づくり事業があり、その活用について県漁業協同組合と協議を行ってまいりましたが、雇用者の労務管理等の受け皿の体制が整わなかったため、漁業後継者確保に向けた事業の実施までには至らなかった経緯があります。

しかしながら、組合独自に取り組み、震災後30歳代2名を含む4名の新規従事者を確保した実績を上げておりますので、今後も引き続き漁業後継者の確保・育成について県漁業協同組合と連携しながら取り組んでまいります。

次に8点目、育てる漁業、養殖漁業の推進についてですが、4点目でふえた浜の活力再生プランに基づき、漁業資源の持続化を図るだけではなく、安定的に操業していくためには育てる漁業や養殖漁業も県漁業協同組合や漁業者が検討していくべき課題である

と認識しております。

そうした中で、ご指摘のありましたヒラメやアワビについては、昨年12月に県水産技術総合センター種苗生産施設が七ヶ浜町に再建され、種苗の供給体制が整ったことから、県と連携して育てる漁業や養殖漁業の推進に向けた取り組みについても支援を検討してまいります。

次に、大綱第2、海岸のスポーツ環境整備と観光開発についての1点目、磯浜海水浴場及び周辺道路等の環境整備についてですが、海水浴場のエリアには被災した堤防のコンクリート片や小破ブロックなどが散在しておりましたが、国土交通省が撤去を行ったことから、現在目視では瓦れきなどはない状況となっております。

今月には磯浜漁港周辺地域の漂砂解析を行っている仙台高等専門学校の協力により、水中カメラによる確認を行う予定であり、良好な結果が出ることを期待しております。

しかし、海水浴場を開設するに際しては、安心して楽しめるよう、防災上の配慮が必要であり、運営に必要なトイレや脱衣所、監視やぐらの整備のほか、監視員の確保も必要となっております。

震災前は、磯地区の住民により組織された磯浜観光協会に町が補助を行い、海水浴場の管理運営をお願いしておりましたが、海水浴場を開設するためには、新たに管理運営する組織や防災対策が必要となってくることから、海岸部の再生とともに、管理運営組織や防災対策のあり方についても検討していく必要があります。

また、海水浴場周辺の道路整備につきましては、現在の県道亘理相馬線や今後整備される新県道相馬亘理線、東西の避難道路として整備している町道上平磯線を経由し、現在整備を行っている磯浜漁港入り口部の堤防を迂回しながら乗り越える道路を利用し、海水浴場へアクセスするようになります。

堤防を乗り越える工事はことし夏ごろ、町道上平磯線は平成29年度中の完成を目指しております。つきましては、周辺道路環境が整う時期を目途に関連組織や防災対策のあり方も含め、海水浴場の再開について検討してまいります。

次に2点目、笠野海岸のサーフィンの環境整備についてですが、震災前は本町にはサーフィンに適した波が寄せる海岸が多くあり、とりわけ笠野海岸には町内はもとより、県内外からも多くのサーフィン愛好者が訪れていたこともあり、町としても簡易トイレを設置するなど、サーフィンを楽しむ方々への環境整備に取り組んでおりました。

近い将来、本町の海岸がサーフィンの適地という評価を受けられた場合には、多くの若者が集い、地域の活性化や交流人口の増加につながれるとともに、町の魅力を知っていただくよい機会になると考えられます。

しかし、現在は防潮林や防潮堤の復旧、防災緑地や避難道路等の整備を進めていることから、これらが完了し、安全な避難場所と避難経路の確保がなされた際にはサーフィン愛好者の利便性と周辺環境の向上に寄与できるよう、環境整備について検討してまいりたいと考えております。

次に3点目、海岸沿いのウォーキング、ジョギングやマラソンコース等の整備についてですが、ウォーキングやジョギングは比較的手軽に行うことができるスポーツとして老若男女問わず幅広い方々に親しまれており、その運動効果から健康維持にとどまらず、健康寿命の延伸や医療費抑制等の効果も期待できるところであります。

海岸沿いにスポーツ施設を整備することについては、町の復興計画の重点項目として

位置づけ、防災緑地ゾーンの土地利用にも盛り込んでいるところですが、海岸沿いの各種コースの整備には安全な避難場所と避難経路の確保、さらには避難情報周知方法等の確立が必須でありますので、これらを総合的に判断し、町全体のスポーツの増進、スポーツの振興に役立つような環境づくりを行いながら検討を進めてまいります。以上でございます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は午後４時１０分といたします。

午後４時００分 休憩

午後４時１０分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

１番岩佐哲也君の質疑を許します。

１番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、再質問ということにさせていただきます。

ただいま町長のほうから第１回目の質問に対します解答をいただきました。ほとんど各項目について細部審査と申しますか、お聞きしていただきましたところによりますと、瓦れきの処理は多少遅れてはおるが、引き続き町長自ら県のほうに働きかけをして行うということ。

それから、ホッキ漁、マンガンを検討しますと。前向きで検討しますと。それから、シラス漁もやりますと。専任販売員の専任制度もやりますと申すということで、ほとんど１００点に近い解答ではなかったかなと思います。

しかし、これがいかに後は実現していただくかという、実現するほうが大事でございます、大変申しわけないんですが、その辺を多少含めて、再質問ということにさせていただきます。

まず、大綱第１の１点目、この工事につきましては、先ほどのお話ですと、間もなく完成と申しますか、今年の夏に完成するということでございますので、これはよしとしたいと思います。

ただし、道路は完成しますけれども、その前後の処理と申しますか、港湾作業に支障のないような後片づけも含めた、例えばテトラポットの陸揚げしたものが道路をふさいでいないとか、運搬に支障がないかという環境整備についてどうなのか。それもあわせて全部完了するというようなお話を再度先ほどちょっと触れていただきましたが、その辺の確認も含めて、再度質問させていただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。現場の環境整備につきましては、担当課長のほうからお答えさせていただきます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。ただいま乗り入れの工事でございますけれども、環境整備というか、附帯工事として、赤川のボックスというか、海に出るところの工事もしております。ここにつきましては、潮の調整期が関係ありまして、潮が下がったとき、干潮のときとか工事等もしております、ちょっと多少時間かかったところでございます。

それと、乗り入れのところが堤防できますので、電線、漁協内に入る電気の関係も地下化、この堤防の下を通るような配線になりまして、そのところの電力等の調整もございまして、時間がかかっておりますのでございますけれども、ここの磯浜漁港に関連する、

そういう工事も一体的に環境整備も踏まえ、当該工事で実施している状況でございます。以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。環境整備もひとつ漁業員の作業しやすいような環境整備もひとつ至急やっていただきたい。

2 点目の瓦れき処理ですが、本来なら本年度中に完了という予定だったのが平成 28 年度まで引き続きやると。やっていただくのは結構ですが、これは完了はいつごろの予定なのか。いつまでに完了するのかお尋ねします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今町長答弁いたしましたけれども、9 割終わっていて、あと 1 割残っておりますけれども、作業の関係でどうしても浅くて、船が入れないというようなところとか、あるいは瓦れき自体が波返しの物すごく大きい塊で、持ち上げるのがなかなか困難であるというふうなことがあります、どうしても全部とり切れないというものもあります。

ただ、国のほうでは引き続き行っていくということですので、4 月から再開をしていくということなので、開所条件を見ながらということですので、一番開所条件のいいのが梅雨、そして夏、初夏の前あたりまでが開所条件非常に良好な状況ですので、その辺までにはめどがある程度つくのかなと。

しかしながら、今申し上げたような箇所が箇所的に 0. 何パーセントというのはどうしても残るということなので、そこについては今後どうしていくのか、県とともに検討していかなければならないかなというふうに考えております。以上です。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ちょっと補足させていただきますけれども、できるだけ海底調査をした中で、目視できる部分については今課長が申したような形で、全量撤去というふうなことを目指したいわけでございますけれども、ご存じかと思えますけれども、砂に潜っておる部分もございまして、これについては、県のほうと相談しながら、場合によっては今ご説明している部分とは別な形で、少し時間を要する部分もあるかなというふうには思います。

いずれにしましても、必要な噴流式の漁具の確保とかしながら、安全な形での操業ができるような、そういうタイミングを少しでも早められるように、引き続き取り組んでまいりたいなというふうに考えているところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。瓦れきの処理が完璧に進むのは理想であります、私も海底を見たわけじゃないんですが、漁業組合の関係者の方から聞くと、やはり完全にとるというのは難しだろうと。そんな状況であるには間違いないうございませぬ。

それはそれでとっていただくことにして、ところで、ホッキ漁にとっては従来のマンガ方式ですとどうしても引がかかったり、あるいは先ほどもご説明いただきましたけれども、引がかかって海に落ちたりという危険性があるということで、噴流式のマンガンということなんですが、これは噴流式のマンガン採用は、苫小牧とか八戸、上北町で今やっておられますし、我が町でも試験的に 3 台、1 台寄附、2 台は借用でやっているという、あくまでも試験だそうですが、非常に結果はいいようなので、ぜひ噴流式マンガンに切りかえて操業をやったほうがいいのではないかと。

ということで、先ほどそういう方向で検討するということでしたが、その危険性、その理由、私はその効果はもっと大きなものがあると、いろいろ各北海道あたりを調査しましたらばこういう話、4 つほどメリットがあると。もちろん、危険性の状況はありま

すが、1つは、やはり収穫量が2、3割アップしたという話があります。

それから、耕す漁場という感覚で、一応栄養分を回転させるということがある。それから、稚貝を傷めないで済むという、こういうメリットがあるというふうなことをおっしゃっていました。

それから、これは意外だったんですが、維持費の軽減が図られたと。こういう4つのほうの理由言っています。もちろん、1つ目の危険性というのはこれは別な……。

そういったことも含めて、瓦れきの処理そのものは必要ですけれども、もう並行して噴流式マンガンの設備の増強を考えてもらいたいと。

今19そうあるうち12そうはホッキ漁にしたいという組合の、磯浜漁港の組合の要望があります。

1台400万円ぐらいかかるという、もちろん町のほうでは試算されたと思うんですが、一気に12台というのは大変だろうと思うので、1年度に3台ぐらいずつ、1、200万円ぐらいずつの予算をとっていただいて、補助するというお考えがないかどうか。もちろんもっと予算がとればいいんですけれども、最低でも3台ぐらいで増強していくと。3年ぐらいで増強するというお考えがないかどうかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この噴流式のマンガンの導入につきましては、過般苦小牧のほうを町と一緒に業者の皆さん視察をした中で導入した経緯がございます。

さらなる増強というふうなことでございますけれども、当然町としても必要な対応をしていかなくちゃならないという思いもございます。

ここで、これ磯浜のホッキ漁につきましては、以前県からの指導も頂戴して、資源管理型の漁業として再生してきた、そういう経過があります。

ある意味、資源管理型の一つのモデル、模範的な対応をしている部分もございまして、町の支援とともに、県のほうに対する支援というふうなものもあわせて対応する中で、この必要な増設に向けた対応を進めてまいりたいというふうにご考えてございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。瓦れきの状況、それから噴流式マンガンの効果といいますか、設備はかかりますが、投資対効果から見れば非常に大きな効果が期待できるだろうと、今の現時点での情報ではそんな感じも受けますので、ぜひ町単独では難しいと思うので、これは震災によって起きた瓦れきでできなくなったわけですから、ぜひとも補助対象に、国の補助対象として、補助金を活用しながら、漁民の漁獲高アップあるいは再生にぜひ寄与するような手だてを打ってほしいというふうにお願いしたいと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、12そう分ぐらいは何としても欲しいんだというのでございますので、年度を追って年次ごとにでも分割しても結構ですから、ぜひお願いしたいと。

そこで、次の質問に入りますが、ホッキ漁以外の漁獲高アップ、ホッキ漁も含めた全体の漁獲高のアップということからいきますと、先ほど申し上げましたように、対象魚をふやすというのが一つの方法であると思うんですね。

先ほどシラス漁ということであれしましたが、これは県のほうからも亘理町は2そう分の許可が出て、山元町7そう分の許可がおりたという、これは組合長のお話なので、そうだろうと思うんですね。

これに対しては、残念ながら、今例えば40ミリぐらいの網しかない。それでは漏れてしまうということで、漁網、目の細かい漁網を設備しなければならないという問題。

これは、先ほど販売とタイアップしないととただけではだめだろうということですが、販売は亙理町に加工場ができるそうです。このシラスの。コウナゴの。それから、相馬のほうにもできて、相馬の方も引き合いといいますか、とったらおさめてくれという話もあるということで、ある意味では販売先がある程度読めるということもありますので、とれば即決売り上げ高になるというような環境にもあると聞いていますので、ぜひこれは漁獲高アップ、生産高アップのためにもその漁網の補助というものもぜひひとつ考えるべきではないかと思うんですが、再度その辺のお考えを、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。このシラス漁につきましては、かなり以前から地元の漁協としても大きな懸案の一つであったということでございまして、私もかつて県におったときに農林水産関係を担当しておったときに、福島県のほうから県境すれすれといいますか、越えてといいますか、一生懸命シラス漁にいそしんでいるのを指をくわえて見ていなくちゃならないと。そういう話もうかがった経緯がございまして。

ようやくここに来て、シラス漁の漁業権の免許を受けることになったということでございまして、必要な支援については、町としても国、県の補助金なども勘案しながら、必要な支援をできるように取り組んでまいればなというふうに考えております。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。シラス漁、亙理町やら相馬に売っただけがもちろん目的じゃございまして、やはり地元の名産として地元で売ると。あるいはシラスを使ったシラス丼なり、シラスのてんぷらなりいろいろあると思うんですが、こういったものを地元で食材としてブランドとして確立するという好材料になっているのではないかとということで、これらを提供する販売体制というのがまた一つ大事になると。

ここにはちょっと書いておりませんが、その販売という角度からすると、ぜひ坂元地区の、そこに道合地区の地産地消の物産館をぜひともつくってPRすべきじゃないかと思いますが、ここでは触れておりませんので、次の磯浜魚介類、6番目の磯浜魚介類の専任販売制度ということで、販売面からまずこの1点だけ取り上げて質問します。

ここに取り上げましたのは、地方創生で小さな拠点だとか、いろいろな意味の政府でメニューが出ていますけれども、それは一つとして、やっぱり地場産品を売る販売応援体制をつくるべきじゃないかと。

例えば、漁協とも話していますけれども、生産についてはあの方たちは得意といいますか、あるいはイチゴでもリンゴでもそうだと思うんです。ある程度の販売は持っていますけれども、その先を一步行く販売拡大というのが非常にキーポイントになると。

私もいろいろ思い出しますけれども、黒霧島の焼酎、あれが焼酎業界を席卷したのは何かというと、方向転換、いわゆる従来のお客さんにこだわらないで、新しいものをつくっていく。マーケットインですね。要するに。消費者の要望に合ったものをつくって、要望あった販売ルートを開拓していくというのが一つの大きな転換、転機になったという、もちろん背景にはいろいろあるんだろうと思います。

そういった意味で、いわゆる磯浜でとれたものを漁業協同組合通して売るんだと。魚連を通して売るんだという販売体制だけではなくて、直販していてもいいと思うんですね。

一例として、例えば白石の小原温泉と契約して、今度100人の団体が入りますといたら、それに合せたカレイを100匹おさめてくれといたら、とっておいて、前も

って1カ月前にお客さんが来るのわかっているわけですよ。大体1カ月なり2週間前。そこから予約もらってそこにおさめるといような、例えばそのとき買ってもらうイチゴやリンゴ、ホッキ、ほかの物産も山元産を売るといような、例えばそういう秋保温泉の旅館と契約するとか、遠刈田温泉と契約して、そこに専任でホテルと契約して専任そこにおさめると。定期的に。そういった、例えば応援販売をしていくと。山元町産の物産を売ると。その目玉として魚を持っていくと。あの辺は山ですから、魚ないわけですね。

山元産、宮城県の魚ですよ。それにあわせておいしいイチゴあります。イチジクがあります。ホッキがあります。あるいはリンゴありますということだって、販売ルートができれば、そのルートに乗せられるということで、これはいろいろちょっと調査してみましたら、地方創生でそういったことをやりたいという、手を挙げている市町村が一つ出てきたんですね。これは北海道でありました。

私もそういったことできないのかなと思っていたんですが、そういったのがあるので、恐らくは企画して出していけば、手を上げていけば、ある意味で採用になってくるのかなという感じもしまして、ぜひともそういう意味で、販売員制度、よく各市町村PR大使というのがありますけれども、あれは単なるPRする。これは、実際販売に結びつけていく。お得意さんを獲得して、いわゆる販売ルートを確立する。それは、商社に勤めて方あるいはスーパーを定年になった方でもいいです。そういった方を採用して、幾らかでも売り上げの何パーセントか、その契約の仕方にしても、あるいは日当制でもいいでしょうし、ぜひそういった方、町内には恐らくそういったスキルを持った、技術を持った方がいっぱいいると思う。そういった方に協力してもらって、この漁業販売、漁業、新鮮な山元町の魚を売っていくと。あるいはほかの物産を売っていくという体制を確立してはどうかと思うんですが、再度町長のお考えをお尋ねいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに餅屋は餅屋といいますか、それぞれの方々のノウハウが違ってございますので、とった方が全てうまくいい値段で販売促進ができるかというのと難しい面がございますので、機能分担をしながら販促活動をするという必要性というのは、私も相当程度理解するところでございますが、もしやるとすれば、町としては漁業に特化するというよりは、今みたいなアイデアを産直施設なりの中で山元町の特産品を売る扱う中で、そういう体制が組めればうまく回転するんじゃないのかなというふうにご提案を頂戴して、考えておったところでございます。

いずれにしても、それぞれの持っているノウハウをうまくかみ合わせることによって、少しでも地場の産業が活性化すると、させるというふうなことが重要でございますので、一つの貴重な提案というふうなことで受けとめさせていただきたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。私が次に言わんとしたところを町長言ってくれましたので、話がしやすくなったんですが、いわゆる魚とかリンゴとか、特産品を売る物産館、そこを充実するのが本当は先なんですな。

そこに来てもらって、ああおいしいのがあるなということで、宿なりなんなりで山元町に行って、こういうのおいしいよというふうになってもらえば一番理想。

ところが、私は逆に考えました。それはそれでやらなきゃならないんですが、最初に旅館、秋保なら秋保、遠刈田なら遠刈田の旅館とかと契約して、そのシェフに来ても

らって、大量生産のものは直に売ると。それ以外の、例えばシャコとかカニとかホッキがこれだけ欲しいという、小さいものは物産館に来てくださいと。朝一でとれたもの、磯浜でとれたらすぐ坂元の駅前のあるところであるから見に来てくださいよと。ここから仕入れしてくださいよということで、細かい必要なものはそこから仕入れしてもらおうという、そういう相乗効果というか、お互いの効果。あるいはそこで発注してもらったものは、じゃ次あしたトラック行きますから、それで一緒に届けますよと。こういう体制をつくって、何もよそばっかり、遠くにばかり売らなくても、いわゆる遠刈田、白石、海がないわけですから、どこからか魚仕入れしている。であれば、一番間東の山元町の磯浜の魚を使ってくださいというのがまずターゲットで、逆にじゃ蔵王町のは蔵王町の梨はうちでうちの直販の売り場で売らしようと。お互いさまです。これは。

そういった体制をつくっていくという、その一つの基本になるのはセールスであり、PR大使であり、実際現物見るのが今度来て、山元町の物産館、道の駅で見てくださいという効果を、いわゆる産業振興の一つの戦略といいますか、手法といいますか、そういったふうに活用していくべきじゃないかと思うので、町長、今物産館のほうが先じゃないかというふうなお話ありましたが、その辺を相乗的に同時並行で私は考えていますということなので、その辺はどうお考えか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。産直施設なり道の駅に先行して取り組めれば、それは非常に理想的かなというふうに思いますけれども、なかなか今の体制考えますと、ちょっと厳しい側面もございますので、やはり一つの町としての拠点が整備された際に、当然町のものだけを町の施設で取り扱うというわけにはいきませんので、一定の割合については県内なり県外なりのものも扱わざるを得ない状況がございますので、ご提案の趣旨を踏まえた形での展開というふうなものを念頭に置いてこれからの取り組みをしてまいりたいなというふうに考えてございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。いずれにしても、町の産業振興のためには町でとれたものをいかに売るか、町でも挙げてセールスマンを雇うんだと。全員セールスマンのつもりでやらなきゃならないんですけれども、専門のセールスマンを雇うぐらいのつもりでやっていくべきではないかということをお願いして、次の質問に入りますが、7番目、いわゆる若手漁業者の後継者を育成すべきじゃないかということで申し上げました。

これは、今年の6月だったかと思いますが、定例会でもこの一般質問で私も取り上げました。そのとき町長は、農業と違って漁業は年配者がついて若い人がつかないんじゃないかというお話もちよっとあったかやに記憶しておりますが、そのとき私もいや、むしろ若い人が今関心を持って漁業につきたいという人がいっぱいいるんですよということを申し上げました。

先ほどの解答では、何か30代でしたかの方が2名ほど、合計4名新しく漁業につかれたということで、実績、漁業組合の努力によってそうなっているということですが、それをもっと加速すべきじゃないかと私は思う。

今年度の平成28年度の予算を見ても、農業関係の就農に300万円補助が出ているという予算が入ってきていました。そのほか、農業関係含めて、東部農地の関係もあって、農業関係の振興に13億円あるいはトータルしますと15億円ぐらいのものが支援策として出ていますが、漁業組合関係は211万5,000円しか残念ながら入っていない。よく見ますと、211万5,000円のうち160万円がああ漁港の中の舗装

工事費用として160万円というだけなんです。

これは、去年6月もうちょっと若手育成とかなんかに予算をとるべきじゃないかと申し上げたんですが、今年度の予算にも残念ながら入らなかったと。

いろいろ事情はおありだと思うんですが、この育成に2人なり3人なりをぜひ若手漁業者、就労者を募集して、漁業の生産拡大、発展に支援をすべきじゃないかと思うんですが、今年度の補正でも組んででもやるというお考えがないのかどうか、改めてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。漁協のほうでもいろいろと努力される中での実績を上げてこられているというふうなことでございますので、町としても国、県のこういう後継者確保対策の事業なども活用しながら取り組んでいきたいなというふうに思います。

漁業の漁協のほうとよくこの辺は連携しながら、漁獲高が少しずつ震災前に近づいてきている状況もございますし、先ほどのシラス漁、新しい漁もこれから開始されるというふうなこともございますので、必要な体制整備に向けて必要な対応をしっかりと対応してまいりたいなというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それは、よろしくひとつお願いしたいと思います。

それで、8番目、ヒラメあるいはアワビ等の育てる漁業ということで、これも前にも申し上げていますので、これは一朝一夕にはいかない問題でもあります。ただ、三陸海岸を見ますと、入り江ということも当然ありますが、サケに始まってアワビもそうですが、ホヤとかワカメあるいはカキ、いわゆる養殖が盛んでございます。阿武隈川、仙台、名取から松島あたりからそうですかね。こちら名取からこちらのほうは、養殖というものはほとんどない。亘理の組合長なんかとも意見交換させて、この辺を一带ヒラメあるいはカレイの養殖漁場としてやられたらどうですかというふうな話はいろいろしていますが、こういったものを含めて、今漁業組合、磯浜の組合とも話していると、やはりそういったものがかなり今後取り組んでいく必要があるという認識は持っておられるようです。

そういった意味で、これから育てる漁業というのも一つの我が町のブランド品になる可能性が非常に大きい。あわせて、今これは情報ですから、まだ確定はしていませんが、内陸部の建築屋さんがナマズの養殖あるいはドジョウの養殖をしようかという話もあると。これは、具体化はまだあれですが、そういったことも含めて、養殖の町というのも一つの売りというか、産業振興として、あるいは町のブランド、町、山元町の一つの大きな柱、PRポイントになってくるのかなということを含めて、今後そういうことにも含めて、町としても漁協単独ではなかなか難しいと思うので、町としてもそういった方向に進めるというか、研究していく必要があるのではないかということで、これはそういうことで意見としてだけで申し上げておきます。

大綱第2に移りますが、磯浜海水浴場、これの再開は、先ほどの話ですとちょっと今は難しいんじゃないかと。いろいろな環境整備からして。と同時に、一つ難しい問題の一つに、前は協会等があって、磯浜組合が磯浜区ですかで取り扱っていいんですが、これは今の磯浜の残った木の岡に残られた方に聞いてみますと、もうやってもいいよと。やりたいよというふうな話もありますので、これは全くやれない、協会といいますか、体制が管理体制ができないわけでもないと思うので、これはひとつ前向きに検討していただいて、ただ、瓦れきだとかいろいろな問題もあるので、ことしの夏が場合によって

は難しいのであれば、少なくとも来年には6月にはオープンできるような状態に持っていくべきではないかと思うんですが、その辺のお考えはどうかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的に、今ご紹介していただいたように、地元の磯浜区の方々がそういう対応が可能だというふうなことであれば、非常に我々としても考えやすいのかなというふうに承りました。

ただ、先ほどもお答えしたとおりで、やはり道路のアクセスなり安全対策なり、一定の環境整備を確認しながら、できるだけ早い時期の海水浴場の再開にこぎつけられるように対応していければというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。トイレとか脱衣所とか休憩所の問題もあろうかと思いますが、そういう方向でぜひ検討いただきたいと。

そこで、トイレということになりますと、このサーフィンの、2番目の笠野海岸のサーフィン、笠野海岸は、従来から非常に山形県、福島県からまで、いわゆる仙台はもちろんのこと、若者が来られて、あそこにサーフボード、サーフィン関係の店がショップができていたぐらい盛んに、あそこはいい波だということで、町内外、町外は少ないのかな。県内外から非常にお客さんとか愛好者が来られたと。

ただ、問題だったのは、駐車場は何かスポーツ公園の脇にあったんですけども、皆さんポリバケツに水持ってこられるということで、水がなかったと。それから、トイレがちょっと1つ鍵ありましたけれども、そういったことで、今後トイレ、駐車場、脱衣所も含めた、そういった環境整備をする必要があるのではないかと。したほうがいいんじゃないかと思うんですが、再度その辺についてのお考えをお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回は、防災公園の整備に当たりまして、サーフィン愛好者の方々を相当程度意識した部分も当然ございます。

ですから、問題はタイミングの問題だろうというふうに思いますので、必要な環境整備が整う中での再検討、再構築というふうなことで対応していければなというふうに考えてございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。震災前には笠野カップという大会があったほど、愛好者は知られていたわけで、ぜひともその復活を含めて、サーフィンの愛好者を呼び込むような政策をぜひとっていただいて、環境整備をしていただきたいと思います。

3番目、次最後になりますが、ウォーキング、海岸沿いのウォーキング、ジョギング、マラソンコース、先ほど来同僚議員の質問にウォーキングのポイント制とかの話がありました。制度をやるのはもちろんあれですが、逆にじゃどこをどうウォーキングするという環境面の整備もして同時にしないと、ただポイントだけではなかなか効果が上がらないのかなと思う。

モデルコースはここですよというふうな、例えば町内に3つか4つぐらい安心安全に利用できるコースも必要かなと。

そういったことを勘案しながら、牛橋公園から磯浜までを軽スポーツ公園ということで、あらゆるいろいろな意味のスポーツをラインに張りつけるといいますか、そういうことも必要じゃないかと。

前に高校の駅伝が鳥の海から磯浜までであったというのは、今度震災でなくなったわけですけども、そういう復活を含めてでもこういった旧相馬亘理線というのかな。あれを利用したマラソンコースあるいはジョギングコースあるいはランニングコース、サイ

クリングコースあるいは森林浴も含めた軽運動場、健康増進につながるような環境整備をすべきじゃないかなど。してはどうかと思うんですが、いかがですか。

そういった意味で、アップルライン、ストロベリーライン、スポーツラインということで、人を呼ぶ、観光交流拡大にもつながる。町民の健康増進にもつながると。あわせて、そこに検討されていますパークゴルフなんかもその一環としてあのラインに設けもいいのかということも思いますので、あるいは先ほど来話に出ている中浜小学校の人、中浜小学校跡地ですか、震災遺構もあわせてその校庭を休憩場か駐車場に使うということも、いろいろな活用法があろうと思うので、総合的に考えてはどうかということをお最後の質問とさせていただきますが、その解答はよろしくお願ひします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。海岸の自然環境を生かしたスポーツ振興というふうなことでございますけれども、確かに防潮堤そのものの活用もございまして、その内側の管理用の道路、さらには防潮林の内部の管理道路もございまして、相馬互理線の新旧の路線もできる。あるいはまた、東西の避難路も相当程度今後整備される等々ございまして、いろいろなコースの設定が可能が高まるといふふうに理解してございまして、これらにつきましても先ほど来からご提案いただいているような、いろいろな環境整備、防災対策が整うタイミングを注視しながら、1つでも早く実現できるような、そういう対応に努めたいと、そんなふうにご考えているところでございまして。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

議 長（阿部 均君）1 番岩佐哲也君の質問を終わります。

議 長（阿部 均君）本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

議 長（阿部 均君）7 番菊地康彦君の質問を許します。菊地康彦君、登壇願ひします。

7 番（菊地康彦君）はい、議長。7 番菊地康彦でございまして。

平成28年度第1回山元町議会定例会におきまして、前回12月の定例会の一般質問の継続という形でご質問させていただきたいと思ひます。

まず初めに、これからの新しいまちづくりということで位置づけまして、大綱3件、細目6件の質問をいたしたいと思ひます。

私たちは、ご存じのように、県内においても進んでいると言われる人口減少、少子高齢化社会といった、我が町の実情を打破して、かつてのようなにぎわいのあるまちづくりを進め、将来にわたりこの町を子供たちに引き継ぐ義務があります。

そのためには、産業の活性化を進め、雇用の創出とあわせた人口の増加、交流人口の増加を図らなければなりません。このことについては、今までのご質問の中にもございまして、公然の課題ということとなっております。

また、新たな転入者のみならず、住んでよかったと思われるような現町民への思いやりのある支援こそが人口減少への大きな布石となると思ひます。

そこで、大綱第1ですが、産業の活性化の観点から、農漁業のさらなる再生について、細目2件をご質問いたします。

次に、大綱2では雇用の創出と町の活性化の観点から、人口減少対策について細目2件をご質問いたします。

最後に、大綱3として、現町民への支援の観点から、少子高齢化における子育て・教育支援について細目に件をご質問いたしたいと思います。

まず初めに、農業は新しいまちづくりに欠かせない大切な産業ということで、前回も町長より確認いただきましたけれども、そして、今回も町長要旨にありますように、振興作物産地化事業、それから、生産者流通業者事業者間の6次産業ネットワーク形成の取り込みということで、また、先ほど来今後道の駅の構想もあるということで、農業、漁業の第一次産業はますます重要な役割を担うと思われます。

しかし、担い手不足や震災等により離農する農家もふえ、耕作放棄地を多く抱える中、震災から復興創生に向かい、課題も多いと思います。

そこで、大綱第1、農漁業のさらなる再生についてということで、前回から問題提起をしておりました被災農家が進める東部地区農地整理事業及びイチゴ団地内におけるネズミ被害対策状況についてご質問したいと思います。

それから、今後農業漁業の将来において最も大切なことといたしまして、農業漁業をさらなる再生を図る上で問題点はあるか。また、具体的な対応策はあるか。以上の細目2件についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、個人事ですけれども、私はこの町が大好きでございまして、震災前までは海、山に囲まれ、温暖な気候で、魚介類、野菜、果物もふんだんととれ、魚釣りやサイクリング、ドライブなどに訪れる人も多く、大人も子供もスポーツの盛んな町でした。子供の育つ環境もよく、人がうらやむくらいで、東北の湘南と言われることがとても誇りであり、自慢でございました。

そんな誰もが住みたくなるまちづくり、にぎわいのあるまちづくりを取り戻すために、大綱第2、人口減少対策についてということで、地方創生の観点や町の産業の現状から見て、どのような雇用の創出、確保を検討しているか。

そして次に、誰もが住んでよかったと思われるような町にするためには、我が町の人口は財政面や活性化の観点からどのくらいの人口数が望ましいと考えているのか。以上の細目2件についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後になりますが、子供は町の宝と申しますように、町の将来は子供たちがこの町を支え、つくってくれると信じています。しかし、どこにもないような思い切った対策をとらなければ、ますます少子化は進み、新たな転入者も期待できないのではないかと思います。

昨年の我が町の新生児の誕生は56名と聞きます。このままでは子育て施設や公園の整備をしても将来の不安は払拭されないと思います。

そこで大綱第3、我が町の子供たちへの子育て・教育支援は十分と考えているかをお聞かせ願いたいと思います。

また、よく食のブランド化というふうに聞きますけれども、我が町の子供たちに今だからこその教育があると私は思います。我が町の子供たちにもブランド化という用語弊がありますが、進めていくべく、我が町の教育方針をどのように考えているか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。菊地康彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、農漁業のさらなる再生についての1点目、東部地区及びイチゴ団地におけ

るネズミ被害対策についてですが、ご指摘のありましたとおり、昨年営農再開した東部地区の農地や一部のイチゴ団地において農作物のネズミによる食害が発生しております。これについては、今後の風評被害や農業経営の影響が懸念されることから、JAみやぎ亘理と本年1月下旬に現地調査を実施したところであります。

その結果、広範囲で一定数の生息が確認され、被害の拡大が予想される状況でありますので、今後JAみやぎ亘理など、関係機関で組織する農作物有害鳥獣対策協議会において駆除対策を検討し、被害軽減に取り組んでまいります。

次に2点目、農業、漁業のさらなる再生を図る上での問題点と対応策についてですが、基幹産業である農業における今後の課題は、所得の減少や高齢化の進行により、経営コストの削減や後継者の減少などがあるものと認識しております。これらを踏まえ、農業振興面では、農地を集積し、大規模営農に転換すべく、土地利用型営農の推進やイチゴなど、付加価値の高い作物に特化した施設園芸農業の推進を図るべく、国の復興交付金事業等を活用し、東部地区などにおいて大型機械を導入するとともに、最新の効率的な栽培施設であるイチゴ団地を整備し、生産の効率化と経営の安定化を図ってきたところであります。

しかしながら、機械や設備の充実を図っても、最後は担い手なくして営農は困難でありますので、若い担い手の確保や後継者を育成するためには、さらなる効率化、省力化や労働に見合った農業所得を確保するなど、魅力的な農業を展開する必要があると考えております。

そうした中、現在農産物のブランド化や6次化による競争力強化、交流人口の拡大による所得向上の取り組みに対する支援、集落営農組織の育成や法人化の推進、青年就農給付金を活用した新規就農者の確保等を通じ、人材育成に取り組んでいるところであります。

また、漁業においても後継者の確保や育成が課題であると認識しております。県漁業協同組合においては、昨年度みずからの努力と創意工夫で所得向上を実現し、漁業の持続的発展及び活力ある漁村の実現を目的に、浜の活力再生プランを策定しており、漁家後継者育成及び新規漁業就業者確保に向け、漁労産業の効率化、省力化などの必要な知識、技術の習得に向けた研修や各種就労相談会等の活用などの取り組みを通じて、担い手育成を行うこととしております。

町といたしましても、今後も漁業協同組合と定期的に打ち合わせを行い、新規漁業者や後継者など、漁業従事者の確保・育成について情報発信などの取り組みによる支援を進めてまいります。

次に、大綱第2、人口減少対策についての1点目、雇用の創出・確保の検討についてですが、これまでも申し上げておりますが、人口減少対策は本町の最重要課題と認識しており、その一環としての地元雇用の確保についても基本的には総合的かつ中長期的に取り組むべき課題であると考えております。

まず、雇用の現状については、震災による影響により、震災前の平成21年4月と比べ平成24年2月時点で町内事業者数が33.6パーセント、就業者数が27.6パーセントそれぞれ減となっておりますが、平成26年7月時点では事業者数が21.6パーセント、就業者が3.3パーセントのそれぞれ減となり、事業者数及び就業者数とも回復傾向となっております。

本町においては、これまでの復旧・復興対策においてハローワーク臨時窓口の開設による職業紹介や緊急雇用創出事業による雇用確保などを実施するとともに、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用を支援し、岩機ダイカスト工業株式会社やメルコジャパン株式会社の新工場の立地などによる雇用確保を図ってまいりました。

また、平成26年3月に産業振興基本計画を策定し、産業連関を生む企業誘致を推進する一方で、交流人口に着目した観光・交流産業を育成し、町民の雇用の場を確保することとしております。

また、現在策定を進めている山元町地方創生総合戦略においても、基本目標に「山元町における安定した雇用を創出する」を掲げており、国や県の施策を活用し、企業誘致、商店街振興、起業・企業創業支援、6次産業化の推進などの施策を行うことで、町民の働く場の確保だけでなく、町内への定住促進が図られるよう取り組んでまいります。

次に2点目、望ましい人口数についてですが、国全体としての人口減少傾向に加え、大震災の影響により、本町の人口減少は当面避けられないという見通しではありますが、震災復興計画等に掲げる諸施策を総合的、かつ着実に進め、誰もが住みたくなるような魅力的なまちづくりを実現することで人口減少の抑止を図ってまいりたいと考えております。

なお、人口が何人であればよいかという点については、一概には言えないと考えておりますが、震災復興計画においては平成30年に人口1万3,700人という目標を掲げており、まずはこの目標に向かい努力することが必要と考えております。

また、本町のみならず、全国的に人口減少社会の進展が見込まれる中であっては、人口減少の抑止に努める一方、将来を見据え、超高齢化を伴う人口減少社会に適用できる、皆が寄り添い、住む人一人一人の負担が少ないコンパクトのまちづくりをあわせて進めていくことが肝要であると考えております。

次に、大綱第3、少子化における子育て・教育支援についての1点目、子供たちへの子育て・教育支援についてですが、本町が抱える人口減少問題、とりわけ少子化対策や子育て支援対策については、最重要課題と位置づけ、重点的に取り組みを進めているところであり、具体的には私を本部長とする人口減少問題対策本部の設置や山元町子育て支援、定住促進対策の決定など、対策の整備を初め、各種施策の推進に鋭意取り組んでいるところであります。

本町の子育て・教育支援の取り組みについては、昨年3月に策定した山元町子ども・子育て支援事業計画の施策を基本とし、これまでの子育て・教育支援に関する各種施策の継続、拡充を図ることはもとより、今年度に引き続き、出会い、結婚、妊娠、出産から子育て、教育、定住といった、いわゆるライフステージに沿って切れ目ない支援を図るとともに、子育て世代のニーズを踏まえた新たな支援策を講ずるなど、「子育てするなら山元町」の実現に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。私からは……。

議長（阿部 均君）町の教育方針はどのように考えているかについて、教育長、森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。菊地康彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第3、少子化における子育て・教育支援についての2点目、我が町の教育方針はどのように考えているかについてですが、町の教育基本方針については、毎年見直しを行うとともに、校長会において提示し、各小・中学校において教育目標に反映され、日々

その目標達成に向けての実践が展開されております。

この教育基本方針は、現状では本町の学校教育、社会教育の原点がさきの東日本大震災にあることに鑑み、山元町震災復興計画に沿った課題解決を最優先に捉えて、学校、家庭、地域、そして教育委員会の総力を挙げて継続的に取り組むことを基本に、学校教育、社会教育に資する重点施策を列記したものとなっております。

つきましては、少子化における教育支援に特化した記載の内容とはなっていませんが、個々具体的内容については、重点施策の位置づけとして実施すべきかどうかの判断がその都度必要になるものと考えております。

なお、教育基本方針とは別に、今年度からスタートした町長と教育委員で構成する総合教育会議において教育の振興に関する施策の大綱を策定いたしました。

また、平成28年度には教育基本法に基づき、教育振興基本計画を策定する運びとなっております。

この計画の策定段階において、保護者アンケートを実施する計画となっておりますので、少子化に対する保護者の意向も確認してまいりたいと考えております。以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。ご解答ありがとうございます。

まず初めに、大綱1番、農業、漁業のさらなる再生の1番につきましては、前回ご質問させていただいたわけですが、早速対応をしていただきまして感謝を申し上げますと同時に、些細なことではあるんですけども、規模の大きい農業がこれから再生するということですので、こういった小さなことから十分対応をお願いしたいと思います。

それでは、大綱1の2つ目のさらなる再生を図る上での問題点についてですけれども、ご解答の中にはよく見せていただくと、今後の農業が大規模化という形での視点で捉えられているようです。ただ、やはり大規模がゆえに所得の安定とか経営の安定といったものは大きい重点になってくると思います。

それで、そこで離農とかになると、これも大きな影響となってきます。これは、イチゴにも言えることとして、いろいろな諸事情によって経営が成り立たないということにならないようにしていただきたいというふうなことです。そこで、大規模化も大切なんですが、個々の農家の手当て、そういったものについても大切じゃないかというふうを考えております。最近、ちょっとリンゴ農家が離農というか、高齢化を理由にやめたとか、やめたいというふうなことを聞きます。リンゴは、イチゴに次ぐ、先ほどからあるように、山元町の基幹産業と。人気のある果物でございます。

そういった事例もありますが、その辺の対応だったりどのように考えているかお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのリンゴ農家対策というふうなことでございますけれども、リンゴは確かに見た目にもいいし、食べておいしい、食べ応えがあるというふうな側面がございますけれども、イチゴに比べますと生産額、生産性、そしてまた一定の保存技術も大分よくなってはおりますけれども、保存期間の問題があったりしまして、なかなか魅力のある経営、後継者にバトンタッチできる経営というような点では非常に厳しい側面があるのかなというふうに思っております。

町の大切な特産品の一つでございますので、町としても可能な支援、対応をする中で、この支援を講ずるように努力してまいりたいなというふうに考えているところでござい

ます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。この農家の減収につきましては、リンゴだけに限らず、震災後浜通りの方々も離農を多くしているわけです。

その中で、現在の離農状況だったり、耕作放棄地、そういったものが出てきていると思うんですが、その辺の状況を教えていただければと思います。

農業委員会事務局長（大橋邦夫君）はい、議長。まず、離農状況なんですけれども、農業委員会としては、正確に離農者数というものを把握しているわけではございませんが、農業委員会の選挙人名簿登録人数、こちらから割り出したものがありますので、そちらを参考として申し上げたいと思います。震災前の平成22年度では選挙人名簿登録人数が1,720人でありましたが、平成27年、昨年1月末では989人という数字になっております。半数近くまで落ち込んでいるというふうな状況ですので、こちらは、あくまで参考として把握していただければいいかなと思います。

次に、耕作放棄地についてですけれども、平成27年度における山元町の全農地の面積は2,308ヘクタール、そのうち農地として再生が困難と認められる耕作放棄地は10万551平方メートル、パーセントにしますと約0.4パーセント程度。ただし、こちらの数字についても震災後においては沿岸部の調査ができないということもありますので、丘通りの数字のみの参考値として考えていただければいいかと思います。

あと、参考までに、耕作放棄地の調査については、平成22年度から実施するようになっております。

全農地の面積は、微減傾向にあるというふうに捉えております。

調査開始の翌年に東日本大震災がありまして、平成27年度は全く調査ができておりません。その後は、沿岸部を除いての調査となっております。

比較が困難ではありますが、再生困難と認められる農地は、震災後、先ほど言った数字、1パーセントにも満たない数字でありますので、耕作はしていないと認められるが、再生可能なレベルの耕作放棄地は、約240万平方メートル弱で推移して、微減傾向にあります。

これらの微減傾向についてですけれども、耕作放棄地が微減傾向にあるというのは、震災後特に沿岸部のほうで太陽光発電設置ということで、申請が結構山元町では県内でも多く出ていると聞いております。こういったことから、耕作放棄地については微減傾向にあると農業委員会当局では見ております。以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。今の詳しく耕作放棄地の面積のほうはあったんですが、ちょっとこの間確認したところだと、何か田んぼと畑で336平方メートルぐらい、ヘクタールというようなお話だったろうと思うんですが、ちょっと確認したいと思います。

農業委員会事務局長（大橋邦夫君）はい、議長。済みません。もう一度お願いしてよろしいですか。

7番（菊地康彦君）はい、議長。先ほど0.1パーセントとかというお話だったんですが、面積も耕作放棄地が10万ぐらいということだったんですが、ちょっと私独自にというか、農業委員会さんだと思うんですけれども、田んぼ、畑合せて336ヘクタールが耕作放棄地と。沿岸部を除いてということだと思ったんですが、そうではなかったですか。

農業委員会事務局長（大橋邦夫君）はい、議長。震災後の畑の耕作放棄地、再生不可能というようなレベルの耕作放棄地が10万551平方メートルということで、田畑含めた全農地の面積の約0.4パーセント程度というふうに捉えております。

議長（阿部 均君）耕地面積がヘクタールで答えて、平米で答えているので、そこら辺の対比が難しく、ヘクタールならヘクタール、平米なら平米と統一してお答え願いたいと思います。

農業委員会事務局長（大橋邦夫君）はい、議長。震災前の耕作放棄地面積について、済みません。平米で資料載っておりますので、37万7,583平方メートルというふうに把握していたものを菊地議員の多分手持ち資料で持っているかと思いますが、そこから面積が減っているということで、ちょっと解答したいと思います。

説明の中でもちょっとわかりづらかったとは思いますが、震災前の数字が37万平方メートル、震災後が10万平方メートルということで、こちらは畑の耕作不可能な面積として捉えておりました。

震災後においては、沿岸部の畑についても調査ができないということで、震災後の面積10万平方メートルについては、丘通りだけの畑の耕作放棄地ということですので、震災前の37万平方メートルについては、浜通りのほうの耕作放棄地、こちらの面積も含まれておりますので、この辺が比較が難しいというふうなことで、解釈していただければと思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。いずれにしても、農家数だったり、耕作面積というのは減ってきているというふうなことだと思います。

その中で、先ほど来の中で振興作物と、これから振興作物も重要なんだよと。イチゴとかにもかわるものをこれからつくらなきゃならないというような考えだと思いますが、今イチゴと並んだ振興作物の推進をどのように考えておるかご質問いたしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今のところ、何度もお話ししているのは、今申し上げたようなイチゴ、リンゴとかという以外に、例えば常に言われているのは、ブドウのシャインマスカットだったりパプリカとかというお話はさせていただきました。

それ以外に町のほうではブランド化によって付加価値を高めるといふことと、あと今後交流拠点施設で直売所で販売するというような主要商品、そういったものを主力に振興作物として置いていきたいなという考え方でいます。

具体的にそれは何かというものについては、今の仙台市あたりの消費の市場調査等で主要14品目というのがあるんで、常に家庭で使われていて、常に消費の比率の高いもの、例えばネギだとか大根だとか、そういったようなものです。

そういうものの競争力の高いもので常に特化して希少価値の高いもの、それから、常に使われるような量がある程度出せるものというふうなもので取り組んでいきたいなという考え方でおります。

そういう中で、東部地区の大規模でやるものについては、そういったものを見計らってタマネギだったり、あるいはサツマイモだったりというのを置いておりますので、今のところそれに向けて肥料だったり、あるいは試験用の種、苗というふうなものの、今支援をしているという状況にあります。

ですので、今後はそういったことも含めて、希少価値の高いものについて取り組んでいくということで、平成28年度当初のほうにはブランド化に向けた幾つかの作物について考えて、提案はさせていただいておるという状況にあります。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。振興作物はお考えになっているということで、ブドウだったり

イチジクというお話も前にちょっとお聞きしまして、あとシイタケなんかも少しずつというお話もちょっと聞いています。

ただ、今言われるように、離農者が多い。東部でカバーできる野菜等は何とかなると思うんですけれども、やはりブドウだとかイチジク、パプリカという、やはり個人農家さんだったりが中心になろうかと思えます。

その離農者が多い中で、振興作物の推進は本当に可能なのかどうか。また、担い手というものをどういうふうに考えているのかをお聞きしたいと思えます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今单品ごとにお話をいただきましたけれども、県の補助だとか、そういったものを通じて設備の関係あるいは技術支援だったりとかという部分では個別具体的に真剣に取り組んでおられる方々への支援は昨年も、あるいはことしも継続して進めていきたいというふうに考えております。

そういった中で、イチジクの場合ですと、6次化という部分で町のほうとしてもこれも加工して、そして付加価値を高めるというふうな取り組みについては、また別途あわせて6次化推進のための予算も計上しておりますので、今後はそういった形で狭い少量多品目というところも頭に置きながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。先ほど質問の中に担い手ということの確認をしたんですが、どういう方々にそういう推進をしていくのか。特区があるのかどうか。逆に、そういった特区をつくろうとしているのかどうか、お聞きしたいと思えます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今のところ取り組んでいる後継者については、非常に目立ったものはないんですけれども、青年就労の方々今2人出ている。あるいは、これはまた別なイチゴという観点ですけれども、緊急雇用を使って研修方々担い手を育成するというような取り組みもしております。

しかしながら、なかなかそういういい環境が見込んで手を挙げるという方々がなかなか見えないので、そういったところを今後いかに開拓していくのかというのは課題だろうというふうには思っておりますけれども、そういう小さな取り組みを積み重ねてまいりたいというふうに考えております。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。今後道の駅構想だったり、先ほど来ふるさと納税のお返しということも農産物から考えているということもありますので、そういった内容を十分考慮、検討して、できる限りの対策を行っていただきたいと思えます。

漁業の件につきましては、先ほど岩佐議員の質問、解答で私のほうも十分理解はできております。

ただ、1点だけ、漁業に関して、こちらも大変申しわけない。担い手の育成という、今後見通し、今まで4人ほど新たな漁業の就業といいますか、された方いると思えますが、今後の見通しがあればお聞かせ願いたいと思えます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。具体には、漁協さんでは地縁血縁で確保するというようなことで、具体的な数字はああいふ形では出てはいますが、具体的にどうなのかという数字になると、ちょっと見通せないところがあります。

ただ、国の総務省あたりでは岩佐哲也議員からもお話しありましたけれども、地域おこし協力隊というような制度で、それをきっかけに研修みたいなことで入ってきて定住していくという事例もありますので、そういった取り組みも町のほうで考えていくのも

選択肢の1つとしてあって、それによって1人でも2人でもという確保は可能なのかなというふうに思いますが、ただ、これを受け入れる側の体制がなかなか整わない。海でするので、結構危険も伴って、なかなか労務管理、研修体制というのは、漁業の場合は結構難しいという実態もございますので、そういったところも山元町の磯地区の組合だけではなくて、県全体として取り組んでいく体制を構築した中で、我々がいろいろな形で支援していくのかなという考え方でおります。

そういった中で、確保できればいいのかなというふうに思っていますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、農業の分野、漁業の分野においても担い手だったりの確保、そういったものが最重要だということもわかりました。

そうすると、やはり町内の方々の担い手に加えて、新規の転入者といった形での推進も必要なのかなと思います。

それでは次に、大綱第2に移らせていただきたいと思います。

今言われたように、地方創生の観点だったり町の産業の現状というものも見えてきているわけですが、その中で、そういった会社、こちら解答には岩機ダイカストさんだったりメルコジャパンさんの新工場が入ってきたりということで、雇用促進にはなっているとは思いますが、やはり基幹産業は何ととっても農業というふうに思います。

その中で、やはり今後その産業を継続する上で、雇用の担い手をふやす意味で、そういった意味合いからも十分人口の創出と、就業、雇用の創出だったり人材確保に人口増加にもつながると思います。

そこで、新たな分譲地というのは、15戸今残っているということなんですけれども、ここでそれに加えて、空き家対策に着手しているかどうか。前回情報ありましたけれども、確認したいと思います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家対策の関係につきましては、町民生活課のほうでそういった売りたいというふうな方の情報を得まして、そういった方々についてのホームページでの周知を行っているということですが、現在のところ、空き家の部分についてはないと、登録されていないというような状況でございます。

あと、この対策につきましては、平成28年度の当初予算のほうで空き家対策の現状調査について、平成28年度で予算化をさせていただいておりますので、その中で実態把握に努めていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。新しい場所に新婚家庭だったり、若い方が土地を求めて家を建てるというのは結構な額になると思うんですね。町の定住促進事業の補助もあると思うんですが、そういった空き家があれば、今結構空き家ブームということで、そういったのを再生して就農したいなんていう方々もよくテレビ等でマスコミを通じて情報が入ってきておりますので、ぜひアンテナを高くしていただいて対応願えればなと思います。

それで、大綱2の2番目に人口の望ましい人口ということで、1万3,700ということで、ちょっと数字的には安心したんですが、前回何か地方創生の会議で1万人というようなお話も聞いたので、ちょっと1万人でやっていけるのかなというふうに思ったわけですが、1万3,700となれば、現在山元町には空き家がなかなかないと

ということですと、新興住宅地の空き家55軒が今のところ募集で住める、転入者があっても住める場所だと思うんですが、そのほかの土地というか、そういったものを考慮しているのかどうか、確認したいと思うんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。人口減少対策を進める上で、その受け皿というふうな視点でのご質問だろうと思いますけれども、ご指摘のあった新市街地での宅地がまだ未利用の状態にあるという部分があるんですが、町として、今回の市街地形成、3つの市街地整備を進める上で、いろいろと都市計画的な観点でいろいろ考えてきた部分がございます。

例えば山下の新市街地をイメージしていただいた場合に、山下停車場線の沿線、あれは以前から開発の可能性を期待してのいわゆる市街化調整区域にして、多少の住宅の張りつけがございますけれども、いずれ新しい駅が新市街地と一体となって整備され、それが運転再開というふうになれば、おおいあの辺の土地利用が進むだろうと、そういうふうな期待を持っておりますし、その延長線上であそこの新市街地とイチゴ街道を挟んでの区域であるとか、あるいは下のほうに目を向けていただくと、停車場線から亘理用水路を北上しての今の山下の東側地域、あの辺などもやはり新駅との近接性というふうなことを考えた場合の、一定の土地利用が期待できるんじゃないのかなというふうに思っております。

また、さらにはもともと役場で分譲した作田山も空き家という部分もないことはないというふうに思っております。私も、現に何回かみずから利用を考えての借家探しにも行きましたけれども、お貸したいんだけど、中に荷物が詰まっているんだと。その置き場所がないのでごめんなさいということで、何軒かの家主さんにお断りをされた経緯も、これは坂元でもございます。坂元の町、下郷でもございました。

そういう空き家は、先ほど町民生活課長がこれからの調査に向かってより明らかになっていきますので、そういうものの利用促進、さらに宅地についても太陽ニュータウンとか、作田山も含めてまだまだございますので、いわゆるせっかく開発された場所でございますので、そういうところに定住を誘導・促進してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。今山元町では新たなまちづくりということで、コンパクトシティー化をして、それからJRも復帰と。それから、子育て支援の施設もこれからでき上がって、本当に仙台からもJRを使えば40分、45分という距離で、昔のようなベッドタウン化が進むんじゃないかと。このくらい力を入れたので、やはり転入者が来ないわけがないじゃないかというくらいになれば、本当はいいことなんですけれども、それを期待するわけです。

そうしなければ、先ほど言った1万3,700という数字はなかなか大変なんじゃないかというふうに思います。

そこで、私のお話としては、新市街地とそれから停車場線、それから作田山に加えて宅地はどこにあるかという、やはり被災はしておりますけれども、花釜地区というのは、もう3種、そういう津波の防災地域、3種、この宅地を活用しないのはもったいないんじゃないかと思うわけです。

というのは、やはりあの堤防と県道のかさ上げということで、2線堤が完成するということもあります。そうなれば、ますます利用価値も上がってきますし、それから、第3種の方々の土地というのはまだ買い上げしていただけないわけですね。そうすると、

そういった方々の支援にもつながるということを考えるんですが、その辺のお考えはなにかどうかお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどの答えの中で、もう少しイチゴ街道からさらに東のほうを意識してお答えすればよかったですけれども、ちょっとその部分失念してしまい、大変申しわけございません。

私としては、当然イチゴ街道を挟んでの東側、いわゆる花釜一帯も当然にらんでの市街地形成、土地利用というふうなことを大いに意識しているというふうなことで、改めてご理解いただければありがたいというふうに思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そのようなお考えをお聞き、安心しました。

それでは、大綱3番の少子化対策における子育て・教育支援についての再質問でございます。

現在我が町の子供たちの支援ということで十分かというご質問なんですけど、これは1点は、ちょっと「子育てするなら山元町」といううたい文句があるように、十分今回策を練っていただいて、対策をとっていただいております。ただ1点、保育所の関係なんですけれども、第2子をお母さんが身ごもって産休に入った場合、園を退園しなきゃならないというようなことを聞いております。そういう事例があると、この町ではちょっと住めないよという方もお聞きして、互理であればそういうことがないので、転出したというご相談をちょっと受けてしまったものですから、その問題に対して今後どのような対策を講じるかどうかお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。「子育てするなら山元町」という、この大きな看板に恥じないような対応をしていかなくちゃならないというふうに考えてございます。

具体の取り扱いについては、担当課長のほうから補足をさせていただきたいと思いません。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えいたします。

ご質問のとおり、町では保護者の方が第2子目以降の出産によって産休、産後の休暇を終えて、育児休暇、育休にかわったタイミングで原則保育所、家庭での保育を優先していただくということで、原則保育所を退所していただいております。

やはり、どうしても今回というか、「子育てするなら山元町」と考えていることもございまして、もともと幼稚園で年長さん、次の年小学校に入学するお子さんとかは、そういう事情があっても、第2子目、出産で育休にとられても継続して入ることは従前できてございました。問題なのは、4歳以下のお子さんが継続して入所できるかということなんですけど、各市町村さまざまで、原則退所というふうにはなっているんですが、例えば出生したお子さんが病気をお持ちとか、出産後のお母さんのほうが病気とかになっているという場合は、やっぱり継続して入所できるような方法はルールがございまして。

あともう1点、保育環境等懇意にヒアリングさせていただいて、保育の継続利用の可否を判断して受け入れている市町村もございまして、育休で保育ができるという状況でありますと、通常仕事を持たない家庭にいるお母さんと同じ条件になってしまいます。ですので、やはりどうしても優先順位とか必要になってくると思いますので、待機児童がない場合においては、重々家庭環境等をヒアリングさせていただいて、継続保育が必要だというふうな場合は、受け入れる方法も検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。保育環境とかというお話なんですけど、やっぱり4歳以下の子供を抱えて産休に入ってお産するというのは、私は女性じゃないんですけども、私もそういう環境の娘がおりまして、ちょうどそんな感じなんですけれども、ちょっと大変なんです。

やっぱり土日になると、やはりお家の中におじいちゃん、おばあちゃんいれば、面倒見てもらうんですけども、平日となると、お母さんが2人というか、お産しながら1人を見ながらというのは、とても大変な作業だと思いますので、やはり柔軟に対応していただいて、やはりここをしっかりとしていかないと、子供もいなくなる、町民もいなくなるでは、やはりこれ何のための子育てとなっちゃうので、行く保育所の問題もあると思います。やっぱり人がいなければできないという問題もあると思うんですが、何とかこの辺も十分検討していただきたいと思います。

それでは、状況としては、ご相談すればいいということによろしいですよ。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。再度確認させていただきます。

やはり、どうしても保育が必要だというふうな認定が必要になりますので、家庭における保育環境等をヒアリングさせていただいて、ちょっと歯切れ悪いですが、保育の継続利用の可否を総合的に判断させていただいて、そこは決めていきたいというふうに思います。（「わかりました」の声あり）

7番（菊地康彦君）はい、議長。そのようなことで、今後ぜひ進めていただきたいと思います。

それから次に、もう一つ同じ内容ですけども、現在先ほど来小・中学生の生徒数が減ってきているということで、本当にこれからは正念場なのかなということで、質の高い教育も必要かと思いますが、やはり、先ほど質問の趣旨もあったように、この町ならではと、ほかにやっていないような対策ということで、給食費の無料化だったり、医療費助成、今回中学校までということだったんですが、高校生までの拡大はできないかどうかお尋ねしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。医療費の無料化につきましては、おかげさまで今年度半ばから実質スタートしているというふうなことで、まだいわゆる通年での実績が出ていないというふうな部分もございますので、まずはこの通年型の今の中3までの関係を見ながら、次の年齢の引き上げの検討をしてみたいなというふうに考えておるところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。済みません。給食費の無料化というのは。

教育長（森 憲一君）はい、議長。現在山元町の学校給食につきましては、学校給食法という法律のくくりの中で、その給食に係る運営あるいは設備設置等については町のほうで負担をし、給食費のいわゆる食材費については保護者の方のご負担ということで、それにのっかって実施しているところでございます。

その無料化ということでございますけれども、町の先ほど来よりそれぞれ出ておりますけれども、財政状況を考えれば、もしそういったことの無料化、現在の数値でいけば4、5千万円ぐらいの負担増になると。

それが町の持ち出しになるというふうなことで、財政のさまざまな状況なり、今後のさまざまな施策なりの中で果たして支障が出てこないかということもやっぱり考えなければいけないというふうなこともございますし、今のところ我々はそれぞれご家庭の保護者の負担によりまして賄っているところでございます。

なお、学校給食費につきましては、国の制度に基づいて就学援助制度もございますし、それから、とりわけこの震災後は半壊以上のご家庭の保護者の方に対してその被災の児童生徒の就学援助というふうなくくりで、現在学校給食費等についても援助をさせているというふうな状況でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。ご存じのように、人口の割合からすれば本当に子供の数が少ないということが浮き彫りになっております。ましてや、この子供たちがいなければ、我々の将来はどのようになるかということが心配されるわけです。

ですから、今この少ない人数だからじゃなくて、やはり町に人を呼ぶ、そういった家庭を山元町で住ませたいというような対策としては、十分な対策だと思いますし、4、5千万円という予算だということなんですが、いろいろな形で検討していただいて、ぜひ今すぐとも言いませんので、ぜひ医療費の助成も検討するという町長のご答弁あったように、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

それでは最後に、我が町の教育方針ということで、先ほどご答弁いただきました。

確かに教育長言われるような手厚い対策だったり、いろいろな方策をやっていただいております。先ほどほかの議員からも質問の際に、子供の教育、そういったものがいろいろな形でやるべきじゃないかというご指摘もあったとおり、私も本当に難しいといったら大変失礼なんですけれども、いろいろな難しいことというのはなかなか覚えにくいのであれなんですけど、私は子供というのは今だからこそ文武両道、勉強、スポーツ、そういったものをしっかり教育すべきじゃないかと思っております。

教育ということで、事例にあった東鳴瀬村の事例からもすると、やはり教育長さん言われるように、地域も取り込んで学校一丸となって子供を育てるんだよということなんですけど、そういった対策の中で、登校拒否も何名かいるということなんですけど、まず、お勉強、教育部門で特に力を入れて、落ちこぼれがないような形で進めている事例、方針がありましたら、お聞かせ願いたいんですが。

教育長（森 憲一君）はい、議長。先ほどの答弁の中には具体的目標とか、そういったものはお話し、細かくてできませんでしたが、学校では教育目標でございますので、子供たちをどのように育てていくかというのは、どうしても目標というレベルになりますと、やはり総花的になってしまうというふうな状況もございます。

その中で、今議員がお話しのところをあえてピックアップすれば、やはり個性を伸ばす主体的な学習の展開であるとか、あるいは夢とか希望を育むキャリア教育であるとか、そういったところに子どもは、特に中学校ではそういったところに力を入れながら、今学習の展開をしてもらっているというふうになります。

子供たちは、中学校、ちょうど今来週に後期の選抜の高校入試があるわけでございますけれども、中には議員にもお力添えをいただいておりますけれども、少年スポーツ団、先ほど文武両道というお話がございましたけれども、そういった中で、前回の12月だったと思いますが、そのときもお話しさせていただきましたが、本町の子供たちのスポーツ少年団の加入率というのは非常に高うございます。県内ではトップレベルにあります。

そういった中で、いろいろ子供たちを育てていただいているというふうなことになるだろうというふうに思っておりますし、また、いわゆる義務教育でございますので、オンリーワンをつくるのではなくて、やっぱりエブリワンなんですよね。先ほど来申し上げ

げていますように不登校の問題であるとか、あるいはひとり親の問題であるとか、さまざまございますので、いかに特にとりわけ、言葉はちょっと失礼ですけども、配慮しなければならぬ児童生徒をどうやってレベルアップするかということにやっぱり力を注がざるを得ないというのが現状でございます。

その中で、やっぱり抜きん出てそういう小さいときから特定のスポーツなどで培われた技でもって全国レベルまで行く子供も1年に、あるいは2年に何人かは出ているというふうな現状でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。今いろいろお話しいただいたんですが、それで、先ほどの大和議員の解答にスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとかという、新たないろいろ取り組みがあるんですが、私は昔、昔といってもまだ教育長より若いんですけども、やっぱりじいちゃん、ばあちゃんとか、地域の方々というのはそういうところに取り込むべきじゃないかなと思うんですよね。授業参観は学校にお父さん、お母さん行くだけじゃなくて、地域の方だったり、おじいちゃん、ばあちゃんも積極的に入ってもらって、やはり地域の方がその子供を見ているんだよという意識づけが私は大切なんじゃないかなと思うんですね。

だから、私もたまに散歩なんかすると、「おはよう」なんて言っても返事しない子供もいます。でも、何回かするとやっぱり「おはようございます」と言うようになっていくんです。子供というのは、やはり勝手にそのように大きくなったわけじゃなくて、環境もあったと思うんです。でも、やはり今この少数精鋭と言われるように、子供が少ないわけですから、何とか社会に出てもどこにやっても恥ずかしくない子供をつくるのが義務教育じゃないかなと私思うんですよ。

だから、そういった点から、ぜひその事例には先ほど言った東鳴瀬村のお話もあるんですけども、やはり地域、そういった人たちがかわれば、余り子供にいろいろなことという、なかなか殻に閉じこもってしまうんです。私もスポ少で経験あるんですけども、やはり同級生が声をかけてやったりとか、あと、1回2回じゃなくて継続して声をかけていくというのが私の成功例なんです。

だから、そういったものは、知恵としておじいちゃん、おばあちゃんは持っているし、常に大人の人が見ていけば、なかなか登校拒否とか、悪いこともできないと思うので、そういった部分も取り入れて、立派な肩書も大切なんですけれども、やはりこの町の子供はこの町の大人、我々が育てなきゃならないんじゃないかなというふうに思います。

それで最後、先ほど私より先に教育長から文武両道の武のほうを言われてしまったんですけども、やはりスポーツの振興、これはなくてはならないものだと思います。その中で、私がちょっと危惧するのは、仮設も延長されて、場所が体育文化センターの仮設が最終的に集約される場所だということなんですけれども、今施設がなくて、不便を来しているのは山元町だけではないわけですね。被災しているところは、全てそうなんです。

それで、その中で、前回もちょっとお話しかけたんですが、民有地を借りて活動しているクラブもあるわけです。そうすると、町が本来準備しなきゃならないところを地主さんのご厚意で借りている。その中で、料金も取らないし、逆に頑張れと応援してもらっているんですけども、そういうところにぜひ町としても支援という形よりは、グラウンドであれば土を少し入れてもらうとか、整備してもらうとか、そういった予算も

つけていただいて、やはり先ほど教育長も言われたように、学校だけじゃなくてスポ少の影響も大きいということも私も思いますので、そういう支援を十分ご検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。議員の言われた内容は、私も全く同感でございますし、これからの子供たちをどうやって育てていかなければならないかと。やっぱりその基本は、その家族の中で、おじいちゃん、おばあちゃんへの教えがあり、そういう温かい中で育まれば不登校の問題とか、さまざまな課題も多くは解決の糸口が見つかるだろうというふうに考えてございます。

さて、今のスポーツ少年団のあれですが、私どもは、スポーツ少年団の指導者の方々がその練習場所になかなか苦慮されているというのも重々存じ上げております。

民有地をお借りしている場所にも何回か行ってございますけれども、例えば1墨側であるとか、3墨側のところには砂とか土が積まれて、スコップが置いてあると、そういう状況も承知しております。きっと皆さん方で力を合せながら、あるいは親の会の皆さんで合せながら運んで、その足りないところに土をまいているんだらうなというふうな思いをしながら帰ってきているところでございます。

そのことについては、少し時間がかかるかもしれませんが、検討をさせていただければというふうに思っているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。時間もちょっと押し迫っています。

最後にですが、ことし4月9日に山元町で唯一開催される野球大会があります。ここは、ことしで14回目の大会になるんですが、チームが子供が減ったことで、開催を危ぶまれたんですが、お隣の町の協力を得て、何とか開催にこぎつけたわけです。

縮小してやりたいという思いもあったんですが、毎年参加するチーム、とにかくこの町に来て、大会に出て優勝したいということで、目標にしているから、そういう減らさないでほしいと。場所もないんだということだったんですが、とにかくみんなで協力するので、その大会を継続してほしいというようなことで、今回開催されました。

その中で、何を言いたいかという、やはり交流人口ということ考えたときに、これはとても大切なことじゃないかなと。ちょっとした小さなことなんですけれども、そこでぜひ町としてもこういった人的支援で結構です。開催を町と一緒にできれば、もっともっと大会も盛り上がりますし、この町をどんどん子供たちが知ることによって、被災者のことも理解できるようになると思いますし、すばらしい効果だと思います。

そういった人的支援を何とかできるかどうか、最後に確認したいと思います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。あと1カ月ということのようでございますけれども、ちょっと内容等、十分承知しておりませんので、開催要綱なりを一度見せていただきながら、我々でできるところが、あるいは何か一緒にやれるところがあるかどうか、ちょっと検討させていただきたく思います。

ただ、年度初めでございますので、ちょうど9日というと、学校が始まる直前の状況でございますので、それは必ずしも期待にお応えできないかもしれませんことをお断りを申し上げながら、検討させていただきたく思っております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。大変私ちょっと説明が下手で大変申しわけありません。ことしは何とかそういう開催にこぎつけて、OBだったり、他町のスポ少の協力を得られましたので、ただ、ますます子供が減ってくると来年はちょっと厳しくなってくるというこ

ともありますので、ぜひ来年以降にご検討いただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（阿部 均君）7番菊地康彦君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の会議は3月4日午前10時開議であります。

大変ご苦勞さまでございました。

午後6時00分 延 会
